令和元年度

中国残留邦人等支援に係る 全 国 担 当 者 会 議

(参考資料)

令和元年5月17日(金)

厚生労働省社会 - 援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室

目 次

1	中国残留邦人等対策に関する略史1
2	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
	特定配偶者の自立の支援に関する法律」の概要
3	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
	特定配偶者の自立の支援に関する法律
4	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
	特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令18
5	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
	特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則48
6	中国残留邦人等に対する支援策79
7	定着促進対策の概要80
8	中国帰国者の年度別帰国状況(昭 47.9.29 日中国交正常化後)82
9	樺太等帰国者の年度別帰国状況(平成元年度以降)83
10	都道府県別中国帰国者等の帰国直後の定着地状況84
11	孤児関係統計一覧85
12	令和元年度中国残留邦人等支援関係予算の概要87
(中	中国残留日本人孤児調査等)
13	肉親調査の経過
14	身元未判明孤児肉親調査員について90
15	未帰還者及び未帰還者とみなす者91
16	未帰還者等の調査事務のフロー図93
17	未帰還者等集計表(地域別・資料年次別)94
18	都道府県別中国における一般邦人の未帰還者数95
(<u>)</u>	昂国受入対策)
19	中国からの永住帰国手続関係フローチャート96
20	樺太等からの永住帰国手続関係フローチャート97
21	永住帰国を希望している中国残留邦人の肉親に関する調査等の実施について98
22	中国残留邦人等の日本入国に係る手続101
23	身元引受人あっせん手続に係るフローチャート102
24	中国残留邦人等に対する身元引受人制度及び身元引受人実施要領について103
25	帰国直後の研修内容113
26	定着促進事業宿泊施設退所時の出迎えに係るフローチャート114
27	永住帰国した中国残留邦人等であることの証明について115

28	中国からの一時帰国手続関係フローチャート	. 119
29	樺太等からの一時帰国手続関係フローチャート	. 120
•	生活支援)	
30	国民年金に係る特例措置対象者該当申出のために必要な永住帰国した中国残留邦人等	
	であることの証明について	. 121
31	満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金申請書類	. 124
32	「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて	. 129
33	支援給付基準額の例(1級地-1)	. 130
34	要支援世帯が2世等と同居している場合の取扱い	. 131
35	医療支援給付事務手続きの流れ	. 132
36	生活保護制度と支援給付の対比表(相違点)	. 133
37	配偶者支援金	. 135
38	支援給付世帯数	. 136
39	支援・相談員について	. 138
40	地域生活支援事業対象者(=永住帰国援護の対象者)を把握する際に確認する	
	証明書等の様式	. 139
41	中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」	. 143
42	中国帰国者等就労対策フローチャート	. 149
43	首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」	
	におけるスクーリング事業実施要領について	. 152
44	首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」	
	におけるスクーリング事業実施要領の取扱いについて	. 155
45	日本語学習支援事業「遠隔学習課程」と「スクーリング」のフローチャート	. 170
46	平成30年度都道府県別スクーリング実施状況一覧	. 171
47	平成30年度都道府県別「遠隔学習課程」受講者の状況(のべ人数)	. 172
48	中国帰国者支援・交流センター一覧	
49	遺族及留守家族等援護事務委託費(支援・相談員配置経費)の経理事務等の	
	流れについて	. 174

1 中国残留邦人等対策に関する略史

(年月日)	(中国残留邦人対策事項等)	(樺太等残留邦人対策事項等)
1945(昭20)8.9	中国残留孤児及び残留婦人等の発生	
8.		 樺太残留邦人の発生(約38万人。※推定。千島を含む一般邦人)
8.15	天皇陛下、終戦の詔書録音放送	
8.23		樺太からの緊急疎開中断
9.2	 降伏文書調印(東京湾の米戦艦ミズーリ号上で降伏文書に署名)	
1946(昭21)5.14	中国(東北部)からの集団引揚げ開始	
12. 5		樺太からの集団引揚げ開始(前期集団引揚げ)
1949(昭24)7.		樺太からの集団引揚げ中断
10.1	中華人民共和国成立	
10.3	中国(大連)からの集団引揚中断	
	(旧満州地域からの最終は、昭23.8.19)	
1951(昭26) 9.8	対日平和条約、日米安全保障条約調印(サンフランシスコにて)	
1952(昭27) 2.25	個別引揚者の船運賃の負担(帰国に要する船運賃を国庫負担)	
3.18	海外邦人の引揚に関する件(閣議決定)	
1953(昭28)2.27	引揚者に対し帰還手当を支給	(昭62から自立支度金に改称)
3.23	中国からの集団引揚再開	
8.1	未帰還者留守家族等援	· 護法 (法律第161号)公布
1956(昭31)12.12		日ソ国交正常化
1957(昭32)8.1		樺太からの集団引揚げ再開
		(後期集団引揚げ。昭和34年9月まで継続。以後、個別引揚げ)
1958(昭33) 7.13	中国からの集団引揚終了(以後は個別引揚げ)	
1959(昭34) 3.3	未帰還者に関する特別措置法(法律第7号)公布	
1962(昭37)6.1	中国地域引揚者に対する出境地までの帰国旅費の支給	
	(日赤に委託し実施)	
1972(昭47)9.29	日中国交正常化(北京において共同声明に調印)	
1973(昭48)10.16	中国からの引揚者に対する帰国旅費国庫負担手続の変更	
10.31	中国在留邦人の一時帰国(里帰り)旅費を	
	国が全額負担することを決定	
1975(昭50)3.12	中国残留孤児の身元調査のため報道機関による第1回	
	公開調査実施(以後公開調査は昭56.1まで9回実施)	
1977(昭52)7.1	引揚者生活指導員(昭62に自立指導員に改称)の派遣	
	日中平和友好条約署名‧調印(10.23批准書交換)	
1979(昭54)1.26	中国からの帰国者に対し、語学教材の支給開始	
	(昭52.4以降の帰国者に支給)	
	一時帰国経験者であっても永住帰国援護を行うこととした。	
1980(昭55)11.5	中国残留孤児問題について第1回関係各省庁連絡会議開催	
	(以降平24.4まで39回開催。第1回は外務省主催、	
	第2回目以降は厚生省主催)	
	第1次訪日調査実施(以降平11年度まで通算30回実施。以後は訪日対面調査)	
1982(昭57)3.26	中国残留日本人孤児問題懇談会発足	
	(以降平元年度まで通算18回)	
1983(昭58)3.8	中国からの帰国者及び日本語指導者に対して、日本語教材	
	「中国からの帰国者のための生活日本語」の配布(文化庁から)	
	(財)中国残留孤児援護基金設立	
1984 (昭59)2.1	中国帰国孤児定着促進センター開所(所沢)	
2:-	(平6.4.1「中国帰国者定着促進センター」に改称)	
3.17	中国残留日本人孤児問題の解決に関する口上書を日中両国間で交換	
7.00	(①養父母に対する扶養費の送金②未判明孤児の受入等)	
7.30	中国政府及び東北三省政府孤児問題担当者を日本へ招待	
	(以後平成3年度まで毎年日中交互に担当者を招待、	
44.4	平成8年度交互実施)	
11.6	(財)中国残留孤児援護基金が帰国孤児の養父母を日本へ招待	
-	(以降毎年招待)	

(年月日)	(中国残留邦人対策事項等)	(樺太等残留邦人対策事項等)
1985(昭60)3.29	身元未判明孤児の永住帰国受入れ(身元引受人制度の創設)	
	肉親調査にコンピューター・システム導入	
	帰国孤児の養父母に対する扶養費に関する口上書を日中両国間で交換	
0.0	帰国孤児1人につき1人分	
	・10.800元(60元×12月×15年)	
	10,000元(00元~12万~13年) 1(財)中国残留孤児援護基金から中国紅十字会総会へ送金	
10.15		
12.15	中国帰国孤児定着促進センター(所沢)を拡充	
1007/5700) 11	(年間受入能力 90世帯→ 180世帯)	
1987(昭62)4.1	大阪中国帰国孤児定着促進センター開所	
	(平6.4.1「大阪中国帰国者定着促進センター」に改称)	
	再一時帰国援護開始(対象:一時帰国後概ね10年経過した者)	
	北海道中国帰国孤児定着促進センター開所	
	福島中国帰国孤児定着促進センター開所	
7.1	福岡中国帰国孤児定着促進センター開所	
	(平6.4.1「福岡中国帰国者定着促進センター」に改称)	
10.1	愛知中国帰国孤児定着促進センター開所	
1988(昭63)6.1	埼玉県等(神奈川、愛知、大阪、長崎、鹿児島)の6か所に	
	中国帰国者自立研修センター開所	
6.5	兵庫県中国帰国者自立研修センター開所	
6.23	長野県中国帰国者自立研修センター開所	
6.24	京都府中国帰国者自立研修センター開所	
7.1	東京都中国帰国者自立研修センター開所	
	福岡県中国帰国者自立研修センター開所	
7.21	広島県中国帰国者自立研修センター開所	
	山形県中国帰国者自立研修センター開所	
	高知県中国帰国者自立研修センター開所	
	千葉県中国帰国者自立研修センター開所 (計15か所)	
12.26		 樺太等残留邦人に対する一時帰国制度創設
	 自立支援通訳、巡回健康相談の実施	「「「「「「」」」 「「「「」」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」
	日立文 日本文	
7.51	を拒み、その相談相手となることが期待できない者の相談相手)制度の創設	
10 10	中国帰国者自立対策委員会発足(以降平2年度までに2回開催)	
1990(平2)5.28		 樺太等残留邦人集団一時帰国(第1次)
6.25		樺太未帰還邦人現地実態調査実施(~7.6)
1991(平3)4.1		住為不清達邦乃茲地夫認調且夫地(* 7.0) 存費支給開始
		了上良文和闭如
	北海道中国帰国孤児定着促進センター閉所	
	特別身元引受人制度の対象者に残留婦人等を追加	
	福島中国帰国孤児定着促進センター閉所	
	愛知中国帰国孤児定着促進センター閉所	
	障害のある者の介護人及びその世帯の永住帰国援護の開始	
1993(平5)4.16		樺太等残留邦人再一時帰国援護開始(対象:在日親族の病気等)
12.15	中国残留邦人の帰国問題の解決に関する口上書を日中両国間で交換	
	早期に永住帰国を希望する中国残留邦人等の受入3か年計画を発表)
1994(平6)4.6		登進及び永住帰国後の自立の支援に
		30号)公布(10.1施行) '
	中国帰国者定着促進センター長野分室開所	
6.23		E帰国に当たり、この者を扶養する
	ため同伴帰国する子1	世帯を援護対象とした。
	民間団体に集団一時帰国の援護事業を委託	
	中国帰国者定着促進センター山形分室開所	
11.9	国民年金法等の一部を改正する法律公布(帰国者支援法の一部の	收正、中国残留邦人等に対する国民年金の特例措置 平8.4.1施行)
1995(平7)2.1	身元引受人制度の一本化(特別身元引受人を統合)	
4.1		民間団体に集団一時帰国の援護事業を委託
	60歳以上の高齢残留邦人の永住	E帰国に当たり、この者を扶養する
	ため同伴帰国する子1	世帯を援護対象とした。
	身元未判明孤児の就籍援助の開始	
	•	•

(年月日)	(中国残留邦人対策事項等)	(樺太等残留邦人対策事項等)
5.24	静岡県中国帰国者自立研修センター開所	
7.1	宮城中国帰国者定着促進センター開所	
	広島中国帰国者定着促進センター開所	
7.10	岩手県中国帰国者自立研修センター開所	
7.27	福島県中国帰国者自立研修センター開所	
9.1	東京都武蔵野中国帰国者自立研修センター開所	
10.1	中国残留邦人等の一時帰国の領	毎年化、滞在費支給要件の緩和
	 一時帰国の滞在費支給要件を緩和し、親族も支給対象とした。	
	岐阜中国帰国者定着促進センター開所	
	(定着促進センターは全国で8か所(分室を含む。)となる。)	
10.2	北海道中国帰国者自立研修センター開所	
	 (自立研修センターは全国で20か所となる。)	
1996(平8) 4.1	中国残留邦人等に係る新た	 な国民年金の特例措置施行
	 中国帰国者自立研修センターにおける帰国2年目以降の者に対する	
	日本語再研修開始	
1997(平9)4.1		- :帰国に当たり、この者を扶養する
	ため同伴帰国する子1	
1998(平10)1.31	中国帰国者定着促進センター山形分室閉所	
10.12		 中国帰国者定着促進センターに入所開始(埼玉県所沢市)
	 岐阜中国帰国者定着促進センター閉所	
	広島中国帰国者定着促進センター閉所	
1999(平11) 3.1		├────────────────────────────────────
	 宮城中国帰国者定着促進センター閉所	
0.01	(定着促進センターは全国で4か所(分室を含む。)となる。)	
7.31	高知県中国帰国者自立研修センター閉所	
•	訪日調査の見直しに係る口上書を日中間で交換	
	中国帰国者支援に関する検討会開催	
0.21	(平12.11までに7回開催、12.4報告書提出)	
8.31	長崎県中国帰国者自立研修センター閉所	
	静岡県中国帰国者自立研修センター閉所	
	訪日対面調査実施(見直し後第1回、4名訪日3名判明)	
12.3		 樺太現地実態調査
	 兵庫県中国帰国者自立研修センター閉所	
12.01	(自立研修センターは全国で16か所となる。)	
2001(平13)331	岩手県中国帰国者自立研修センター閉所	
2001(10) 0.01	(自立研修センターは全国で15か所となる。)	
	オリエンテーション)実施	
4.1		 中国帰国者自立研修センターへの通所を認める。
7.23		構 は は は は は は は は は に は に に
	 中国帰国者支援・交流センター(首都圏、近畿)開設(東京、大	I
	中国帰国者定着促進センター長野分室閉所	
11.00	(定着促進センターは全国で3か所となる。)	
2002(亚14) 2 21	東京都武蔵野中国帰国者自立研修センター閉所	
2002(14) 0.01	(自立研修センターは全国で14か所となる。)	
9.30	福島県中国帰国者自立研修センター閉所	
0.00	(自立研修センターは全国で13か所となる。)	
12.31	鹿児島県中国帰国者自立研修センター閉所	
12.01	に自立研修センターは全国で12か所となる。)	
2003(平15)	中国残留孤児の日中共同(訪中)調査の集中調査(2か年計画)の開始	
	中国帰国者支援・交流センターにおける日本語通信教育開始	I
	福岡中国帰国者定着促進センター閉所	
	「国間中国が国首を指定とピング はが はまん はまん はまん はまん はまま (定差促進センターは全国で2か所となる。)	
	九州中国帰国者支援・交流センター開設(福岡)	
0. 1	(支援・交流センターは全国で3か所となる。)	
		<u> </u>

(年月日)	(中国残留邦人対策事項等)	(樺太等残留邦人対策事項等)	
2006(平18) 8.31	愛知県中国帰国者自立研修センター閉所		
	広島県中国帰国者自立研修センター閉所		
	(自立研修センターは全国で10か所となる。)		
9.1	 東海・北陸中国帰国者支援・交流センター開所		
	中国・四国中国帰国者支援・交流センター開所		
	(支援・交流センターは全国で5か所となる。)		
2007(平19)3.31	埼玉県中国帰国者自立研修センター閉所		
	(自立研修センターは全国で9か所となる。)		
6.30	山形県中国帰国者自立研修センター閉所		
	(自立研修センターは全国で8か所となる。)		
7.9	中国残留邦人等に対する新たな支	援策が、与党中国残留邦人支援に	
	関するプロジェクトチーム!	こおいて取りまとめられた。	
7.31	北海道中国帰国者自立研修センター閉所		
	(自立研修センターは全国で7か所となる。)		
8. 1	北海道中国帰国者支援・交流センター開所		
	(支援・交流センターは全国で6か所となる。)		
	東北中国帰国者支援・交流センター開所		
	(支援・交流センターは全国で7か所となる。)		
12.5	新たな支援策を実施するための改	· 正支援法公布(平19年法律第127号)	
12.31	福岡県中国帰国者自立研修センター閉所		
2008(平20)1.1	出岡宗平国帝国自己弘明をピング 3117		
3.31	長野県中国帰国者自立研修センター閉所		
	京都府中国帰国者自立研修センター閉所		
	(自立研修センターは全国で4か所となる。)		
4. 1	老齢基礎年金等の満額改定開始		
	老齢基礎年金等を補気	記する支援給付の実施	
	中国残留邦人等地域	生活支援事業の実施	
	支援•相診	6員の配置	
4.30	大阪中国帰国者定着促進センター閉所		
	(定着促進センターは全国で1か所となる。)		
2009(平21)1.25	中国残留邦人への理解を深めるシンポジウム(福岡県に於いて開催)		
2.1	中国残留邦人への理解を深めるシンポジウム(長野県に於いて開催)		
3.1	中国残留邦人への理解を深めるシンポジウム(東京都に於いて開催)		
3.31	千葉県中国帰国者自立研修センター閉所		
3.31	神奈川県中国帰国者自立研修センター閉所		
	(自立研修センターは全国で2ヶ所となる。)		
4.1	かつて脱退手当金等を受給した方	についても満額の老齢基礎年金等	
	の受給が可能と	なるよう政令改正	
6.1	同居している2世等の収入の	認定方法等に関する省令改正	
2010(平22)2.21	中国残留邦人への理解を深めるシンポジウム(大阪府に於いて開催)		
2011(平23)2.12	中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム(愛知県に於いて開催)		
11.5	中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム(広島県に於いて開催)		
2012(平24)10.13	中国・樺太残留邦人への理解を深めるシンポジウム(北海道に於いて開催)		
2013(平25)3.31	東京都・大阪府中国帰国者自立研修センター閉所		
	(平25.4からは、自立研修センター機能を中国帰国者支援・交流	センター(北海道、首都圏)に移行し、自立研修事業として実施)	
12.13	配偶者支援金支給のための改正支	接法公布(平成25年法律第104号)	
2014(平26)2.8	中国残留邦人等への理解を深めるシンポジウム(宮城県に於いて開催)		
10.1	改正支援法の施行(配偶者支援金の実施)		
10.18			
2015(平27)11.14			
2016(平28)3.31		・中国帰国者支援・交流センター(首都圏)に統合)	
	多地域・複数開催の中国残留邦人等への理解を深める普及啓		
10.16	中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部育成事:	業の開始(中国帰国者支援・交流センター(首都圏)に於いて実施)	

2 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の概要

1 目的(第1条)

今次の大戦に起因する混乱等により生じた、中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、①円滑な帰国促進及び、②帰国後の自立支援を行うこと

2 対象者(第2条)

- (1) 中国残留邦人等
 - ① 中国の地域において昭和20年9月2日以前から引き続き居住しており、日本国民として本邦に本籍を有していた者
 - ② ①の者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者
 - ③ ①又は②と同様の事情にあるものとして省令で定める者
 - ④ 中国以外の地域(樺太等)において①~③の事情にある者
- (2)特定中国残留邦人等(第13条第2項)

中国残留邦人等のうち昭和36年4月以降に初めて永住帰国した者

(3)特定配偶者

特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者

3 国等の責務

- (1) 円滑な帰国の促進(国) (第3条)
- (2) 早期の自立の促進(国及び地方公共団体)(第4条)
- (3) 有機的連携による施策の策定、実施(国及び地方公共団体)(第5条)

4 支援施策(第6条~)

	項 目	具 体 的 施 策	
第6条	永住帰国旅費の	・永住帰国のための旅行に要する費用の支給	
	支給等	・入国手続の円滑化	
第7条	自立支度金の支給	・帰国後の生活基盤の確立に資するために必要な資金の支給	
第8条	生活相談等	・中国帰国者定着促進センターへの入所	
		・中国帰国者自立研修センターでの研修等	
		・中国帰国者支援・交流センターでの支援 等	
第9条	住宅の供給の促進	・公営住宅への優先入居の措置等	
第10条	雇用の機会の確保	・就職のあっせん等	
第11条	教育の機会の確保	・中国帰国者等の子女の学校への受入等	
第12条	就籍手続等に係る	・説明会の開催	
	便宜供与	・身元確認関係資料の提供	
第13条(※)	国民年金の特例	・満額の老齢基礎年金等の支給	
		(帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期	
		間についても保険料の納付を認める。納付に必要な額は一時金として	
		全額国が支給することにより、満額の老齢基礎年金等を支給)	
第14条(※)	支援給付の実施	・老齢基礎年金を補完する支援給付	
		(その者の属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に行う)	
第15条	配偶者支援金の支給	・ 中国残留邦人等の死亡後に残された特定配偶者に対し、支援給付に	
		加え、配偶者支援金を支給	
第16条(※)	譲渡等の禁止等	・一時金及び支援給付、配偶者支援金を受ける権利の、譲渡・差し押さ	
		え等はできない	
		・一時金及び支援給付、配偶者支援金は、課税対象外である	
第17条	情報の提供	・日本年金機構は、厚生労働大臣に対し、一時金の支給及び保険料の	
		納付に関して必要な情報の提供を行う	
第18条	一時帰国旅費の	・一時帰国のための旅行に要する費用の支給	
	支給等	・入国手続の円滑化	
第19条	事務の区分	・生活保護法の規定の例による支援給付にかかるとされた事務は、第1	
		号法定受託事務とする	

(※) 特定中国残留邦人等に限る。

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律

> (平成六年四月六日) (法律第三十号)

(目的)

第一条 この法律は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を行うことを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「中国残留邦人等」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
 - 二 中国の地域以外の地域において前号に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者
- 2 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の厚生労働省令を定めようとするときは、 あらかじめ、法務大臣及び外務大臣と協議しなければならない。
- 3 この法律において「特定配偶者」とは、第十三条第二項に規定する特定中国残留 邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者(婚姻の届 出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項に規定する 特定中国残留邦人等以外の者に限る。)である者をいう。
- 4 この法律において「永住帰国」とは、本邦に永住する目的で本邦に帰国することをいう。
- 5 この法律において「一時帰国」とは、親族の訪問、墓参りその他の厚生労働省令で定める目的で本邦に短期間滞在するために本邦に帰国することをいう。

(国等の責務)

第三条 国は、本邦への帰国を希望する中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するため、 必要な施策を講ずるものとする。

- 第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域 社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるも のとする。
- 2 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、 援助を行うものとする。
- 第五条 国及び地方公共団体は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援のための施策を有機的連携の下 に総合的に、策定し、及び実施するものとする。

(永住帰国旅費の支給等)

- 第六条 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、当該永住帰国のための旅行に要する費用(当 該永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当 該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものがいる場合には、当 該親族等の本邦への旅行に要する費用を含む。)を支給する。
- 2 国は、中国残留邦人等が永住帰国する場合には、当該中国残留邦人等及びその親 族等(前項に規定する当該親族等をいう。以下第十一条までにおいて同じ。)が出 入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)その他出入国に関する 法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の配慮をす るものとする。

(自立支度金の支給)

第七条 国は、中国残留邦人等が永住帰国した場合には、当該中国残留邦人等に対し、 厚生労働省令で定めるところにより、中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の 確立に資するために必要な資金を、一時金として支給する。

(生活相談等)

第八条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が日常 生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に 応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるも のとする。

(住宅の供給の促進)

- 第九条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。次項において同じ。)等の供給の促進のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合には、永住帰国した中国残留邦人等 及びその親族等の居住の安定が図られるよう特別の配慮をするものとする。

(雇用の機会の確保)

第十条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の雇用 の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずる ものとする。

(教育の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等が必要な教育を受けることができるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ずるものとする。

(就籍等の手続に係る便宜の供与)

第十二条 国は、永住帰国した中国残留邦人等が戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百十条第一項に規定する就籍その他戸籍に関する手続を行う場合においてその手続を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

(国民年金の特例等)

- 第十三条 永住帰国した中国残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この項及び第五項において同じ。)であって、昭和二十一年十二月三十一日以前に生まれたもの(同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)に係る昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間であって政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(以下「旧国民年金法」という。)による被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。)又は国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間(以下「新被保険者期間」という。)とみなす。
- 2 前項に規定する永住帰国した中国残留邦人等(六十歳以上の者に限る。)であって昭和三十六年四月一日以後に初めて永住帰国したもの(以下「特定中国残留邦人等」という。)は、旧被保険者期間又は新被保険者期間(同項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間を含み、旧国民年金法第五条第三項に規定する保険料納付済期間、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間その他の政令で定める期間を除く。第四項において同じ。)に係る保険料を納付することができる。
- 3 国は、特定中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特 定中国残留邦人等の旧被保険者期間(第一項の規定により旧被保険者期間とみなさ れた期間を含む。)及び昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項に規定する厚 生年金保険の被保険者期間(政令で定める期間に限る。)並びに国民年金法による

被保険者期間(第一項の規定により新被保険者期間とみなされた期間を含み、政令で定める期間を除く。)に応じ、政令で定める額の一時金を支給する。

- 4 国は、前項の一時金の支給に当たっては、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎 年金等の支給を受けるために納付する旧被保険者期間又は新被保険者期間に係る 保険料に相当する額として政令で定める額を当該一時金から控除し、当該特定中国 残留邦人等に代わって当該保険料を納付するものとする。
- 5 永住帰国した中国残留邦人等に係る国民年金法に規定する事項及び前各項の規 定の適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政 令で特別の定めをすることができる。

(支援給付の実施)

- 第十四条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。
- 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。
 - 一 生活支援給付
 - 二 住宅支援給付
 - 三 医療支援給付
 - 四 介護支援給付
 - 五 その他政令で定める給付
- 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。
- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規 定の例による。
- 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

- 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による 保護とみなして、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)その他政令で 定める法令の規定を適用する。
- 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に 関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(配偶者支援金の支給)

- 第十五条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規定により支援給付 を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。
- 2 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。
- 3 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。
- 4 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金 の支給に要する費用を負担しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働 省令で定める。

(譲渡等の禁止等)

- 第十六条 第十三条第三項の一時金、支援給付及び配偶者支援金を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- 2 租税その他の公課は、第十三条第三項の一時金、支援給付及び配偶者支援金として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(情報の提供)

第十七条 日本年金機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第十三条第三項の一時金の支給及び同条第四項の保険料の納付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(一時帰国旅費の支給等)

- 第十八条 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合には、当該中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該一時帰国のための旅行に要する費用(当該一時帰国する中国残留邦人等に同行する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものがいる場合又は当該一時帰国のために介護人が必要な場合として厚生労働省令で定める場合には、当該親族等又は当該介護人の本邦への旅行に要する費用を含む。)を支給する。
- 2 国は、中国残留邦人等が一時帰国する場合には、当該中国残留邦人等並びに前項 に規定する当該親族等及び当該介護人が出入国管理及び難民認定法その他出入国

に関する法令の規定に基づき円滑に帰国し又は入国することができるよう特別の 配慮をするものとする。

(事務の区分)

第十九条 第十四条第四項(第十五条第三項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

(平成六年政令第三一六号で平成六年一〇月一日から施行)

附 則 (平成六年一一月九日法律第九五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第三条中厚生年金保険法第百三十六条の三の改正規定及び第十三条の規定 平 成八年四月一日

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

- 第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の

日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで 並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要 な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二〇年政令第三八七号で平成二二年一月一日から施行)

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第百九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

第七十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下 同じ。)の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は 社会保険事務所長(以下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、承認、指定、 認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、 この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大

- 臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
- 2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出 その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がさ れていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行 後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、 報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手 続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。
- 4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(政令への委任)

第七十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月五日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第十四条を第十七条とする改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定 (第十六条に係る部分に限る。)並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定 公布 の日
- 二略
- 三 第十三条の改正規定(同条第三項及び第五項に係る部分を除く。) 平成二十年三 月一日

四 第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十三条の次に三条を加える改正規定(第十四条に係る部分に限る。)並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条の規定 平成二十年四月一日

(支援給付の実施に関する経過措置)

- 第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている同号に掲げる規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「新法」という。)第十四条第一項に規定する特定中国残留邦人等(新法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)に対しては、厚生労働省令で定めるところにより、新法第十四条第一項の支援給付を行うものとする。
- 第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定されている保護施設又は医療機関、介護機関その他厚生労働省令で定める機関(以下「医療機関等」という。)は、新法第十四条第四項(次条第二項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法の規定により設置され、若しくは認可され、又は指定された保護施設又は医療機関等とみなす。

(施行前死亡者の配偶者に対する支援給付の実施)

第四条 特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の配偶者(婚姻 の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残 留邦人等以外の者に限る。以下同じ。)があるものが附則第一条第四号に掲げる規 定の施行前に死亡した場合において、当該配偶者(以下「施行前死亡者の配偶者」 という。)が当該規定の施行の際現に生活保護法による保護を受けている者であり、 かつ、当該規定の施行後も当該施行前死亡者の配偶者の属する世帯の収入の額(厚 生労働省令で定める額を除く。)が当該施行前死亡者の配偶者(当該世帯に厚生労 働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第八条第一 項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定 中国残留邦人等又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第三項の規定によ り同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者(同法第二条第三項に規定 する特定配偶者をいう。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号。以下 この項において「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第二項の規定により なお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦 人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第三 項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者若しくは平成二 十五年改正法附則第二条第三項の規定により中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 十四条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者がある場合を除き、当該施行前

死亡者の配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該施行前死亡者の配偶者の生活を支援する給付(以下「支援給付」という。)を行うものとする。ただし、当該施行前死亡者の配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。

- 2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第二項及び第四項から第八項まで並 びに第十六条の規定は、支援給付について準用する。
- 3 前項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項におい てその例によるものとされた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれ ぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自 治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受 託事務とする。

(訴訟上の救助により猶予された費用に関する特例等)

- 第五条 この法律の公布の際現に係属している永住帰国した中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第二条第一項に規定する中国残留邦人等をいう。以下同じ。)又はその相続人その他の一般承継人であると主張する者が国家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)第一条第一項の規定に基づき国に対して提起した訴えに係る訴訟であって、当該者(以下「原告」という。)が国の公務員は原告(原告が中国残留邦人等の相続人その他の一般承継人であると主張する者である場合にあっては、当該中国残留邦人等)を早期に帰国させる義務又はその帰国後にその自立の支援を行う義務に違反したと主張するものにおいて、訴訟上の救助により支払が猶予された費用については、この法律の公布後に当該訴訟につき原告が訴え(原告が敗訴した場合における上訴を含む。)を取り下げ、若しくは請求の放棄をし、又は当事者が裁判所において和解(訴訟を終了させることをその合意の内容とするものに限る。)をしたときは、国は、当該訴訟の原告に対し、これを請求することができない。
- 2 租税その他の公課は、前項の規定により原告が受ける経済的利益を標準として、 課することができない。

附 則 (平成二二年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第二十八条、第百五十九条及び第百六十条の規定 公 布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

(支援給付の実施に関する経過措置)

- 第二条 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等(旧法第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)であって、その者の属する世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定配偶者(この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「新法」という。)第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。)及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。)があるものに対する当該支援給付については、なお従前の例による。
- 2 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けている配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。
- 3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特 定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死

亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、新法第十四条第三項の規定にかかわらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。

(配偶者支援金の支給に関する経過措置)

- 第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項の規 定により同項の支援給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者(同項に規定 する施行前死亡者の配偶者をいう。)であって、当該死亡の時において特定配偶者 に該当するものには、新法第十五条第一項の配偶者支援金を支給するものとする。
- 2 平成二十六年度において、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律 第百四号)附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条第一項に規 定する場合においては、新法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「国 民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七条の三又は第 二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得 たものに限る。)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六 年法律第百四号)附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条の規 定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定に よる改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額」とする。

4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

(平成八年一月三十一日) (政令第十八号)

(被保険者期間の特例)

- 第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十三条第一項に規定する政令で定める期間は、昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、同項に規定する永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。以下この条において「国民年金対象残留期間」という。)とする。
- 2 国民年金対象残留期間のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日(永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するに至った最初の場合における当該永住帰国した日をいう。以下同じ。)から起算して一年を経過した日以後、法第十三条第一項に規定する旧被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。)とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、同項に規定する新被保険者期間(以下「新被保険者期間」という。)とみなす。ただし、国民年金対象残留期間のうちに国民年金の被保険者期間(他の法令の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るものを含む。)があるときは、当該期間については、この限りでない。
- 3 国民年金対象残留期間を計算する場合には、その計算は、国民年金の被保 険者期間の計算の例による。

(法第十三条第二項の政令で定める期間)

第二条 法第十三条第二項に規定する政令で定める期間は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「旧国民年金法」という。)第五条第三項に規定する保険料納付済期間(以下「旧保険料納付済期間」という。)(他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)、国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間(以下「新保険料納付済期間」という。)(他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第二十四号。以下「平成二

十年改正政令」という。)附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年改正政令による改正前のこの政令第四条第四項 (以下「旧令第四条第四項」という。)の規定により旧保険料納付済期間若 しくは新保険料納付済期間とみなされた期間又は六十歳に達した日の属する 月以後の期間とする。

(法第十三条第三項の政令で定める期間)

- 第三条 法第十三条第三項に規定する昭和六十年法律第三十四号附則第八条第 二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間に係る法第十三条第三項の政令 で定める期間は、昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項の規定により 国民年金の保険料納付済期間とみなされた同項各号に掲げる期間とする。
- 2 法第十三条第三項に規定する国民年金法による被保険者期間から除く政令で定める期間は、国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者 (第十二条第二号において「第三号被保険者」という。)としての国民年金の被保険者期間並びに二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間(新保険料納付済期間(他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)に係るものを除く。)とする。

(一時金の額)

- 第四条 法第十三条第三項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額を 第二号に掲げる月数で除して得た額に第三号に掲げる月数を乗じて得た額 (この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上 百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)と する。
 - 一 イに掲げる額と口に掲げる額とを合算した額
 - イ 昭和三十六年四月一日から法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者となった日の三年前の日の属する年度に属する三月三十一日までの期間の各月の国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料につき、当該保険料の額と別表の上欄に掲げる年度に係る当該保険料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額との合計額の総額
 - ロ 法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者となった日の属する年度の前々年度に属する四月一日から当該一時金の支給を受けることができる者となった日の属する年度の前年度に属する三月三十一日までの各月の国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料の額の合計額
 - 二 昭和三十六年四月一日から法第十三条第三項の規定により一時金の支給 を受けることができる者となった日の属する年度の前年度に属する三月三 十一日までの期間の月数
 - 三 法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者の 同項に規定する旧被保険者期間及び同項に規定する昭和六十年法律第三十

四号附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに法第 十三条第三項に規定する国民年金法による被保険者期間の月数

(特例納付月数)

- 第五条 法第十三条第四項の規定により同条第二項に規定する旧被保険者期間 又は同項に規定する新被保険者期間に係る保険料の納付は、特例納付月数を 限度として行うものとする。
- 2 前項の特例納付月数は、四百八十(昭和六十年法律第三十四号附則別表第四の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる数)から旧保険料納付済期間(他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)、新保険料納付済期間(他の法令の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間(昭和六十年法律第三十四号附則第八条第二項各号に掲げる期間については、同条第三項に規定する同条第二項各号に掲げる期間とする。)を含み、国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る二十歳に達した日の属する月前の期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間に係る新保険料納付済期間を除く。)及び旧令第四条第四項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を合算して得た月数を控除して得た数とする。

(保険料の額及び法第十三条第四項の政令で定める額)

- 第六条 法第十三条第四項の規定により納付する同条第二項に規定する旧被保 険者期間又は同項に規定する新被保険者期間に係る同項の保険料の額は、一 月につき、第四条第一号に掲げる額を同条第二号に掲げる月数で除して得た 額とする。
- 2 法第十三条第四項に規定する政令で定める額は、前項の規定により計算した保険料の額に同条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者の前条第一項の特例納付月数(当該特例納付月数のうち、国民年金法第五条第四項に規定する保険料四分の三免除期間に係る期間がある場合にあっては当該期間の月数に四分の三を、同条第五項に規定する保険料半額免除期間に係る期間がある場合にあっては当該期間の月数に二分の一を、同条第六項に規定する保険料四分の一免除期間に係る期間がある場合にあっては当該期間の月数に四分の一を乗じて得た月数とする。)を乗じて得た額(この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)とする。

(国により保険料が納付された国民年金の被保険者期間の特例)

第七条 法第十三条第四項の規定により同条第二項に規定する旧被保険者期間 又は同項に規定する新被保険者期間に係る保険料の納付が行われた期間のう ち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、当該納付が行われ た日以後、旧保険料納付済期間とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間 に係るものは、当該納付が行われた日以後、新保険料納付済期間とみなす。 (昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に係る被保険者期間の特例)

- 第八条 永住帰国した中国残留邦人等(昭和二十二年一月一日以後に生まれた 者であって、永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するもの (法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。)に限る。) の昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(二十 歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和 三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、当該 中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。以下 この条において「国民年金対象残留期間」という。)のうち、昭和六十一年 三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を 経過した日以後、旧国民年金法による被保険者期間及び旧国民年金法第五条 第四項に規定する保険料免除期間(以下「旧保険料免除期間」という。)と みなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日か ら起算して一年を経過した日以後、国民年金法第七条第一項第一号に規定す る第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間及び同法第五条第二項に 規定する保険料免除期間(以下「新保険料免除期間」という。)とみなす。 ただし、国民年金対象残留期間のうちに国民年金の被保険者期間(他の法令 の規定により国民年金の被保険者であった期間とみなされた期間に係るもの を含む。)又は次条第一項の規定による納付が行われた後における当該納付 に係る期間があるときは、当該期間については、この限りでない。
- 2 国民年金対象残留期間を計算する場合には、その計算は、国民年金の被保 険者期間の計算の例による。
- 3 第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた 期間を有する者は、厚生労働省令の定めるところにより、住所地(日本国内 に住所がないときは、日本国内における最後の住所地)の市町村長(特別区 の区長を含む。)を経由して厚生労働大臣に申し出なければならない。 (追納の特例)
- 第九条 前条第一項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、厚生労働大臣に申し出ることにより、当該期間について、保険料を納付することができる。この場合において、当該期間の一部につき保険料を納付するときは、当該納付は、先に経過した月の分から順次に行うものとする。
- 2 前項の保険料の額は、一月につき、第一号に掲げる額を第二号に掲げる月数で除して得た額(この額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。
 - ー イに掲げる額と口に掲げる額とを合算した額
 - イ 昭和三十六年四月一日から前項の規定による納付を行おうとする者の 基準永住帰国日の三年前の日の属する年度に属する三月三十一日までの 期間の各月の国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料につき、当該

保険料の額と別表の上欄に掲げる年度に係る当該保険料の額にそれぞれ 同表の下欄に定める率を乗じて得た額との合計額の総額

- 口 前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前々年度に属する四月一日から当該者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する三月三十一日までの各月の国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料の額の合計額
- 二 昭和三十六年四月一日から前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する三月三十一日までの期間の月数
- 3 厚生労働大臣は、前項に規定する保険料の額を告示するものとする。
- 4 第一項の規定による納付が行われた期間のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、旧保険料納付済期間とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、新保険料納付済期間とみなす。
- 5 第一項の規定による納付が行われたときは、当該納付に係る期間は、当該 納付が行われた日以後、旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間に算入 する。
- 6 第一項の規定による納付は、基準永住帰国日から起算して六年を経過した 日の属する月の末日までに行わなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、第一項の保険料の納付手続その他当該保険料の納付について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(国民年金法による老齢基礎年金等の支給要件等の特例)

第十条 第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間 とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新 保険料免除期間とみなされた期間又は平成二十年改正政令附則第二条第一項 の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年改正政令による 改正前のこの政令第三条第一項(以下「旧令第三条第一項」という。)の規 定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有 する者(昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除 く。)に対する昭和六十年法律第三十四号附則第十八条の規定の適用につい ては、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同 日以後に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十 八号)第七条の規定により同令第二条に規定する旧保険料納付済期間若しく は新保険料納付済期間とみなされた期間、同令第八条第一項の規定により同 項に規定する旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間 又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第二十四号)附則第二 条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令による改正前 の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律施行令第三条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間若し くは新保険料免除期間とみなされた期間」とする。

- 2 六十五歳に達した日において新保険料納付済期間(昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項又は第二項の規定により新保険料納付済期間とみなされたものを含み、同条第四項に規定するものを除く。)及び新保険料免除期間(昭和六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料免除期間とみなされたものを含む。)を有しない者(昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。)であって、同日以後に第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したものの次に掲げる期間を合算した期間が十年以上となったときは、国民年金法第二十六条に定める老齢基礎年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に同法による老齢基礎年金を支給する。
 - 一 第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間 とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間若 しくは新保険料免除期間とみなされた期間
 - 二 第七条、前条第四項及び旧令第四条第四項の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間
 - 三 新保険料納付済期間(国民年金法附則第七条の三第三項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年法律第九十五号」という。)附則第十条第三項及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年法律第百四号」という。)附則第二十一条第二項の規定により新保険料納付済期間に算入するものとされた期間、平成六年法律第九十五号附則第十一条第十項及び平成十六年法律第百四号附則第二十三条第十項の規定により国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなされた期間に係る新保険料納付済期間並びに第七条、前条第四項及び旧令第四条第四項の規定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)
 - 四 国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間(昭和六十年法律第 三十四号附則第八条第四項及び第五項の規定により当該期間に算入するこ ととされたものを含む。以下単に「合算対象期間」という。)
- 3 前項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であって、その権利を取得した当時昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するその者の配偶者によって生計を維持していたときは、国民年金法第二十七条及び第六項において読み替えて適用するものとされた同法第二十八条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定による老齢基礎年金の額は、受給権者が、大正十五年四月二 日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者であって、その権利を取

得した日後にその者の配偶者が昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項各号のいずれかに該当するに至り、かつ、その当時その者がその者の配偶者によって生計を維持していたときは、国民年金法第二十七条及び第六項において読み替えて適用するものとされた同法第二十八条の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第一項に規定する加算額を加算した額とする。ただし、その者が同項ただし書に該当するときは、この限りでない。

- 5 昭和六十年法律第三十四号附則第十四条第四項及び第十六条第一項並びに 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭 和六十一年政令第五十四号)第二十七条の規定は、前二項の場合に準用する。
- 6 第二項の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する国民年金法第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前に」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前に」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「起算して一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」と、同項第一号中「七十歳に達する日」とあるのは「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日(次号において「五年を経過した日」という。)」と、同項第二号中「七十歳に達した日」とあるのは「五年を経過した日」とする。
- 7 国民年金法附則第九条第二項の規定は、合算対象期間の計算について準用 する。
- 第十一条 六十五歳に達した日において次に掲げる期間を合算した期間が十年に満たない者(昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者を除く。)が同日以後に第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより、次に掲げる期間を合算した期間が十年以上となったときは、国民年金法附則第九条の三第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者(同法附則第九条第一項及び昭和六十年法律第三十四号附則第十二条第一項に規定する者を除く。)に国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を支給する。ただし、第一号から第四号までに掲げる期間を合算した期間が一年以上であり、かつ、同法第二十六条ただし書に該当する場合に限る。
 - 一 第七条、第九条第四項又は旧令第四条第四項の規定により旧保険料納付済 期間とみなされた期間
 - 二 国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者(同法附則第五条第一項、平成六年法律第九十五号附則第十一条第一項及び平成十六年法律第百四号附則第二十三条第一項の規定による被保険者を含む。次条第二号において「第一号被保険者」という。)としての国民年金の被保険者期間に係

る新保険料納付済期間(第七条、第九条第四項、旧令第四条第四項又は昭和 六十年法律第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料納付済期間 とみなされた期間を含む。)

- 三 第八条第一項又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間とみ なされた期間
- 四 新保険料免除期間 (第八条第一項、旧令第三条第一項又は昭和六十年法律 第三十四号附則第八条第一項の規定により新保険料免除期間とみなされた 期間を含む。)

五 合算対象期間

六 旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七号)に基づく旧陸軍共済 組合又は国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)第十三条に規 定する共済組合の組合員であった期間であって、同令第十四条に規定するも の(第十五条第一項において「旧共済組合員期間」という。)

(旧国民年金法による老齢年金等の支給要件等の特例)

- 第十二条 六十五歳に達した日において次に掲げる期間を合算した期間が二十五年(旧国民年金法第七十六条の表の上欄に掲げる者にあっては、同表の下欄に掲げる期間とする。以下この条において同じ。)に満たない者(昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項に規定する者に限る。)が同日以後に第七条の規定により旧保険料納付済期間若しくは新保険料納付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより、次に掲げる期間を合算した期間が二十五年以上となったときは、昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第二十六条に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。
 - 一 旧保険料納付済期間(第七条、第九条第四項、旧令第四条第四項又は他の 法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)
 - 二 第一号被保険者又は第三号被保険者としての国民年金の被保険者期間に 係る新保険料納付済期間(第七条、第九条第四項又は旧令第四条第四項の規 定により新保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)
 - 三 旧保険料免除期間(第八条第一項、旧令第三条第一項又は他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。)
 - 四 新保険料免除期間(第八条第一項又は旧令第三条第一項の規定により新保 険料免除期間とみなされた期間を含む。)
- 第十三条 昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた旧国民年金法第七十八条第一項の表の上欄に 掲げる者であって、旧保険料納付済期間(他の法令の規定により旧保険料納 付済期間とみなされた期間を含む。)と旧保険料免除期間(他の法令の規定 により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。)とを合算した期間が同 表の下欄に掲げる期間を超えないものが第七条の規定により旧保険料納付済

期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を有したことにより、旧保険料納付済期間(第七条、第九条第四項、旧令第四条第四項又は他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみなされた期間を含む。以下この条において同じ。)と旧保険料免除期間(第八条第一項、旧令第三条第一項又は他の法令の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。)とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超え、かつ、旧保険料納付済期間が一年以上であるときは、昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十八条第一項に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。

- 第十四条 昭和六十年法律第三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなお その効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第一項の表の上 欄に掲げる者であって、旧保険料納付済期間(他の法令の規定により旧保険 料納付済期間とみなされた期間を含む。)と旧保険料免除期間(他の法令の 規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を含む。)とを合算した期間 が同表の下欄に掲げる期間を超えないものが第七条の規定により旧保険料納 付済期間とみなされた期間、第八条第一項の規定により旧保険料免除期間と みなされた期間又は旧令第三条第一項の規定により旧保険料免除期間とみな された期間を有したことにより、旧保険料納付済期間(第七条、第九条第四 項、旧令第四条第四項又は他の法令の規定により旧保険料納付済期間とみな された期間を含む。以下この条において同じ。)と旧保険料免除期間(第八 条第一項、旧令第三条第一項又は他の法令の規定により旧保険料免除期間と みなされた期間を含む。)とを合算した期間が同表の下欄に掲げる期間を超 え、かつ、旧保険料納付済期間が一年未満であるときは、昭和六十年法律第 三十四号附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ れた旧国民年金法第七十九条の二第一項に定める老齢年金の支給要件に該当 するものとみなして、その者に旧国民年金法による老齢年金を支給する。
- 2 前項の規定による老齢年金の受給権は、その受給権者が前条の規定による 老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
- 第十五条 旧共済組合員期間は、第十二条の規定の適用については、旧保険料 免除期間とみなす。ただし、旧保険料納付済期間(他の法令の規定により旧 保険料納付済期間とみなされた期間を含む。)と旧保険料免除期間(第八条 第一項、旧令第三条第一項又は他の法令の規定により旧保険料免除期間とみ なされた期間を含む。)とを合算した期間が一年以上であり、かつ、旧国民 年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)又は通算老齢年金の受給資 格期間を満たしていない場合に限る。
- 2 前項の規定に該当することにより支給する第十二条の規定による老齢年金 は、旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給す る老齢年金とみなす。

(旧国民年金法による通算老齢年金等の失権の特例)

- 第十六条 旧国民年金法による通算老齢年金の受給権は、その受給権者が第十 二条から第十四条までの規定による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。
- 2 旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金及び旧国民年金 法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給する老齢年金の受 給権は、その受給権者が第十二条又は第十三条の規定による老齢年金の受給 権を取得したときは、消滅する。

(年金額の改定の特例)

第十七条 国民年金法による老齢基礎年金若しくは同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金又は旧国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)、通算老齢年金若しくは旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者(次条第一項の規定による請求をした者(次条第二項及び第三項において「請求者」という。)を除く。)が、第七条の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、法第十三条第四項の規定により同条第二項に規定する旧被保険者期間又は同項に規定する新被保険者期間に係る保険料の納付が行われた日(次条第二項及び第三項において「公費充当日」という。)の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

(繰上げ年金の額の改定の特例)

- 第十八条 国民年金法附則第九条の二第三項(同法附則第九条の三第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、同法附則第九条の二の二第三項若しくは平成六年法律第九十五号附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金又は旧国民年金法第二十八条第二項の規定による老齢年金(以下この条及び第十九条の三第一項第三号において「繰上げ年金」という。)の受給権者であって法第十三条第三項の規定により一時金の支給を受けることができる者(同項の規定により一時金の支給を受けた者を除く。)は、厚生労働大臣に繰上げ年金の額の特例に係る改定を請求することができる。
- 2 請求者が、第七条の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、国民年金法附則第九条の二第三項及び第九条の二の二第三項並びに平成六年法律第九十五号附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金にあっては同条第四項、同法附則第九条の二の二第三項の規定による老齢基礎年金にあっては同条第四項、平成六年法律第九十五号附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金にあっては同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、国民年金法第二十七条の規定の例により計算した額とし、旧国民年金法第二十八条第二項の規定による老齢年金については、同条第三項の規定にかかわらず、旧国民年金法第二十七条の規定の例により計算した額とし、公費充当日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、請求者であって、公費充当日において六十五歳未満

- の者については、この項本文の規定にかかわらず、当該請求者が第七条の規 定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有 したときは前条の規定により年金の額を改定し、当該請求者が六十五歳に達 したときは六十五歳に達した日の属する月の翌月から、この項本文の規定に より年金の額を改定する。
- 3 繰上げ年金(前項本文の規定により年金の額が改定されたものに限る。) を支給する場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(同項ただし書に規定する者にあっては、第一号に掲げる額) を当該繰上げ年金の内払とみなす。ただし、第二号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合(同項ただし書に規定する者に係る場合を除く。) には、この限りでない。
 - 一 公費充当日(前項ただし書に規定する者にあっては、六十五歳に達した日)の属する月までに、請求者に対し繰上げ年金として支給された額の総額
 - 二 請求者に係る老齢基礎年金等(その額を、当該請求者に係る公費充当日の前日における公費充当日の属する月の前月までの旧保険料納付済期間、旧保険料免除期間、新保険料納付済期間及び新保険料免除期間を基礎として、国民年金法附則第九条の二第三項及び第九条の二の二第三項並びに平成六年法律第九十五号附則第二十七条第二項の規定による老齢基礎年金にあっては国民年金法第二十七条の規定の例により、旧国民年金法第二十八条第二項の規定による老齢年金にあっては旧国民年金法第二十七条の規定の例により計算したものとする。)が、当該請求者が六十五歳に達した日の属する月の翌月から公費充当日の属する月までに当該請求者に対し支給されたとした場合の当該給付の額の総額
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の請求手続その他当該繰上げ年金の額の特例に係る改定について必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に係る年金額の改定の特例)
- 第十九条 老齢基礎年金等の受給権者(第八条第一項に規定する永住帰国した中国残留邦人等に限る。)が、同項の規定により旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有したときは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。
- 2 老齢基礎年金等の受給権者が、第九条第四項の規定により旧保険料納付済 期間又は新保険料納付済期間とみなされた期間を有したときは、厚生労働大 臣に対し、年金の額の改定を請求することができる。
- 3 前項の請求は、直近の同項の請求を行った日から起算して一年を経過した 日後でなければ行うことができない。ただし、第八条第一項の規定により旧 保険料免除期間若しくは新保険料免除期間とみなされた期間の全部につき第 九条第一項の規定による納付が行われたとき、又は同項の規定による納付の 期限が経過したときは、この限りでない。
- 4 第二項の請求があったときは、その請求があった日以前において第九条第 五項の規定により旧保険料納付済期間又は新保険料納付済期間に算入された

期間を老齢基礎年金等の額の計算の基礎とするものとし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

- 第十九条の二 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。
 - 一 第八条第三項の規定による申出の受理
 - 二 第九条第一項の規定による申出の受理
 - 三 第十八条第一項の規定による請求の受理
 - 四 第十九条第二項の規定による請求の受理
 - 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限
- 2 国民年金法第百九条の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、機構による前項各号に掲げる権限に係る事務の実施について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

行〔自国国 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)
(以下自立)国践
(以下自立)国践
(以下自立)国践
(以下自立)国践
· (以下 自立
· (以下
作作】
一項各
行令第
"津田
用す
行令第
津田
广

		る第三項
第百九条の四第七項	前各項	中国残留邦人等支援法施行令第
		十九条の二第一項並びに同条第
		二項において準用する第三項、第
		四項及び前項
	第一項各号	同条第一項各号

(機構への事務の委託)

- 第十九条の三 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。
 - 一 第十条第二項、第十一条から第十三条まで及び第十四条第一項の規定による老齢基礎年金又は老齢年金の支給に係る事務(当該老齢基礎年金又は老齢年金の裁定を除く。)
 - 二 第十七条並びに第十九条第一項及び第四項の規定による老齢基礎年金等の額の改定に係る事務(前条第一項第一号及び第二号に掲げる申出の受理並びに同項第四号に掲げる請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く。)
 - 三 第十八条第二項の規定による繰上げ年金の額の改定に係る事務(前条第一項第三号に掲げる請求の受理及び当該改定に係る決定を除く。)
 - 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務
- 2 国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構(次項において「機構」という。)」と、「前項各号」とあるのは「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(同項において「中国残留邦人等支援法施行令」という。)第十九条の三第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「中国残留邦人等支援法施行令第十九条の三第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

(法第十四条第二項第五号の政令で定める給付)

第二十条 法第十四条第二項第五号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法 律第百二十七号。以下「改正法」という。)附則第四条第二項において準用 する場合を含む。)の政令で定める給付は、出産支援給付、生業支援給付及 び葬祭支援給付とする。

(支援給付に係る国民健康保険法等の適用)

- 第二十一条 法第十四条第一項の支援給付(改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。)については、支援給付を生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護(以下「保護」という。)とみなして、次に掲げる法律の規定を適用する。
 - 一 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) 第六条
 - 二 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十一 条

(支援給付に係るその他の法令の適用)

- 第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定 の適用については、当該各号に定めるところによる。
 - 一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 の規定の適用については、支援給付に関する事務を生活保護に関する事務と みなす。
 - 二 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十条の規定の適用については、 支援給付に要する経費を生活保護に要する経費とみなす。
 - 三 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)第十五条 第二項の規定の適用については、同項中「第五十三条第三項」とあるのは「第 五十三条第三項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三 十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項(中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一 部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項におい て準用する場合を含む。以下同じ。)においてその例による場合を含む。)」 と、「生活保護指定医療機関」とあるのは「生活保護指定医療機関(中国残 留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によることとされる生活保 護法第四十九条の規定により指定を受けた医療機関を含む。)」と、「第五 十三条第四項」とあるのは「第五十三条第四項(中国残留邦人等支援法第十 四条第四項においてその例による場合を含む。)」とする。
 - 四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の」とする。
 - 五 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第九条第二項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは、「第三十条第一項ただし書(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の」とする。
 - 六 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する 法律(昭和三十六年法律第二百十五号)第五条第一項の規定の適用について は、同項ただし書中「の規定」とあるのは、「又は中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)の規定」とする。

- 七 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の四第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは、「第三十条第一項ただし書(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)」とする。
- 八 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第百七十 六号)第二十条の規定の適用については、同条中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)」とする。
- 九 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第二十一条の規定の適用については、同条中「被保護者」とあるのは「被保護者(この条の規定により新生活保護法第十五条の二第一項の規定が適用される者に対して中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)により介護支援給付が行われる場合における当該介護支援給付に係る者を含む。)」と、「第十五条の二第一項」とあるのは「第十五条の二第一項(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。)」とする。
- 十 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十九条第三項(同法第二十四条第三項、第五十一条の五第二項、第五十一条の九第三項、第五十二条第二項、第五十六条第三項及び第七十六条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)及び附則第八十一条の規定の適用については、同法第十九条第三項中「第三十条第一項ただし書の」とあるのは「第三十条第一項ただし書(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国

- の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)においてその例による場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と、同法附則第八十一条第一項中「第八十四条の三」とあるのは「第八十四条の三(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。
- 十一 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律 第百十六号) 第十二条及び第十七条の規定の適用については、同法第十二条 第一項中「及び第四十九条の二第一項から第三項まで」とあるのは「及び第 四十九条の二第一項から第三項まで(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十 四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支 援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号) 附則 第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)においてこれらの 規定の例による場合を含む。以下この条及び別表第二号において同じ。)」 と、「同法第四十九条中」とあるのは「生活保護法第四十九条中」と、同条 第二項中「第八十六条第一項の」とあるのは「第八十六条第一項(中国残留 邦人等支援法第十四条第四項においてこれらの規定の例による場合を含む。 以下この条及び別表第三号において同じ。)の」と、「同法第五十四条の二 第一項」とあるのは「生活保護法第五十四条の二第一項」と、同条第五項中 「生活保護法の規定」とあるのは「生活保護法の規定(中国残留邦人等支援 法第十四条第四項においてこれらの規定の例による場合を含む。以下この項 及び第十七条において同じ。)」と、「同法」とあるのは「生活保護法」と
- 十二 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十一条第八項並びに第四十二条第一項及び第三項(これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)と、支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)とみなす。
- 十三 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定の適用について は、次に定めるところによる。
 - イ 地方自治法施行令第百七十条の五第一項の規定の適用については、同項 第二号中「第七十六条第一項」とあるのは、「第七十六条第一項(中国残 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。第百七十四 条の二十九第一項及び第百七十四条の四十九の五第一項において「中国残 留邦人等支援法」という。)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法

律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)においてその例による場合を含む。)」とする。

- ロ 地方自治法施行令第百七十四条の二十九第一項及び第百七十四条の四 十九の五第一項の規定の適用については、支援給付に関する事務を生活保 護に関する事務とみなし、これらの規定中「規定により、都道府県」とあ るのは、「規定(中国残留邦人等支援法第十四条第四項において生活保護 法の規定の例による場合を含む。以下この条において同じ。)により、都 道府県」とする。
- 十四 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項、 第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の十三第一項、第二十七条の二及 び第二十七条の十三第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする 状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。
- 十五 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「第三十条第一項ただし書」とあるのは、「第三十条第一項ただし書(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。第四項において同じ。)」とする。
- 十六 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十七条の六第四項及び第十七条の六の二第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。
- 十七 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第八条第八項並び に第九条第一項及び第三項の規定の適用については、支援給付を受けている 者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。
- 十八 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条 の三の三第八項並びに第十一条の三の五第一項及び第三項(これらの規定を 私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条に おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、支援給付を受けて いる者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみな す。
- 十九 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第 二十三条の三の二第八項並びに第二十三条の三の四第一項及び第三項の規 定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必 要とする状態にある者を要保護者とみなす。
- 二十 老人福祉法施行令(昭和三十八年政令第二百四十七号)の規定の適用に ついては、次に定めるところによる。

- イ 老人福祉法施行令第一条から第四条まで及び第十条の規定の適用については、同令第一条第三号中「規定に」とあるのは「規定又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)に」と、「介護扶助」とあるのは「介護扶助又は介護支援給付」と、同令第二条第三号、第三条第三号、第三条の二第三号、第四条第三号及び第十条第三号中「生活保護法」とあるのは「生活保護法又は中国残留邦人等支援法」と、「介護扶助」とあるのは「介護扶助又は介護支援給付」とする。
- ロ 老人福祉法施行令第六条の規定の適用については、支援給付を保護とみ なす。
- 二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。
- イ 介護保険法施行令第二十二条の二第四項、第二十二条の二の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第三項、第二十九条の二の二第四項から第八項まで、第三十八条第一項並びに第三十九条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。
- 口 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)」とする。
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条、第十九条、第三十五条、第四十三条の三、第四十三条の四第五項及び第四十三条の五第六項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。
- 二十三 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)第十五条第一項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。
- 二十四 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四条第一項(同令附則第十二条において準用する場合を含む。)、第二項、第 三項及び第四項(同令附則第十二条において準用する場合を含む。)、第五 条第一項(同令附則第十三条において準用する場合を含む。)、第二項、第 三項及び第四項(同令附則第十三条において準用する場合を含む。)、第六

条(同令附則第十四条において準用する場合を含む。)、第七条、第九条、第十条、第十一条(同令附則第十五条において準用する場合を含む。)、第十二条、第十三条第一項(同令附則第十六条において準用する場合を含む。)、第二項、第三項及び第四項(同令附則第十六条において準用する場合を含む。)並びに第十四条の二(同令附則第十七条の二において準用する場合を含む。)の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

- 二十五 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第 三百五十八号)第一条第一項の規定の適用については、支援給付を必要とす る状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。
- 二十六 勅令及び政令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、当該命令 を発する者が定める。

(配偶者支援金の支給に係る法令の適用)

- 第二十三条 法第十五条第一項の配偶者支援金(以下この条において「配偶者 支援金」という。)の支給が行われる場合における次の各号に規定する法令 の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
 - 一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定の適用については、配偶者 支援金の支給に関する事務を生活保護に関する事務とみなす。
 - 二 地方財政法第十条の規定の適用については、配偶者支援金の支給に要する 経費を生活保護に要する経費とみなす。
 - 三 地方自治法施行令第百七十四条の二十九第一項及び第百七十四条の四十 九の五第一項の規定の適用については、配偶者支援金の支給に関する事務を 生活保護に関する事務とみなし、これらの規定中「規定により、都道府県」 とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 第三十号)第十五条第三項において準用する同法第十四条第四項において生 活保護法の規定の例による場合を含む。以下この条において同じ。)により、 都道府県」とする。
 - 四 勅令及び政令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項は、当該命令を発する者が定める。

(国の負担)

- 第二十四条 法第十五条第四項の規定による国の負担は、各年度において、同 条第三項において準用する法第十四条第四項の規定により市町村及び都道府 県が支弁した費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その 他の収入の額を控除した額について行う。
- 2 前項の規定により控除しなければならない額が、その年度において市町村及び都道府県が支弁した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支弁額から控除する。

(事務の区分)

第二十五条 第八条第三項の規定により市町村(特別区を含む。)が処理する こととされている事務、法第十四条第四項(法第十五条第三項又は改正法附 則第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)においてその例によることとされる生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)第一条第二項及び第三項の規定により都道府県、市及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を設置する町村が処理することとされている事務並びに第二十二条第十一号の規定により読み替えて適用する道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十二条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する生活保護法の規定(法第十四条第四項においてその例による場合に限る。)により道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に規定する特定広域団体が処理することとされている同法に規定する特定事務等は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

(保険料免除期間等の適用の特例)

- 第二条 平成八年三月三十一日において既に永住帰国した日から引き続き一年 以上本邦に住所を有していた第一条第一項に規定する中国残留邦人等につい て、同項、第二条第二項及び第六項並びに第十条第一項の規定を適用する場 合においては、第一条第一項中「基準永住帰国日(永住帰国した日から引き 続き一年以上本邦に住所を有するに至った最初の場合における当該永住帰国 した日をいう。以下同じ。)から起算して一年を経過した日」とあり、及び 「基準永住帰国日から起算して一年を経過した日」とあるのは「平成八年四 月一日」と、第二条第二項第一号イ中「前項の規定による納付を行おうとす る者の基準永住帰国日の三年前の日の属する年度に属する三月三十一日」と あるのは「平成六年三月三十一日」と、同号ロ中「前項の規定による納付を 行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前々年度に属する四月一日 から当該者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する三月三十一日ま で」とあるのは「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日まで」と、同 項第二号中「前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属 する年度の前年度に属する三月三十一日」とあるのは「平成八年三月三十一 日」と、同条第六項中「基準永住帰国日から起算して六年を経過した日の属 する月の末日」とあるのは「平成十三年三月三十一日」と、第十条第一項中 「基準永住帰国日から起算して一年を経過した日の属する月の翌月」とある のは「平成八年五月」とする。
- 2 基準永住帰国日が平成七年四月二日から平成八年三月三十一日までの間に ある第一条第一項に規定する中国残留邦人等について、第二条第二項の規定 を適用する場合においては、同項第一号イ中「前項の規定による納付を行お うとする者の基準永住帰国日の三年前の日の属する年度に属する三月三十一 日」とあるのは「平成六年三月三十一日」と、同号ロ中「前項の規定による 納付を行おうとする者の基準永住帰国日の属する年度の前々年度に属する四

月一日から当該者の基準永住帰国日の属する年度の前年度に属する三月三十 一日まで」とあるのは「平成六年四月一日から平成八年三月三十一日まで」 と、同項第二号中「前項の規定による納付を行おうとする者の基準永住帰国 日の属する年度の前年度に属する三月三十一日」とあるのは「平成八年三月 三十一日」とする。

(旧国民年金法による老齢年金の額に関する経過措置)

第三条 平成八年三月三十一日において旧国民年金法による老齢年金(昭和六十年法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十七条第一項の規定によりその年金の額が計算されるものに限る。)を受ける権利を有する者の当該老齢年金の額については、第十九条第一項又は第四項の規定による改定後の当該老齢年金の額がこれらの規定による改定前の当該老齢年金の額に満たないときは、これを改定前の当該老齢年金の額に相当する額とする。

(被保険者期間の特例に係る経過措置)

- 第四条 永住帰国した中国残留邦人等(法第十三条第一項に規定する永住帰国した中国残留邦人等をいう。以下同じ。)であって、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百三十四号。次条第一項において「平成二十一年改正政令」という。)の施行の日前において次に掲げる脱退手当金のを登けた者の当該脱退手当金の額の計算の基礎となった期間に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者であった期間であって昭和三十六年四月一日以後の期間(二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、当該永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、新被保険者期間とみなす。
- 一 昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法 (昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「旧厚生年金保険法」 という。)による脱退手当金(昭和六十年法律第三十四号附則第七十五条の 規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法による脱退 手当金又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律 (昭和三十六年法律第百八十二号。次号において「法律第百八十二号」とい う。) 附則第九条若しくは厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十 年法律第百四号) 附則第十七条の規定による脱退手当金を含む。)
- 二 昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和 十四年法律第七十三号。以下この号において「旧船員保険法」という。)に よる脱退手当金(昭和六十年法律第三十四号附則第八十六条第六項の規定に よりなおその効力を有するものとされる旧船員保険法による脱退手当金又は

- 法律第百八十二号附則第十五条若しくは船員保険法の一部を改正する法律 (昭和四十年法律第百五号)附則第十九条の規定による脱退手当金を含む。)
- 2 前項の規定により旧被保険者期間とみなされた期間のうち、昭和六十年法 律第三十四号附則第八条第五項第七号に掲げる期間に係るものについては、 同項の規定は、適用しない。
- 3 第一項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三条の規定の適用については、同条第二項中「同項」とあるのは「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)附則第四条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令附則第四条第一項」とする。
- 第五条 永住帰国した中国残留邦人等であって、平成二十一年改正政令の施行の日前において次に掲げる脱退一時金の支給を受けた者の当該脱退一時金の額の計算の基礎となった期間に係る共済組合の組合員であった期間であって昭和三十六年四月一日以後の期間(二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、当該永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、旧被保険者期間とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、新被保険者期間とみなす。
- 一 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下この号及び第三号において「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。同号において「旧国家公務員等共済組合法」という。)による脱退一時金(昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金を含む。)
- 二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による脱退一時金(昭和六十年地方公務員共済改正法附則第四十二条の規定による脱退一時金を含む。)
- 三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号。以下この号において「昭和六十年私立学校教職員共済改正法」という。) 第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第二十五条において準用する旧国家公務員等共済組合法による脱退一時金(昭和六十年私立学校教職員共済改正法第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第四十八条の二においてその例によるこ

ととされる昭和六十年国家公務員共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金を含む。)

- 四 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号。以下この号において「昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法」という。)による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)による脱退一時金(昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法附則第五十三条の規定による脱退一時金を含む。)
- 五 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二 号。以下この号において「昭和五十八年改正法」という。)附則第二条の規 定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十 四号)による脱退一時金(昭和五十八年改正法附則第六条第二項の規定によ る脱退一時金を含む。)
- 2 前項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三条の規定の適用については、同条第二項中「同項」とあるのは「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)附則第五条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令附則第五条第一項」とする。

附 則 (平成一一年一二月八日政令第三九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号) の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一二年一一月一〇日政令第四七〇号)

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(平一七政七五・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成一四年三月三一日政令第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第四条 第二条の規定の施行の際現に同条による改正前の中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二条第一 項の規定によりされている申出は、第二条の規定による改正後の同令第二条 第一項の規定によりされた申出とみなす。

附 則 (平成一六年一二月一五日政令第三九四号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二五日政令第七五号) この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一四一号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇〇号) この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二八日政令第四〇〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月八日政令第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年三月一日から施行する。

(被保険者期間等の経過措置)

- 第二条 基準永住帰国日(永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するに至った最初の場合における当該永住帰国した日をいう。附則第四条において同じ。)から起算して一年を経過した日がこの政令の施行の日前にあるこの政令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(以下「旧令」という。)第三条第一項に規定する永住帰国した中国残留邦人等(昭和二十一年十二月三十一日以前に生まれたもの(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者を含む。)に限る。以下「施行日前帰国者」という。)については、旧令第三条第一項の規定(旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなす部分に限る。)は、なおその効力を有する。
- 2 施行日前帰国者であって、前項の規定によりなおその効力を有するものと された旧令第三条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間又は 同項に規定する新保険料免除期間とみなされた期間について旧令第四条第一 項の規定により保険料の納付を行った者については、同条第四項及び第五項 の規定は、なおその効力を有する。

(被保険者期間の特例に係る申出の経過措置)

第三条 施行日前帰国者であって、この政令の施行の日前において旧令第三条 第三項の規定による申出をしていないものについては、この政令による改正 後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す る法律施行令第八条第三項に規定する第一項の規定により旧保険料免除期間 又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者とみなして、同条第三項 の規定を適用する。

(年金額の改定の特例に係る経過措置)

第四条 施行日前帰国者のうち、基準永住帰国日から起算して一年を経過した 日の属する月が平成二十年二月である者に係る旧令第十二条第一項の規定に よる年金の額の改定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一七号) この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日政令第一一八号) 抄 1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二一日政令第三五七号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第九三号) この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三四号) この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日政令第一三五号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一二月二四日政令第二九六号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一二月二八日政令第三一〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年一月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年四月一日政令第一〇八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日政令第八一号) 抄 (施行期日等)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年二月三日政令第二六号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二八日政令第六一号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日政令第二三五号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月 十九日)から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日政令第五号) この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月二五日政令第七九号) この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一六日政令第九号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年二月一九日政令第三九号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一一二号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一八日政令第一六四号) この政令は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年八月二〇日政令第二八九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一二日政令第三五七号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一二日政令第三五八号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二五日政令第八六号) 抄 (施行期日) 第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一三八号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の 二の改正規定(同条第五項第一号の改正規定(「六月」を「七月」に改める 部分に限る。)及び同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改める部 分に限る。)を除く。)、同条を同令第二十二条の二の二とする改正規定、 同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二 十五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定(同条第五項第一 号の改正規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)及び同条第七項 の改正規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)を除く。)、同条 を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の次に一条を加 える改正規定並びに同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、 第四条の規定(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十 二条の二第五項第一号の改正規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)、 同条第七項の改正規定(「六月」を「七月」に改める部分に限る。)及び同 令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。)、第八条の規定、第十二条 中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十 三条の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に

関する法律施行令第十六条の二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次 条及び附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日

附 則 (平成二七年三月三一日政令第一六六号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日) から施行する。

附 則 (平成二七年九月三〇日政令第三四二号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一月二二日政令第一三号) 抄 (施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一二八号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一八六号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日政令第一〇〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二一二号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二一三号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二一四号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第十五条 の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五四号) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月二二日政令第五六号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第一一五号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

別表 (第四条、第九条関係)

MIX (MILINIC MINONIAM)	
昭和三十六年度	八・七九六
昭和三十七年度	八・二八五
昭和三十八年度	七・八〇一
昭和三十九年度	七・三四二
昭和四十年度	六・九〇七
昭和四十一年度	六・四九五
昭和四十二年度	六・一〇四
昭和四十三年度	五・七三四
昭和四十四年度	五・三八三
昭和四十五年度	五・〇五〇
昭和四十六年度	四・七三五
昭和四十七年度	四・四三六
昭和四十八年度	四・一五二
昭和四十九年度	三・八八四
昭和五十年度	三・六九二
昭和五十一年度	三・三八八
昭和五十二年度	三・一五九
昭和五十三年度	二・九四二
昭和五十四年度	ニ・七三七
昭和五十五年度	二・五四二
昭和五十六年度	二・三五七
昭和五十七年度	ニ・一八二
昭和五十八年度	ニ・〇一六
昭和五十九年度	一・八五九
昭和六十年度	ー・七一〇
昭和六十一年度	一・五六九
昭和六十二年度	一・四三五
昭和六十三年度	一・ ≡○八

平成元年度	ー・一八八
平成二年度	一・〇七四
平成三年度	〇・九六五
平成四年度	〇・八六三
平成五年度	O·七六六
平成六年度	〇・六七四
平成七年度	〇・五八七
平成八年度	〇・五〇四
平成九年度	〇・四二五
平成十年度	〇・三五一
平成十一年度	〇・二九九
平成十二年度	〇・二四九
平成十三年度	0.=0-
平成十四年度	〇・一五五
平成十五年度	〇・一三八
平成十六年度	0==
平成十七年度	00=
平成十八年度	〇 · 〇八四
平成十九年度	〇 · 〇六八
平成二十年度	〇・〇五三
平成二十一年度	O·O四—
平成二十二年度	O·O=/\
平成二十三年度	〇・〇一九
平成二十四年度	0.0-=
平成二十五年度	〇 · 〇〇六
平成二十六年度	0.00=
平成二十七年度	0.00-

5 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に 関する法律施行規則

> (平成六年九月二十七日) (厚生省令第六十三号)

(法第二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第一条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。
 - 一 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き 揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって出生の届出をすることができなかったために同日において日本国民として本 邦に本籍を有していなかったもの(その出生の日において日本国民として本邦に 本籍を有していた者を両親とするものに限る。)
 - 二 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き 揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたものを母親とし、かつ、同日において日本国民として本邦に本籍を有していた者(同日以前から引き続き中国の地域に居住しているものを除く。)を父親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者
 - 三 中国の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き 揚げることなく同年九月二日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を 両親として同月三日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住してい る者に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認める者

(法第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第二条 法第二条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりと する。
 - 一 樺太の地域における昭和二十年八月九日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き 揚げることなく同年九月二日以前から引き続き樺太の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦又は樺太に本籍を有していたもの
 - 二 前号に掲げる者を両親として昭和二十年九月三日以後樺太の地域で出生し、引き続き樺太の地域に居住している者
 - 三 中国の地域以外の地域において前二号に掲げる者と同様の事情にあるものとして厚生労働大臣が認める者

(一時帰国の目的)

第三条 法第二条第五項に規定する厚生労働省令で定める目的は、次のとおりとする。

- ー 親族の訪問
- ニ 墓参り
- 三 当該中国残留邦人等を養育した者であって本邦に居住しているものの訪問
- 四 前三号に掲げる目的に準ずるものとして厚生労働大臣が認める目的

(永住帰国旅費の支給)

第四条 法第六条第一項に規定する永住帰国のための旅行に要する費用(以下「永住帰国旅費」という。)の支給は、中国残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて 永住帰国する場合に行うものとする。

(永住帰国旅費の内容)

- 第五条 永住帰国旅費とは、中国残留邦人等の居住地又は厚生労働大臣が指定する地から本邦における居住予定地までの船賃、航空賃、鉄道賃及び車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料、食費その他の費用で、当該永住帰国のための旅行及び当該中国残留邦人等の親族等(第十条に規定するものをいう。第七条、第十二条及び第十三条において同じ。)の本邦への旅行に要するものをいう。
- 2 前項の旅費は、法の目的に照らし最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。

(永住帰国旅費の支給方法)

第六条 永住帰国旅費の支給は、金銭によることができないとき、これによることが 適当でないとき、その他法の目的を達成するために必要があるときは、乗車船券の 交付その他の適切な方法により行うことができる。

(永住帰国旅費の支給の申請)

- 第七条 永住帰国旅費の支給を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、様式第一号による永住帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に 提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、申請者の親族(本邦に居住しているものに限る。)を代理人としてすることができる。
- 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。
 - 申請者の居住地を明らかにすることができる書類
 - 二 申請者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 三 申請者に親族等がいる場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 四 申請者に親族等がいる場合には、その者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 五 申請者(中国の地域に居住しているものに限る。)に次に掲げる者がいる場合 には、その者が申請者の永住帰国に同意する旨の書面
 - イ 申請者の配偶者 (第十条第一号に規定するものを除く。)
 - ロ 申請者又はその配偶者(第十条第一号に規定するものに限る。)の扶養を受けている者(申請者と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものを除く。)
- 4 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる書類又は書面のほか、永住帰国旅費の支給の 決定に必要な書類又は書面の提出を求めることができる。

(決定及び通知)

第八条 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があったときは、永住帰国旅費の支給の 要否及び額を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならな い。

(決定の取消し)

- 第九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合においては、前条の決定の全部又は一部を 取り消すことができる。
 - ー 中国残留邦人等が虚偽の申請その他不正の行為によって永住帰国旅費の支給を 受けた場合
 - 二 中国残留邦人等が支給を受けた永住帰国旅費を第五条第一項に規定する旅行に 要する費用以外の用途に使用した場合
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による取消しをしたときは、当該中国残留邦人等に 対して書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(親族等)

- 第十条 法第六条第一項に規定する永住帰国する中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国する当該中国残留邦人等の親族等であって厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦人等の親族等(当該中国残留邦人等と本邦で生活を共にするために本邦に入国するものであって当該中国残留邦人等に同行するものに限る。)のうち、次に掲げるものとする。
 - 一 配偶者
 - 二 二十歳未満の実子(配偶者のないものに限る。)
 - 三 日常生活又は社会生活に相当程度の障害がある実子(配偶者のないものに限 る。)であって当該中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けているもの
 - 四 実子であって当該中国残留邦人等(五十五歳以上であるもの又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害があるものに限る。)の永住帰国後の早期の自立の促進及び生活の安定のために必要な扶養を行うため本邦で生活を共にすることが最も適当である者として当該中国残留邦人等から申出のあったもの
 - 五 前号に規定する者の配偶者(前号に規定する者に同行して本邦に入国するものに限る。)
 - 六 前各号に規定する者に準ずるものとして厚生労働大臣が認める者 (自立支度金の支給)
- 第十一条 法第七条に規定する中国残留邦人等及びその親族等の生活基盤の確立に資するために必要な資金(以下「自立支度金」という。)の支給は、中国残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて永住帰国した場合に行うものとする。

(自立支度金の額)

- 第十二条 自立支度金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - 一 中国残留邦人等及びその親族等一人につき十六万四千円(当該中国残留邦人等 及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した日において十八歳 未満であるものにあっては、一人につき八万二千円)
 - 二 中国残留邦人等及びその親族等のうち、当該中国残留邦人等が本邦に上陸した 日において十八歳以上であるものの数に同日において十八歳未満であるもの一人

につき〇・五を加えて得た値が、次のイ又は口のいずれかに該当するときは、当 該イ又は口に掲げる額

- イ 二以下 十六万三千百円
- ロ 二・五以上三・五以下 八万千五百五十円

(自立支度金の支給の申請)

- 第十三条 自立支度金の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、本邦に上陸した日から一年以内に、様式第二号による自立支度金支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類又は書面を添えなければならない。
 - ー 申請者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 二 申請者の住民票の写し(日本の国籍を有しない者にあっては、住民票の写し (在留資格(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二 条の二第一項に規定する在留資格をいう。)を記載したものに限る。))
 - 三 申請者が本邦に上陸した日を明らかにすることができる書類
 - 四 申請者(中国の地域に居住していたものに限る。)に次に掲げる者がいる場合には、その者が申請者の永住帰国に同意する旨の書面
 - イ 申請者の配偶者 (第十条第一号に規定するものを除く。)
 - ロ 申請者又はその配偶者(第十条第一号に規定するものに限る。)の扶養を受けていた者(申請者と本邦で生活を共にするために本邦に入国したものを除く。)
 - 五 申請者に親族等がいる場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
 - 六 申請者に親族等がいる場合には、その者の生年月日を明らかにすることができる ま類
 - 七 申請者に親族等がいる場合には、その者が本邦に上陸した日を明らかにすることができる書類
- 3 申請者につき第七条第一項の規定による永住帰国旅費の支給の申請があったときは、その申請の時に、当該申請者につき第一項の申請があったものとみなす。ただし、当該申請者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。
- 4 第七条第四項及び第八条の規定は、自立支度金について準用する。この場合においては、第七条第四項中「前項各号」とあるのは「第二項各号」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第十三条の二 法第十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、昭和二十二年一月一日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。)であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情にかんがみ、明治四十四年四月二日から昭和二十一年十二月三十一日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとする。

(法第十三条第三項の一時金の支給の申請)

- 第十三条の三 法第十三条第三項の一時金の支給を受けようとする者(以下この条及び第十八条の八において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。
 - 一 氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 初めて永住帰国した日
 - 三 かつて国民年金の被保険者(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第 七条第一項第二号に規定する第二号被保険者を除く。第十八条の八を除き、以下 同じ。)であったことがある者にあっては、国民年金法第十四条に規定する基礎 年金番号(以下「基礎年金番号」という。)
 - 四 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号。以下「令」という。)第十七条に規定する老齢基礎年金等(以下「老齢基礎年金等」という。)の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の年金証書の年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。)
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ー 申請者が永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができる 書類
 - 二 初めて永住帰国した日を明らかにすることができる書類
 - 三 昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日(その日が昭和五十六年十二月三十一日後の日であるときは、同月三十一日)までの期間のうち、日本国籍を有していた期間に係るものを明らかにすることができる書類
 - 四 永住帰国した日から引き続き一年以上本邦に住所を有することを明らかにする ことができる書類
 - 五 日本国内に住所がない者にあっては、生年月日を明らかにすることができる書類 類及び居住地を明らかにすることができる書類
 - 六 申請者が昭和二十二年一月一日以後に生まれた者であるときは、申請者が前条 に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類
 - 七 国民年金手帳を所持しているときは、国民年金手帳
 - 八 老齢基礎年金等の受給権者である者にあっては、当該年金の年金証書
 - 九 法第十三条第三項の一時金の支払を受ける金融機関の名称及び口座番号を記載した書類
- 3 前項の場合において、厚生労働大臣は、同項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。
- 4 第七条第四項及び第八条の規定は、法第十三条第三項の一時金について準用する。この場合においては、第七条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

(国民年金対象残留期間を有する者の申出)

第十四条 令第八条第一項の規定により同項に規定する旧保険料免除期間又は新保険料免除期間とみなされた期間を有する者は、次に掲げる事項を記載した申出書を、 速やかに、日本年金機構(以下「機構」という。)に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 かつて国民年金の被保険者であったことがある者であって、最後に国民年金の 被保険者の資格を喪失した後に氏名を変更したものにあっては、変更前の氏名
- 三 国民年金の被保険者及びかつて国民年金の被保険者であったことがある者にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)又は基礎年金番号
- 四 日本国内に住所がない者であって厚生労働大臣が定めるものにあっては、日本 国内における最後の住所
- 五 老齢基礎年金等の受給権者である者にあっては、基礎年金番号及び当該年金の 年金証書の年金コード
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 前項の規定により同項の申出書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民 年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 二 申出者が永住帰国した中国残留邦人等であることを明らかにすることができる 書類
- 三 生年月日を明らかにすることができる書類(厚生労働大臣が住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の規定により当該申出者に係る機構保 存本人確認情報(同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。)の提供 を受けることができないときに限る。)
 - 四 初めて永住帰国した日を明らかにすることができる書類
 - 五 昭和三十六年四月一日から初めて永住帰国した日の前日(その日が昭和五十六年十二月三十一日後の日であるときは、同月三十一日)までの期間のうち、日本国籍を有していた期間に係るものを明らかにすることができる書類
 - 六 令第一条第二項に規定する基準永住帰国日を明らかにすることができる書類
- 3 第一項の申出書は、申出者の住所地の市町村長(都の特別区にあっては、区長とする。)を経由して提出しなければならない。ただし、機構が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(特例追納の申出等)

- 第十五条 令第九条第一項の規定による保険料の納付(以下「特例追納」という。) の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行わなければならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
 - 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 前条の申出を行った後に氏名を変更した者(国民年金の被保険者である者を除く。)にあっては、変更前の氏名
 - 三 特例追納を行おうとする月数
 - 四 個人番号又は基礎年金番号
- 2 特例追納は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十一号)別紙第四号の十五書式によって行うものとする。
- (繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求)

- 第十五条の二 令第十八条第一項の規定による同項に規定する繰上げ年金(以下「繰上げ年金」という。)の額の特例に係る改定の請求は、次に掲げる事項を記載した 請求書を厚生労働大臣を経由して機構に提出することによって行わなければならない。
 - 一 氏名、生年月日及び住所
 - 二 個人番号又は基礎年金番号
 - 三 繰上げ年金の年金証書の年金コード
- 2 前項の請求書は、第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の 支給の申請と同時に、厚生労働大臣に対し経由のため提出しなければならない。 (老齢基礎年金等の額の改定の請求)
- 第十六条 令第十九条第二項の規定による老齢基礎年金等の額の改定の請求は、次に 掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならな い。
 - 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
 - 二 個人番号又は基礎年金番号
 - 三 老齢基礎年金等の年金証書の年金コード
- 2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民 年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
 - 二 特例追納を行ったことを明らかにすることができる書類 (裁定の請求の特例)
- 第十七条 請求者が次の表の上欄に掲げる規定による老齢年金の受給権を取得した際に同表の下欄に掲げる年金の受給権者であった場合には、老齢福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)第二条又は国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令(昭和六十一年厚生省令第十七号。以下「昭和六十一年改正省令」という。)附則第八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十一年改正省令第一条の規定による改正前の国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第十六条の規定により機構に提出する同表の上欄に掲げる規定による老齢年金の裁定請求書に、同表の下欄に掲げる年金の国民年金証書を添えなければならない。

作無十二条	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四
	号)第一条の規定による改正前の国民年金法(以下「旧国民年
	金法」という。)による通算老齢年金
	旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金
	旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することによ
	り支給する老齢年金
作第十三条	令第十四条の規定による老齢年金
	旧国民年金法による通算老齢年金
	旧国民年金法第七十九条の二第一項の規定による老齢年金
	旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することによ
	り支給する老齢年金

(機構への事務の委託)

第十七条の二 令第十九条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事務 は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供を受けることに係る事務とする。

(申請書等の記載事項)

第十八条 第十三条の三から第十六条までの規定によって提出する申請書、申出書又 は請求書には、申請、申出又は請求の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しな ければならない。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)

- 第十八条の二 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。
 - 一 当該特定中国残留邦人等(法第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)(当該世帯に当該特定中国残留邦人等以外の特定中国残留邦人等があるときは、その者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額
 - イ 当該特定中国残留邦人等に支給される老齢基礎年金等、国民年金法による老齢基礎年金以外の同法による年金たる給付、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付その他これらに類する給付の額のうち支払を受けるものの月額に相当する額(その額が国民年金法第五条第一項に規定する保険料納付済期間の月数が四百八十である者に支給される同法による老齢基礎年金の額(同法第二十七条に規定する改定率であって同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定したものを乗ずる場合におけるものに限る。)の月額に相当する額を上回るときは、当該額)
 - ロ 当該特定中国残留邦人等に支給される法第十三条第三項の一時金の額のうち 支払を受けるもの
 - ハ 当該特定中国残留邦人等の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経 費の額に相当する額
 - 二 ハに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の勤労又は事業に基づいて得られる収入の月額に相当する額(以下「勤労収入等の額」という。)(その額が 一万五千円を上回るときは、一万五千円)
 - ホ 当該特定中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であって中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域(本邦以外の地域に限る。以下「中国等の地域」という。)に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者(当該特定中国残留邦人等、次号に規定する当該特定配偶者及び第三号に規定する当該特定配偶者であった者(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号。第十八条の七の二第一項において「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者を含む。以下この項において「当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等」という。)以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号口に掲げる額を上回る場合にあって

- は、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。)の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
- へ 当該特定中国残留邦人等の勤労収入等の額及びホに掲げる額以外の当該特定 中国残留邦人等の収入の月額に相当する額のうち、生活保護法(昭和二十五年 法律第百四十四号)による保護(以下「保護」という。)の程度の決定におい て収入の額と認定されないもの
- ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の収入(平成二十五年度の一般会計補正予算(第1号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金 若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の一般会計補正予算(第1号)における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十八年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金又は平成二十八年度の一般会計補正予算(第2号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金(以下「給付金」という。)を除く。)の月額の十分の三に相当する額
- チ ハに掲げる額以外の当該特定中国残留邦人等の勤労収入等の額が一万五千円 を上回るときは、当該特定中国残留邦人等の勤労に基づいて得られる収入の月 額に係る必要経費の額に相当する額
- 二 当該世帯に当該特定中国残留邦人等の特定配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。)があるときは、当該特定配偶者に係る次に掲げる額
 - イ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に 相当する額
 - ロ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円 を上回るときは、一万五千円)
 - ハ 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者(当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号口に掲げる額を上回る場合にあっては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。)の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - 二 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当 する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの
 - ホ イから二までに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入(給付金を除く。)の 月額の十分の三に相当する額
 - へ イに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回る ときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費 の額に相当する額
- 三 当該世帯に特定中国残留邦人等の特定配偶者であった者(以下「特定配偶者であった者」という。)があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその特定配偶者であった者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を

受けることとなる特定配偶者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。)附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定中国残留邦人等が法第十四条第一項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であった者が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該特定配偶者であった者に係る次に掲げる額

- イ 当該特定配偶者であった者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第一 号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、当該特定配偶者であった 者が支払を受けるもの
- ロ 当該特定配偶者であった者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要 経費の額に相当する額
- ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額(その額が 一万五千円を上回るときは、一万五千円)
- 二 当該特定配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、当該世帯に属する者を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該世帯に属する者(当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の当該世帯に属する者に係る第四号イに掲げる額が同号口に掲げる額を上回る場合にあっては、当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に限る。)の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
- ホ 当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であった 者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認 定されないもの
- へ 法第十五条第一項の規定により支給される配偶者支援金 (以下「配偶者支援 金」という。)
- ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の収入 (給付金を除く。) の月額の十分の三に相当する額
- チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額が一万五千 円を上回るときは、当該特定配偶者であった者の勤労に基づいて得られる収入 の月額に係る必要経費の額に相当する額
- 四 当該世帯に当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等以外の者があるときは、 その者の収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に 掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分 の十分の七に相当する額を控除して得た額)
 - イ その者の前年分(一月から五月までの間にあっては、前々年分)の所得税に 係る合計所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定による合計 所得金額をいう。以下同じ。)から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社 会保険料控除額(同法の規定による社会保険料控除の額をいう。以下同じ。) 並びにその者の前年度分(四月及び五月にあっては、前々年度分)の道府県民

税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。以下同じ。)の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額

- ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であって当該世帯に属する者に係るものと当該特定中国残留邦人等及び特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額
- 2 法第十四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第十八条の三 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおり とする。
 - 一 当該世帯の当該特定中国残留邦人等の特定配偶者以外の前条第一項第二号に規 定する当該特定配偶者
- 二 当該世帯の前条第一項第三号に規定する当該特定配偶者であった者 (法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)
- 第十八条の四 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。
 - 一 当該特定配偶者(当該世帯に当該特定配偶者以外の特定配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその特定配偶者であった者が法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定配偶者又はその特定配偶者であった者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該特定配偶者であった者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額
 - イ 当該特定配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第 一項第一号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、当該特定配偶者 が支払を受けるもの
 - ロ 当該特定配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に 相当する額
 - ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円 を上回るときは、一万五千円)
 - 二 当該特定配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者又は次号に規定する特定配偶者であった者(以下この項において「当該特定配偶者等」という。)を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - ホ 当該特定配偶者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者の収入の月額に相当 する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの
 - へ 配偶者支援金
 - ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定配偶者の収入(給付金を除く。)の 月額の十分の三に相当する額

- チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回る ときは、当該特定配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費 の額に相当する額
- 二 当該世帯に特定配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその特定配偶者であった者が平成十九年改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる特定配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該特定配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その特定配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該特定配偶者であった者に係る次に掲げる額イ 当該特定配偶者であった者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る第十八条の二第一項第一号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、当該特定配偶者であった者が支払を受けるもの
 - ロ 当該特定配偶者であった者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要 経費の額に相当する額
 - ハ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額(その額が 一万五千円を上回るときは、一万五千円)
 - 二 当該特定配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、当該特定配偶者等を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該特定配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - ホ 当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額以外の当該特定配偶者であった 者の収入の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認 定されないもの

へ 配偶者支援金

- ト イからへまでに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の収入 (給付金を除く。) の月額の十分の三に相当する額
- チ ロに掲げる額以外の当該特定配偶者であった者の勤労収入等の額が一万五千 円を上回るときは、当該特定配偶者であった者の勤労に基づいて得られる収入 の月額に係る必要経費の額に相当する額
- 三 当該世帯に当該特定配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)
 - イ その者の前年分(一月から五月までの間にあっては、前々年分)の所得税に 係る合計所得金額から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除 額並びにその者の前年度分(四月及び五月にあっては、前々年度分)の道府県 民税及び市町村民税の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額
 - ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であって当該世帯に属する者に係 るものと当該特定配偶者等に係るものとの差額に相当する額
- 2 法第十四条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)

- 第十八条の五 法第十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおり とする。
 - 一 当該世帯の当該特定配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該特定配偶者
 - 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該特定配偶者であった者

(法第十四条第三項の規定による支援給付の程度)

第十八条の六 法第十四条第三項の規定による同条第一項の支援給付は、同条第三項 に規定する世帯の収入の額が当該特定配偶者及び前条各号に掲げる者について生活 保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行う ものとする。

(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)

- 第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付(平成十九年改正法附則第四条第一項の 支援給付を含む。以下「支援給付」という。)が行われる場合における次の各号に 規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
 - 一 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第百一条から第百三条 まで、第百七条及び第百八条(これらの規定を同令第百三十四条第一項において 準用する場合を含む。)の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援 給付を生活保護法第十五条の医療扶助(以下「医療扶助」という。)とみなす。
 - 二 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)第九十条から第九十二条まで、第九十七条及び第九十八条の規定の適用については、支援給付を保護と、医療支援給付を医療扶助とみなす。
 - 三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第七条の四、第七条の 六、第七条の七、第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八 条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の二、第二十五条の二 十四の四、第二十五条の二十四の五及び第二十五条の二十五第二項の規定の適用 については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護 法第六条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)とみなす。
 - 四 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の規定の適用については、次に定めるところによる。
 - イ 介護保険法施行規則第八十三条の五(同令第百七十二条の二において準用する場合を含む。)、第九十七条の三、第百条及び第百十三条の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)と、生活支援給付を同法の規定による生活扶助とみなす。
 - 口 介護保険法施行規則第百七十条第二項の規定の適用については、同項第五号中「第三十八条第一項第一号」とあるのは、「第三十八条第一項第一号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)」とする。

- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 十八年厚生労働省令第十九号)第二十七条、第三十九条(同令第五十二条(同令 附則第十条第二項において準用する場合を含む。)及び附則第十条第一項におい て準用する場合を含む。)、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条 の四第二項及び第六十五条の四の規定の適用については、支援給付を保護と、支 援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保 護者とみなす。
- 六 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第二十四号)附則の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。
- 七 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十 九号)第六十四条及び第六十五条の規定の適用については、支援給付を保護とみ なす。
- 八 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令 第百二十一号)第六条、第七条、第九条及び第十条の規定の適用については、支 援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を保護とみなす。
- 九 厚生労働大臣が発する厚生労働省令以外の命令の規定の適用に関し必要な事項 は、厚生労働大臣が定める。

(法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請)

- 第十八条の七の二 法第十五条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項又は平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による法第十四条第一項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる 書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又 は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によっ て確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(法第十三条第三項の一時金の申請者等に関する情報の提供)

- 第十八条の八 法第十七条の規定による情報の提供は、申請者及び永住帰国した中国 残留邦人等(明治四十四年四月二日以後に生まれた者に限る。)であって第十三条 の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請を行っていないも のの次に掲げる事項(申請者にあっては、第四号に規定する氏名及び名称を除 く。)に関する情報であって機構が保有するものの全部又は一部を提供することに よって行うものとする。
 - 一 氏名、性別、生年月日及び住所
 - 二 基礎年金番号
 - 三 国民年金の被保険者の資格に関する事項及び保険料の納付に関する事項
 - 四 厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者並びに法律によって組織された共済組合の組合員及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の資格に関する事項並びに事業所又は事務所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称

(一時帰国旅費の支給)

- 第十九条 法第十八条第一項に規定する一時帰国のための旅行に要する費用(以下「一時帰国旅費」という。)の支給は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う ものとする。
 - 一 中国残留邦人等が昭和二十年九月二日以後初めて一時帰国する場合
 - 二 中国残留邦人等が最後に本邦に上陸した日から一年が経過した後に初めて一時 帰国する場合
- 2 前項に規定するほか、厚生労働大臣が特別の事情があると認める場合には、一時 帰国旅費の支給を行うことができる。
- (一時帰国旅費の支給の申請)
- 第二十条 一時帰国旅費の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第四号による一時帰国旅費支給申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 申請者の居住地を明らかにすることができる書類
 - 二 申請者の生年月日を明らかにすることができる書類
 - 三 申請者に次条に規定する親族等がいる場合には、当該事実を明らかにすること ができる書類
 - 四 第二十二条に規定する場合であって介護人(申請者に同行するものに限る。) がいるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(親族等)

第二十一条 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、中国残留邦 人等の十八歳未満の子(配偶者がないものに限る。)であって当該中国残留邦人等 に同行するものとする。

(一時帰国のために介護人が必要な場合)

第二十二条 法第十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該中国残留邦人等につき当該介護人の介護がなければ当該一時帰国のための旅行をすることが困難であると認められる場合とする。

(準用)

第二十三条 第五条、第六条、第七条第二項及び第四項、第八条並びに第九条の規定は、一時帰国旅費について準用する。この場合においては、第五条中「居住予定地」とあるのは「滞在予定地」と、「船賃」とあるのは「往復の船賃」と、「永住帰国」とあるのは「一時帰国」と、「(第十条に規定するものをいう。第七条、第十二条及び第十三条において同じ。)」とあるのは「(第二十一条に規定するものをいう。)又は介護人」と、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十条第一項」と、同条第四項中「前項各号に掲げる書類又は書面」とあるのは「第二十条第二項各号に掲げる書類」と、第八条中「前条第一項」とあるのは「第二十条第一項」と、第九条第一項中「前条」とあるのは「第二十三条において準用する前条」と、「第五条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する前条」と、「第五条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第五条第一項」と読み替えるものとする。

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請の趣旨及びその年月日並びに申請者の居住地を記載するとともに、申請者が自ら署名した書類(次項において「フレキシブルディスク等」という。)を提出することによって行うことができる。

第七条第一頃	様式第一号による永住帰国旅費支給申請書
第十三条第一項	様式第二号による自立支度金支給申請書
第十八条の七の二第一項	様式第三号による配偶者支援金支給申請書
第二十条第一頃	様式第四号による一時帰国旅費支給申請書

2 前項の表に掲げる第七条第一項の申請において、同条第二項に規定する代理人が 前項の規定によりフレキシブルディスク等を提出する場合は、フレキシブルディス クと併せて提出する書類には、申請者の氏名及び居住地並びに代理人の居住地を記 載するとともに、当該代理人が自ら署名しなければならない。

(フレキシブルディスクの構造)

第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。) X 六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

- 第二十六条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式 に従ってしなければならない。
 - ー トラックフォーマットについては、日本工業規格 X 六二二四号又は日本工業規格 X 六二二五号に規定する方式
 - ニ ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格 X〇六〇五号に規定する方式

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

- 第二十七条 第二十四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格 X 六二二 三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を はり付けなければならない。
 - 一 申請者の氏名
 - 二 申請年月日

様式第一号(第7条関係)

様式第一号 (第7条関係)

永住帰国旅費支給申請書

	氏名	(日本	名)				生年	月日		É	Ε ,	Ħ	H
中	****	(現地	(名)				性別	男	女	職業			
	本系	地											
請	居住	-	電脳番号: 郵便番号:				最寄乗車駅名				_	_	
者	居住地		電影響	步:				R	便當地	h:		_	_
	居住予	·定地											
	氏	名	生	年	月	日	統	柄	職	業	配偶	者の	有無
親				年	月	H					有		無
eu.				年	月	H					有	*	無
族				年	月	H					有	٠	無
				年	月	H					有	٠	無
等				年	月	H					有		無
			$\overline{}$	年	月	B					有	,	無

中国機関邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国機関邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費の支給を申 請します。

令和 年 月 日

中請者署名

厚生労働大臣殿

様式第二号(第13条関係)

權式第二号(第13条関係)

自立支度金支給申請書

		日本名)			*	生年月日 年 月						
	氏名 (現地名)			性	91 99	・女 帰国前 の職業					
ф	木 舞 :	地										
*		の 地 電話書	4			乾使畚牛						
	帰 国 の居住:											
	本邦に上記	きした日	年	Я	B							
	D;	布	生 午	月日		統例	帰国前の概集	配偶者の有無				
			午	月	B			有・無				
R			午	月	B			有・無				
¢			年	月	B			有-無				
÷			午	月	B			有·無				
			年	月	B			有-無				
			年	月	В			有-無				

中国機能総人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国機能総人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律による自立支度金の支給を中間します。

分和 年 月 日

中陳老署名

厚生労働大臣験

様式第三号(第18条の7の2関係)

様式第三号(第18条の7の2関係)

配偶者支援金支給申請書

		※実施機関等受付年月日						
1	配偶者支援金を受けようとする方の住所氏名							
2	亡くなった特定中国残留邦人等の氏名							
	※ (支援給付受給者番号)							
3	幹定中国残留邦人等の亡くなった日	令和 年 月 日						
4	配偶者支援金を受けようとする方と亡く なった特定中国技術化人等が、永住帰国前 から死亡の日まで継続した婚姻関係にあっ た事実の有無	有 · 無						

上記のとおり相違ないので、中国機関的人等の円滑な機関の促進並びにま住機 国した中国機関が人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律 第30号)第16条第1項又は中国発揮が人等の円滑な機関の促進及び末住機関値の 自立の少数に関する法律の形を近する法律(平成25年法律第106号)削別第3 条第1項による配偶者支援金を中継します。

(申請日) 合和 年 月 日

支援給付及び配偶者支援金の実施機関の長 殿

- (中酸上の注意)
 ② 上記4機の事実を接所する書類を添付してください。添付する書類の機類があったい。
 ② 上記4機の事実を採所する書類を添付してください。添付書類を着勤することができる場合があります。
 ③ この申請者は限別として、配偶者支援金を受けようとする方が申請してください。新個者支援金を受けようとする方と申請者が無なる場合は、周者の関係を経する事故と配偶者支援金を受けようとする方が申請できない理由を記した書類を合わせて添付してください。
 □ 日本名と中国名(汉はロシア名)周方お持ちの方は併記してください。
 4 日本名と中国名(汉はロシア名)周方お持ちの方は併記してください。
 5 この申請を発出した後で、実施機関から改めて審査のため必要な書類の提出を求めることがあります。

様式第四号 (第20条関係)

様式第四号 (第20条関係)

一時帰国旅費支給申請書

	C. 0	(B:	本名)				生年月	В		年	Я	B
	氏名	(現:	地名)				性別	職業				
ф	* [唐 地										
牌	唇音	主地	4959 4259				最	片樂 I	作駅:	8		
者	居住地の連	他以外 絡 先	E#E?	tes	##							
		下定地 本邦	こ上陸し	た日		年	Я	В	Т			_
親放	氏		名	4	年 月	В	腴	袮	聯	,	2	(偶)
親族等又は介護人	(介 護 人)			年	Я	В					4	r - 5
護人	(18書本集の末春の子) 年				Я	В	\top		Г		1	

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時帰国旅費の支給を申請します。

令和 年 月 日

申請者署名

厚生労働大臣 殿 (注意) 「続柄」の横は、介護人については、中請者との関係を犯入すること。

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成六年一〇月一日)

附 則 (平成七年三月二七日厚生省令第一二号)

- 1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第一項第二号の 改正規定は、平成七年十月一日から施行する。
- 2 平成七年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の 額については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年三月二六日厚生省令第一四号)

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年一〇月一一日厚生省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成九年一月一日から施行する。

(基礎年金番号に関する通知書)

- 第二条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に次の各号のいずれかに該当する者(同日において当該各号のいずれかに該当するに至った者を除く。)に対し、基礎年金番号に関する通知書を交付しなければならない。
 - 一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下この項において「法」という。)第七条第一項に規定する被保険者又は法附則第五条第一項若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十一条第一項の規定により被保険者となった者(法第三条第二項に規定する共済組合(以下この項及び次条において単に「共済組合」という。)の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。以下この項及び次条において同じ。)である法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者にあっては、法第百八条又は法附則第八条の規定により社会保険庁長官が共済組合の組合員に関する資料の提供を受けた場合に限る。)
 - 二 第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則(以下「新国民年金法施行規則」という。)第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の受給権者(法第百八条又は法附則第八条の規定により社会保険庁長官が受給権者に関する資料の提供を受けた場合に限る。ただし、同時に同号イからハまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金たる保険給付の受給権者である者を除く。)
- 2 国民年金手帳を所持している者は、前項の規定による通知書の交付を受けたとき は、これを当該国民年金手帳にはりつけなければならない。

(事業主等の経由)

第三条 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、厚生年金保険の被保険者に通知書を交付するときは、当該被保険者を使用する事業主を経由することができる。

2 社会保険庁長官は、前条第一項の規定により、共済組合の組合員に通知書を交付 するときは、当該組合員が所属する共済組合を経由するものとする。

(準用)

第三条の二 厚生年金保険法施行規則第十七条の二の規定は、附則第二条第一項の基礎年金番号に関する通知書について準用する。この場合において、厚生年金保険法施行規則第十七条の二中「第三条第一項若しくは第二項若しくは第六条の規定により年金手帳の提出を受けたとき又は第八十一条第二項」とあるのは、「前条第一項」と読み替えるものとする。

(年金証書の交付)

- 第四条 社会保険庁長官は、平成九年一月一日において現に新国民年金法施行規則第十六条第一項第六号イからハまでに掲げる年金たる給付(同号イに掲げる年金たる給付のうち老齢福祉年金を除く。)又は船員保険法による年金たる保険給付の受給権者(同日において当該年金たる給付又は年金たる保険給付の受給権者となるに至った者を除く。)である者に対し、次の各号に掲げる事項を記載したその年金の年金証書を交付しなければならない。
 - 一 年金の種類及びその年金の年金証書の記号番号並びに年金コード(年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。)
 - 二 受給権者の氏名及び生年月日
 - 三 受給権を取得した年月

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 第十九条 附則第二条第一項に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項第三号に規 定する基礎年金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第二条第一項の規定により 交付された通知書に記載された記号番号とする。
- 2 附則第四条に規定する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項第三号に規定する基礎年 金番号は、同号の規定にかかわらず、附則第四条第一号の記号番号とする。

(請求等に係る経過措置)

第二十一条 この省令の施行の際現に改正前のそれぞれの省令の規定によりした請求、届出その他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によってした請求、届出その他の行為とみなす。

附 則 (平成八年一〇月三一日厚生省令第六〇号) この省令は、平成九年一月一日から施行する。

附 則 (平成九年四月一日厚生省令第四二号)

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年四月二日厚生省令第四八号)

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の 額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年三月二六日厚生省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三〇日厚生省令第三一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十一年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年二月二八日厚生省令第一八号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請、届出その他の行為で、この省令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の 日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一四年三月三一日厚生労働省令第五六号) 抄

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日厚生労働省令第七〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十五年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月三一日厚生労働省令第七二号) この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日厚生労働省令第九三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金 の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年三月三一日厚生労働省令第五八号) この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第九一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金 の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一二月五日厚生労働省令第一四五号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二八日厚生労働省令第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十三条の次に二条を加える改正規定(第十三条の二に係る部分に限る。)は、同年三月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月八日厚生労働省令第一一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

(繰上げ年金の額の特例に係る改定の請求に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の 促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十三条の三第一項の規定 による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十三条第三項の一時金の支給の申請を行った者について、この省令による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十五条の二第二項の規定を適用する場合においては、同項中「第十三条の三第一項の規定による法第十三条第三項の一時金の支給の申請と同時」とあるのは、「平成二十年三月十七日まで」とする。

附 則 (平成二〇年三月一八日厚生労働省令第三七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(改正法附則第二条の規定による支援給付の実施の方法)

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号。以下「改正法」という。) 附則第二条に規定する特定中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十三条第二項の特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)に対しては、当該特定中国残留邦人等が改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日に法第十四条第一項の支援給付の開始の申請を行ったものとみなして、法に定めるところにより、同項の支援給付を行うものとする。

(改正法附則第三条に規定する厚生労働省令で定める機関)

第三条 改正法附則第三条に規定する厚生労働省令で定める機関は、助産機関とする。

(改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額等)

- 第四条 改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める額は、次のとおりとする。
 - 一 当該配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下同じ。)(当該世帯に当該配偶者以外の特定中国残留邦人等の配偶者であった者(以下「配偶者であった者」という。)があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその配偶者であった者が改正法附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であった者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額
 - イ 当該配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚 生省令第六十三号)第十八条の二第一項第一号イ又は口に掲げるものとされてい たものであって、当該配偶者が支払を受けるもの
 - ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当 する額

- ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労又は事業に基づいて得られる収入の月額に相当する額(以下「勤労収入等の額」という。)(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)
- 二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
- ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額の うち、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の程度の決定に おいて収入の額と認定されないもの

へ 配偶者支援金

- ト イからへまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(平成二十五年度の一般会計補正予算(第1号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の一般会計補正予算(第1号)における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金を除く。)の月額の十分の三に相当する額
- チ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るときは、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当する額
- 二 当該世帯に前号に規定する当該配偶者以外の者があるときは、その者の収入の 月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回る ときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当 する額を控除して得た額)
 - イ その者の前年分(一月から五月までの間にあっては、前々年分)の所得税に係る合計所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定による合計所得金額をいう。)から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控除額(同法の規定による社会保険料控除の額をいう。)並びにその者の前年度分(四月及び五月にあっては、前々年度分)の道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)の額を控除して得た額を十二で除して得た額に相当する額
 - ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であって当該世帯に属する者に係るものと前号に規定する当該配偶者に係るものとの差額に相当する額
- 2 改正法附則第四条第一項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の収入の月額に 相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。

(改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者)

第五条 改正法附則第四条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、当該世帯の 当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者とする。

(改正法附則第四条第一項の規定による支援給付の程度)

第六条 改正法附則第四条第一項の規定による同項の支援給付は、同項に規定する世帯の収入の額が当該配偶者及び前条に規定する者について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うものとする。

附 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第八〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(標示に関する経過措置)

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)様式第三号の規定の例による場合においては、同号中「生活保護指定(医)」とあるのは、「中国残留邦人等支援法指定(医)(又は生活保護指定(医))」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二一年六月一日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、平成二十一年六月一日から施行し、同日以後に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十八条の二第二項及び第十八条の四第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第四条第二項の規定により算出する世帯の収入の額について適用する。

附 則 (平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六七号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六八号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二三年三月三一日厚生労働省令第四一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二三日厚生労働省令第三四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十四年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度 金の額については、なお従前の例による。 附 則 (平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年七月二三日厚生労働省令第九一号)

この省令は、平成二十五年八月一日から施行し、同日以後に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則第十八条の二第二項及び第十八条の四第二項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第四条第二項の規定により算出する世帯の収入の額について適用する。

附 則 (平成二五年九月一九日厚生労働省令第一〇六号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十五年九月三十日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金 の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年三月三一日厚生労働省令第三七号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十六年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度 金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月三日厚生労働省令第六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年九月九日厚生労働省令第一〇四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(支援給付の実施に関する経過措置)

第二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた法第十四条第一項の支援給付を受けている配偶者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号。以下「施行規則」という。)第十八条 の二から第十八条の六までの規定の適用については、なお従前の例による。

(平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額等)

- 第三条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める額 は、次のとおりとする。
 - 一 当該配偶者(当該世帯に当該配偶者以外の配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその配偶者であった者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「法」という。)第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者又はその配偶者であった者が同条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であった者を含む。以下この項において同じ。)に係る次に掲げる額
 - イ 当該配偶者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る施行規則第十八条の 二第一項第一号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、当該配偶者 が支払を受けるもの
 - ロ 当該配偶者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相当 する額
 - ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額(その額が一万五千円を上回るときは、一万五千円)
 - 二 当該配偶者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者又は次号に規定する配偶者であった者(以下この項において「当該配偶者等」という。)を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - ホ 当該配偶者の勤労収入等の額以外の当該配偶者の収入の月額に相当する額の うち、保護の程度の決定において収入の額と認定されないもの
 - へ イからホまでに掲げる額以外の当該配偶者の収入(平成二十五年度の一般会計補正予算(第1号)における臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の予算における臨時福祉給付金給付事業費補助金、平成二十七年度の一般会計補正予算(第1号)における年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金若しくは年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金(次号トにおいて「給付金」という)を除く。)の月額の十分の三に相当する額
 - ト ロに掲げる額以外の当該配偶者の勤労収入等の額が一万五千円を上回るとき は、当該配偶者の勤労に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費の額に相 当する額

- 二 当該世帯に配偶者であった者があるとき(当該世帯に属する前にあっては継続してその配偶者であった者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受けることとなる配偶者であり、当該世帯に属する間にあっては継続して当該配偶者が法第十四条第三項の規定により同項の支援給付を受け、かつ、その配偶者であった者が婚姻をしていない場合その他これに類する場合に限る。)は、当該配偶者であった者に係る次に掲げる額
 - イ 当該配偶者であった者の配偶者であった特定中国残留邦人等に係る施行規則 第十八条の二第一項第一号イ又は口に掲げるものとされていたものであって、 当該配偶者であった者が支払を受けるもの
 - ロ 当該配偶者であった者の事業に基づいて得られる収入の月額に係る必要経費 の額に相当する額
 - ハ ロに掲げる額以外の当該配偶者であった者の勤労収入等の額(その額が一万 五千円を上回るときは、一万五千円)
 - 二 当該配偶者であった者の収入の月額に相当する額のうち、当該配偶者等を養育した者であって中国等の地域に居住しているものの訪問、中国等の地域における墓参り等のための当該配偶者等の渡航費に充てるため支払を受け、かつ、当該渡航費に充てられるもの
 - ホ 当該配偶者であった者の勤労収入等の額以外の当該配偶者であった者の収入 の月額に相当する額のうち、保護の程度の決定において収入の額と認定されな いもの
 - へ 配偶者支援金
 - ト イからへまでに掲げる額以外の当該配偶者であった者の収入 (給付金を除く。) の月額の十分の三に相当する額
 - チ ロに掲げる額以外の当該配偶者であった者の勤労収入等の額が一万五千円を 上回るときは、当該配偶者であった者の勤労に基づいて得られる収入の月額に 係る必要経費の額に相当する額
- 三 当該世帯に当該配偶者等以外の者があるときは、その者の収入の月額に相当する額(イに掲げる額の十分の七に相当する額が口に掲げる額を上回るときは、その者の収入の月額に相当する額からその上回る部分の十分の七に相当する額を控除して得た額)
 - イ その者の前年分(一月から五月までの間にあっては、前々年分)の所得税に 係る合計所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定による合計 所得金額をいう。)から、当該所得税の額及び当該所得税に係る社会保険料控 除額(同法の規定による社会保険料控除の額をいう。)並びにその者の前年度 分(四月及び五月にあっては、前々年度分)の道府県民税及び市町村民税(都 民税及び特別区民税を含む。)の額を控除して得た額を十二で除して得た額に 相当する額
 - ロ 最低限度の生活の維持に必要な費用の月額であって当該世帯に属する者に係るものと当該配偶者等に係るものとの差額に相当する額

- 2 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する世帯の収入の額は、当該世帯の 収入の月額に相当する額から前項各号に掲げる額を控除して算出するものとする。 (平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者)
- 第四条 平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する厚生労働省令で定める者 は、次のとおりとする。
 - 一 当該世帯の当該配偶者以外の前条第一項第一号に規定する当該配偶者
 - 二 当該世帯の前条第一項第二号に規定する当該配偶者であった者

(平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による支援給付の程度)

第五条 平成二十五年改正法附則第二条第三項の規定による法第十四条第一項の支援 給付は、平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する世帯の収入の額が当該配 偶者及び前条各号に掲げる者について生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四 号)第八条第一項の基準により算出した額に比して不足する範囲内において行うも のとする。

(平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による配偶者支援金の支給の申請)

- 第六条 平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による配偶者支援金の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、施行規則様式第三号による配偶者支援金支給申請書を法第十四条第三項又は平成二十五年改正法附則第三条第一項の規定による同条第一項の支援給付の支給を当該申請者に対して行う都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長に提出して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、申請者が特定配偶者であることを明らかにすることができる 書類を添えなければならない。ただし、前項の申請を受けた都道府県知事、市長又 は福祉事務所を管理する町村長は、当該書類により証明すべき事実を戸籍等によっ て確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

附 則 (平成二六年一一月一二日厚生労働省令第一二一号) 抄 第一条 この省令は平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一二二号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年四月一〇日厚生労働省令第八五号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行の日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額について は、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年五月二六日厚生労働省令第一〇五号) この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二七年九月二九日厚生労働省令第一五〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号利用法」という。)の施行の日(平成二十七年十月五日) から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す る。
 - 一 第六条、第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、 第十九条から第二十九条まで及び第三十一条から第三十八条までの規定 番号利 用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)
 - (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 第十三条 この省令の施行の際現に提出されている第二十九条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則による自立支度金支給申請書とみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成二七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二六日厚生労働省令第二六号) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三十一日厚生労働省令第七四号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度 金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年七月一一日厚生労働省令第一二五号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月二二日厚生労働省令第二〇号) 抄 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日厚生労働省令第二〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十九年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度 金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月三〇日厚生労働省令第五七号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成三一年三月二九日厚生労働省令第五三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度 金の額については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。
- 2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを 取り繕って使用することができる。

研修施設での支援

支援金の支給事務を実施※自治体が支援給付及び配偶者

6 中国残留邦人等に対する支援策

中国帰国者支援・ 交流センター (全国7ブロックに設置)

(北海道、東北、首都圏、 東海・北陸、近畿、 中国・四国、九州) <帰国後6ヶ月間の定着促進支援(首都圏センター)>

- * 平成28年度から、中国帰国者定着促進センターの機能を統合
- 集中的な日本語教育、生活指導、就職相談等の定着促進事業(宿泊・通所研修)
- <定着促進支援修了後1年間の自立研修支援(首都圏センター)>
- 集中的な日本語習得支援、生活相談等を行う自立研修事業(通所研修)
- <永続的な支援(7センター共通)>
- ・日本語学習支援、日本語交流サロン支援
- 生活相談、地域の人々や帰国者同士の交流支援
- ・各自治体が実施する地域生活支援事業に対する助言・協力等の支援
- <介護に係る環境整備(7センター共通)>
- 語りかけボランティア訪問

満額の老齢基礎 年金等の支給

- ・帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても 保険料の納付を認める。
- 納付に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金等を支給。

支援給付及び 配偶者支援金 の支給

<支援給付>

- ・満額の老齢基礎年金等については、収入認定除外 厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外
- 生活支援給付の他に、住宅費、医療費、介護費等も個々の世帯に応じて支給
- ・中国語等のできる支援・相談員の配置
- <配偶者支援金>
- ・中国残留邦人等死亡後の特定配偶者(「特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者)に対して支給

地域での多様な ネットワークを活用し、 地域で安定して生活 できる環境を構築

※生活困窮者就労準備支援事業 費等補助金事業(10/10国庫補助)として実施

- ◎地域での中国残留邦人等支援ネットワーク事業
- ・地域住民の理解を得るための研修会開催に必要な経費の補助
- ・地域住民や中国残留邦人等の調整を行う者(支援リーダー)の活動費補助等
- ◎身近な地域での日本語教育支援
- ・地域ボランティアが実施する日本語教室に対する助成
- ・民間日本語学校利用時の受講料補助 等
- ◎自立支援通訳、自立指導員等の派遣費用の補助
- ◎中国帰国者等への地域生活支援プログラムの実施
- ◎二世に対する就労支援

7 定着促進対策の概要

施 策 の 概 要	実 施 年 度	担当省庁
1 帰国援護		
①永住帰国		
・永住帰国のための旅費等の支給		
ー 中国等の居住地から出境地までの鉄道賃、宿泊料等		厚生労働省
出境地における滞在費 出境地から本邦上陸地間の航空賃		外 務 省 厚生労働省
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		学生力側有 #
・65歳以上の邦人を扶養するため同伴帰国する子1世帯の援護	平成 6年度から	"
・60歳以上に範囲を拡大	平成 7年度から	"
・55歳以上に範囲を拡大	平成 9年度から	"
②一時帰国	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
・一時帰国のための旅費等の支給	昭和 48年度から	"
中国等の居住地から日本の滞在地までの往復旅費		
日本での滞在費(大人1人140,200円 平成28年度)	平成 3年度から	
- 帰郷雑費		
・再一時帰国〔一時帰国後10年での再一時帰国〕	昭和 62年度から	"
· " [一時帰国後 5 年]	平成 6年度から	"
・	平成 7年度から 平成 6年度から	,,, ,,
・分元不刊労加先の一時帰国	平成 0 年度から	"
2 定着援護		
・上陸時に1泊させて各種行政機関の窓口の紹介、生活習慣の相違等の	昭和 54年度から	"
オリエンテーションの実施		
・中国帰国者定着促進センター(※)への入所 Γ 孤児	昭和 58年度から	"
	平成 5年度から	
・身元引受人のあっせん	T/M 0 +/X N 19	"
□ 身元未判明孤児 □	昭和 60年度から	
身元判明孤児	平成 元年度から	
┗ 残留婦人等	平成 3年度から	
・帰国後の世帯生活用品の購入資金等として自立支度金の支給	昭和 62年度から	"
大人 (18歳以上) 平成28年度 161,800円 (18歳未満 80,900円)		
少人数世帯加算制度		
換算世帯人員(大人1.0、小人0.5 で換算) 加算額		
1.0 ~ 2.0 人 160,900円、2.5 ~ 3.5 人 80,450円 (昭和28年から61年まで帰還手当支給)		
・日常生活の指導、日本語習得の援助等を行い、社会生活に早期に適応	昭和 52年度から	"
させるための自立指導員の各家庭等への派遣	an 1 \(\times \)	
・中国帰国者自立研修センター(現支援・交流センター)での指導	昭和 63年度から	"
[希望者については、日本語の再研修を実施]	平成 8年度から	
[希望者については、就職促進オリエンテーションを実施]	平成 9年度から	
[職業体験学習(モデル事業)の実施]	平成 16年度から	"
・自立支援通訳派遣事業の実施	平成 元年度から	"
・巡回健康相談事業の実施	平成 元年度から	"
・適応促進対策研修会の実施	平成 2年度から	"
・自立指導強化推進事業の実施・就労安定化事業の実施	平成 3年度から 平成 4年度から	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
・普及啓発事業の実施	平成 4年度から	"
・就籍手続きに要する経費の援助	一次 「 千皮がら	"
жила в 1/0 С 1 = А / Видя г валу		
		<u> </u>

施 策 の 概 要	実 施 年 度	担当省庁
・国民年金の特例措置の実施	平成 8年度から	厚生労働省
・就労相談員派遣事業を実施(中国帰国者自立研修センター)	平成 元年度から	IJ
[中国帰国者自立研修センター閉所県に就労相談員を配置]	平成 12年度から	
[全国的に展開して配置]	平成 15年度から	IJ
・地域生活支援プログラム事業の実施	平成 19年度から	IJ
		IJ
・中国帰国者支援・交流センターでの支援	平成 13年度から	
[就労に結びつくような日本語の習得支援]		JJ
[生活相談や帰国者同士などの交流支援]		
[各地のボランティアの活動情報の収集と提供]		
[中国残留邦人問題の普及啓発事業]		
[地域定着後の集中的な日本語学習等を行う自立研修事業]	平成 25年度から	
・遠隔学習による日本語教育支援	平成 14年度から	"
・満額の老齢基礎年金等の支給	平成 20年度から	"
・老齢基礎年金を補完する支援給付の実施	"	"
・支援・相談員の配置	"	"
・中国残留邦人等支援ネットワーク事業の実施	"	"
・日本語教育支援事業の実施	"	IJ
・二世に対する就職支援プログラムの実施	"	IJ
・配偶者支援金の支給	平成26年度から	"
	1 // / / / / / / / / / / / / / / / / /	"
【就職促進】		
・公共職業能力開発施設への入校		
・就職のあっせん		JJ
・中国帰国者定着促進センター(※)における就職相談・指導	昭和 61年度から	JJ
・雇用対策法による職業転換給付金制度を中国残留邦人等永住帰国者		JJ
に適用		JJ
[訓練手当等の支給]	昭和 57年度から	
[中国残留邦人等永住帰国者を雇い入れる事業主に対し、特定求職	昭和 59年度から	"
者雇用開発助成金の支給]		"
・中国残留孤児援護基金の中国残留邦人等永住帰国者への身元保証制	平成 15年度から	
度		"
《他省庁の援護施策》		
【住宅の援護】		
・公営住宅への優先入居の措置	昭和 55年度から	
		国土交通省
【日本語教育】		
・帰国・外国人児童生徒受入促進事業	平成 22年度から	
・「生活者としての外国人」のための日本語教育授業	平成 19年度から	
		文 化 庁
【就籍手続】		, <u> </u>
・中国帰国者定着促進センター(※)における就籍手続の指導	昭和 61年度から	
The second secon	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	最高裁判所

^(※) 中国帰国者定着促進センターは平成 2 8 年 3 月 3 1 日に閉所 (機能は首都圏中国帰国者支援・交流センターに 統合)。

8 中 国 帰 国 者 の 年 度 別 帰 国 状 況 (昭47. 9.29日中国交正常化後)

平成31年3月31日現在

						1					年3月31	日現仕
区分		永	住 帰		者			_	時 帰		者	
			うち残留		うち残留		1		うち残り		うち残留	
年度	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	,	世帯	人員
昭 47	19	57	0	0	19	57	0	0	0		0	0
昭 48	70	143	0.	0	70	143	48	67	0		48	67
昭 49	182	383	1	5	181	378	587	860	0		587	860
昭 50	179	515	9	30	170	485	912	1,437	14	29	898	1,408
昭 51	112	359	12	43	100	316	479	725	31	63	448	662
昭 52	73	255	13	56	60	199	282	458	20	38	262	420
昭 53	100	280	20	74	80	206	233	400	34	67	199	333
昭 54	142	470	24	80	118	390	272	510	37		235	426
昭 55	173	596	26	110	147	486	211	437	42	118	169	319
昭 56	193	681	37	172	156	509	176	400	51	140	125	260
昭 57	156	554	30	120	126	434	119	292	42		77	164
昭 58	168	626	36	154	132	472	104	233	44	104	60	129
昭 59	133	475	35	155	98	320	76	170	31	87	45	83
昭 60	169	626	56	258	113	368	74	164	38	104	36	60
昭 61	281	1,014	159	645	122	369	51	108	29	70	22	38
昭 62	377	1,424	272	1,094	105	330	90	171	62	117	28	54
昭 63	365	1,353	267	1,097	98	256	116	190	38	79	78	111
平 元	343	1,174	218	831	125	343	112	138	25	38	87	100
平 2	326	929	181	604	145	325	200	249	24	31	176	218
平 3	278	750	145	463	133	287	139	167	13	18	126	149
平 4	283	650	120	353	163	297	120	150	3	4	117	146
平 5	318	638	115	285	203	353	145	196	17	22	128	174
平 6	322	870	100	245	222	625	92	139	26	39	66	100
平 7	399	1,229	91	259	308	970	128	220	54	96	74	124
平 8	349	1,136	110	325	239	811	132	252	72	141	60	111
平 9	240	914	108	407	132	507	119	207	67	118	52	89
平 10	160	622	94	380	66	242	84	147	59	99	25	48
平 11	108	440	65	266	43	174	66	119	36	63	30	56
平 12	86	322	53	216	33	106	61	77	39	45	22	32
平 13	68	272	38	164	30	108	67	84	46	51	21	33
平 14	37	141	22	90	15	51	70	101	38	50	32	51
平 15	37	99	14	54	23	45	48	80	26	43	22	37
平 16	37	105	15	64	22	41	65	118	39	71	26	47
平 17	29	100	13	63	16	37	52	98	32		20	37
平 18	27	91	10	44	17	47	61	117	34		27	51
	(34)	(34)	(1)	(1)	(33)	(33)						
平 19	54	123	11	51	43	72	66	126	31	60	35	66
W 00	(165)	(165)	(0)	(0)	(165)	(165)	0.1	100	00	70	0.5	
平 20	(43)	(43)	(0)	51 (0)	(43)	215 (43)	61	120	36	70	25	50
平 21	58	104	9	37	49	67	43	84	29	57	14	27
,	(11)	(11)	(0)	(0)	(11)	(11)	40	04	28	57	14'	21
平 22	21	41	7	19	14	22	38	73	26	50	12	23
	(15)	(15)	(0)	(0)	(15)	(15)					,	
平 23	18	24	0	0	18	24	42	81	24	46	18	35
	(13)	(13)	(0)	(0)	(13)	(13)				10		
平 24	14	15	0	0	14	15	33	65	18	35	15	30
	(3)	(3)	(0)	(0)	(3)	(3)		0.0	10	00	131	30
平 25	7	13	4	10	3	3	34	66	20	39	14	27
. = -	(5)	(5)	(0)	(0)	(5)	(5)	34	00	20	38	14	
平 26	6	9	0		6	9	31	59	19	36	12	23
	(3)	(3)	(0)		(3)	(3)	31	บฮ	18	30	12	23
平 27	4	6			3		07	E0	14	00	13	0.5
			(0)	(0)		(1)	27	53	14	28	13:	25
平 28	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	00	F.4	10	00	10	05
7 40	(2)	(2)	0;	0	(2)	(2)	26	51	13	26	13	25
平 29	(3)	(3)	(0)	(0)	(3)	(3)	25	40	15	00	10	
T 23	4 (0)	5	0	0	4	5	25	48	15	29	10	19
平 30	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)					-	
<u> </u>	1	4	1		0	0	20	39	11		9	18
合 計	6,719	20,907	2,553	9,381	4,166	11,526	6,037	10,146	1,419	2,781	4,618	7,365
注 1 帰国	一字のうた	山国硅窑	孤児2553	出生のは	コには孤	児夫婦が	4世帯いる	ので孤	児の帰国	公米/1十つに	57 1 でも	1

注 1 帰国者のうち中国残留孤児2553世帯の中には、孤児夫婦が4世帯いるので、孤児の帰国総数は2557人であり、 永住帰国者の総数は6723人である。

注 2 平成16、19、20、22、24、25、26、27、29年度及び30年度残留孤児一時帰国者の中にはロシアから帰国した1名が含ま注 3 平成19年度から記載されている上段括弧内の数字は、同年度中に把握した自費帰国者数

⁽自費帰国者の帰国年度は掲載年度前)を再掲したものである。

9 樺 太 等 帰 国 者 の 年 度 別 帰 国 状 況

(平成元年度以降)

平成31年3月31日現在

区分	205					平成31年3月31日現在						
$ \setminus $			永 住 県	引国 者					一時点	吊国 者		
			うちれ		うち旧ソ				うちれ		うち旧ソ	
年度 \	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	<u>人員</u>
平元	0	0	0	0	0	0	7	11	7	11	0	0
平 2	0	0	0	0	0	0	50	54	49	53	1	1
平 3	1	1	1	1	0	0	108	119	106	117	2	2
平 4	1	1	1	1	0	0	126	149	116	135	10	14
平 5	2	2	0	0	2	2	7	10	3	4	4	6
平 6	3	6	2	5	1	1	47	48	44	45	3	3
平 7	0	0	0	0	0	0	169	195	159	183	10	12
平 8	6	15	4	13	2	2	146	182	132	159	14	23
平 9	3	5	3	5	0	0	115	158	106	144	9	14
平10	7	25	7	25	0	0	103	151	91	131	12	20
平11	11	43	9	34	2	9	108	153	98	135	10	18
平12	8	23	6	16	2	7	107	160	93	136	14	24
平13	3	14	2	9	1	5	98	156	78	122	20	34
平14	3	12	3	12	0	0	111	159	101	141	10	18
平15	7	19	6	16	1	3	93	136	73	105	20	31
平16	8	12	5	6	3	6	86	134	78	120	8	14
平17	5	12	2	7	3	5	88	130	75	107	13	23
平18	3	9	3	9	0	0	84	136	73	115	11	21
平19	2	2	2	2	0	0	85	130	64	91	21	39
	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)						
平20	3	7	3	7	0	0	75	119	62	96	13	23
	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)						
平21	8	22	7	18	1	4	69	112	58	92	11	20
平22	8	14	7	13	1	1	67	111	59	96	8	15
平23	7	19	4	11	3	8	59	100	54	90	5	10
平24	4	10	3	8	1	2	63	111	55	95	8	16
平25	0	0	0	0	0	0	44	82	37	68	7	14
平26	0	0	0	0	0	0	43	85	34	67	9	18
平27	0	0	0	0	0	0	36	68	29	54	7	14
平28	0	0	0	0	0	0	40	77	36	69	4	8
平29	1	2	1	2	0	0	38	74	29	56	9	18
平30	0	0	0	0	0	0	37	74	31	62	6	12
計	104	275	81	220	23	55	2,309	3,384	2,030	2,899	279	485

⁽注1)永住帰国者104世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国総数は109人である。 (注2)平成20、21年度上段括弧内の数字は、同年度中に把握した自費帰国者数(自費帰国者の帰国年度は掲載年度前) を再掲したものである。

10 都道府県別中国帰国者等の帰国直後の定着地状況

(平成31年3月31日現在)

		1				1		(-	<u> </u>	31口現在/
都	道府	県	人	世	带員	都	道	府 県	人	世帯員
北	海	道	276		866	京	都	府	164	486
			(82)		(211)					
青	森	県	102		339	大	阪	府	511	1, 468
			(6)		(13)	_			100	407
岩	手	県	88		295	兵	庫	県	169	487
宮	城	県	134 (3)		428 (8)	奈	良	県	40	126
秋	田	県	48		167	和	歌	山県	27	84
山	形	県	142		512	鳥	取	県	19	66
									(1)	(1)
福	島	県	154		502	島	根	県	37	107
茨	城	県	59		168	岡	山	県	60	188
栃	木	県	93		250	広	島	県	162	518
群	馬	県	96		339	山		県	43	117
埼	玉	県	287		911	徳	島	県	17	44
千	———— 葉		(2) 224		<u>(11)</u> 712	香	JII	——— 県	55	164
_	未	示	(5)		(7)	首	ויל	示	55	104
東		都	1, 389		4, 293	愛		県	41	138
			(8)		(17)					
神	奈 川	県	459		1, 477	高	知	県	89	242
新	澙	県	82		232	福	岡	県	191	631
富	山	県	21		56	佐	賀	県	41	132
 石	JII		(1)		<u>(1)</u> 110	長	 崎	 · 県	105	292
<u>1</u> 福		県	24		71	熊	———— 本			287
山山	ーガー 製	県	82		279	大	———— 分			181
長	 野		421		1, 321	宮	 崎			82
岐	 阜		116		323	鹿		島県		451
		ΣIS	110		520	IEC.	<i>J</i> U	щ ж	(1)	(6)
静	岡	県	76		233	沖	縄	県	24	78
愛	知	県	242		731	定	着促進 宿	官泊施設	0	0
Ξ	重	県	34		120		計		6, 832	21, 182
滋	賀	県	25		78				(109)	(275)
			1大工当ル /					I	国本粉ったし	

注1 上記は日中国交正常化(昭和47年9月29日)後の帰国者数であり、帰国時 (定着促進センター入所者*については退所時)における居住地による状況である。 注2 上記()の数字は樺太等残留邦人の都道府県別定着状況数であり内数である

^{*} 定着促進センターは平成28年3月31日をもって閉所。以後は定着促進宿泊施設に移行した。

11 孤児関係統計一覧

平成31年3月31日現在

1 孤児の肉親調査の概況

(1) 孤児総数2,818名うち 集団訪日、訪中調査参加者2,133名

集団訪日、訪中調査外判明者 595名

日中共同調査による認定者 89名

訪ロ調査による認定者 1名

(2) 身元判明者数 1,284名

うち 集団訪日調査参加者数 673名

訪中調査参加者 4名

集団訪日調査以外による判明者数 595名

情報公開調査による判明者 12名

(3) 集団訪日調査実績(昭和56年3月~平成11年11月)

集団訪日調査人員 2,116名 ※(1)

身元判明者数 673名(判明率 31.8%)

身元未判明者数 1,442名

※()は訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

(4) 情報公開調査実績(平成12年4月以降の日中共同調査等による認定者)

情報公開者数 90名(訪ロ調査による認定1名を含む) ※(20)

身元判明者数 12名 ※(10)

身元未判明者数 78名

※()は訪日対面調査人員

(5) 訪中調査実績(障害者調査 (平成3・4年))

訪中調査人員数 18名

身元判明者数 4名

身元未判明者数 14名

2 帰国者数

・既に永住帰国した者の数 2,557名

(訪日調査による判明619名

訪中調査による判明 2名

判明者1,104名 うち 計計日外判明

473名

未判明者1,453名

うち 訪中未判明者3名

情報公開調査による判明 10名

判明者570名

・既に一時帰国した者の数 1,419名 うち {

未判明者849名

(参考)

平成20年度における中国からの帰国者総数	191世帯	266名	(うち孤児	11世帯	51名 (孤児	11名))
平成21年度における中国からの帰国者総数	58世帯	104名	(うち孤児	9世帯	37名 (孤児	9名))
平成22年度における中国からの帰国者総数	21世帯	41名	(うち孤児	7世帯	19名 (孤男	7名))
平成23年度における中国からの帰国者総数	18世帯	24名	(うち孤児	0世帯	0名(孤児	包名))
平成24年度における中国からの帰国者総数	14世帯	15名	(うち孤児	0世帯	0名(孤児	包名))
平成25年度における中国からの帰国者総数	7世帯	13名	(うち孤児	4世帯	10名(孤児	4名))
平成26年度における中国からの帰国者総数	6世帯	9名	(うち孤児	0世帯	0名(孤児	包名))
平成27年度における中国からの帰国者総数	4世帯	6名	(うち孤児	1世帯	3名(孤児	1名))
平成28年度における中国からの帰国者総数	2世帯	4名	(うち孤児	0世帯	0名(孤児	包名))
平成29年度における中国からの帰国者総数	4世帯	5名	(うち孤児	0世帯	0名(孤児	包名))
平成30年度における中国からの帰国者総数	1世帯	4名	(うち孤児	1世帯	4名(孤児	1名))
国交正常化以降の中国からの帰国者総数	6,719世帯	20,907名	(うち孤児	2,553世帯	9,381名 (孤児	2,557名))

3 現在中国等に残っている孤児数

・現在中国に残っている孤児数 260名

(内訳)

身元判明者 180名 (1,284(判明者数) — 1,104(判明帰国者数)

集団訪日未判明者 60名 1,442(未判明者数) — 1,382(未判明帰国者数)

訪中未判明者 11名 14(未判明者数) — 3(未判明帰国者数)

日中共同調査による認定未判明 9名 (77(認定未判明者数) — 68(認定未判明帰国者数)

・現在ロシアに残っている孤児数 1名

(内訳)

認定未判明者 1名

4 身元引受人登録者数等

・身元引受人登録者数 1,586名 (法人及び任意団体160を含む)

・あっせん実績 2,571世帯 うち孤児 1,674世帯

5 孤児の肉親調査の概況

身元判明者数1,284名集団訪日未判明者数1,442名訪中未判明者数14名情報公開調査による未判明者数78名

計 2,818名

12 令和元年度中国残留邦人等支援関係予算の概要 【30年度予算額】 【31年度予算額】

10, 205百万円 → 10, 251百万円

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく満額の老齢基礎年金等の支給、 支援給付の支給、配偶者支援金の支給など、中国残留邦人等への支援策を着実に 実施するほか、介護に係る環境整備を行う。

1

中国残留邦人等に対する生活支援 9,648百万円 → 9,722百万円

(1)満額の老齢基礎年金等の支給

68百万円 → 75百万円

満額の老齢基礎年金等の支給に必要な保険料納付のための一時金を支給する。

(2)中国残留邦人等に対する支援給付の支給等 9,124百万円 → 9,198百万円

支援給付及び配偶者支援金を支給する。

(3)支援・相談員の配置等

419百万円 → 409百万円

支援給付の実施機関に支援・相談員を配置する他、支援給付指導監査等を実施する。

(4)地域生活支援事業の実施

自治体を実施主体として自立支援通訳の派遣や日本語学習の支援、交流事業等を行う。

(5)次世代継承事業の実施

11百万円→ 5百万円

中国残留邦人等の労苦を次世代に継承するため、語り部の育成等を行う。

(6)介護に係る環境整備

26百万円→ 34百万円

中国語等による語りかけを行うボランティアが介護事業所や居宅に訪問する際の調整を中国 帰国者支援・交流センターが行うこと等により、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用 できる環境を整える。

2 定着自立支援

404百万円 → 382百万円

永住帰国した中国残留邦人等やその家族を支援するため、中国帰国者支援・交流センター 運営事業を実施する。

3 帰国受入援護

124百万円 → 119百万円

永住・一時帰国の受入援護や自立支度金の支給等を実施する。

4 身元調査等

29百万円 → 28百万円

中国残留孤児の身元調査のため、訪中認定調査や訪日肉親調査等を実施する。

※上記の他、職業安定局において永住帰国した中国残留邦人等の二世等に対する就労 支援を実施 22百万円 → 21百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

(中国残留日本人孤児調査等)

13 肉親調査の経過

項目年次	未 帰 還 者 調 査
昭20. 8. 9	ソ 連 参 戦
21. 5	集団引揚開始
24. 10	集団引揚中断
28. 3	集団引揚再開
ll ll	「未帰還者留守家族等援護法」施行
33. 7	集団引揚終了
34. 3	「未帰還者に関する特別措置法」施行
47. 9	日中国交回復
50. 3∼	公開調査(計9回) (~昭56.1)
53. 10	「未帰還者調査実施要領」等改訂 (援発883号)
56. 3∼	集団訪日調査(計30回) (~平11.11)
62. 10	肉親捜し調査班(キャラバン調査) (~平元年度)
平元年度	未帰還者調査3カ年計画 (~平3年度)
2年度~	身元未判明孤児肉親調査員配置 (平2.8.7援発487号)
3年度~	(平2.8.7 接発487 号) 障害を有する孤児の訪中調査 (~平4年度)
6年度~	未確定者の訪中調査
12年度~	共同調査・訪日対面調査

14 身元未判明孤児肉親調査員について

1 目的

元開拓団関係者等当時の事情に精通した者を都道府県に調査員として配置 し、訪日調査において身元が判明しなかった中国残留孤児(以下「身元未判明 孤児」という。)について、昭和62年度から3年計画で行った肉親捜し調査 班の派遣による肉親調査を継承し、引き続き調査を実施することを目的とする。

2 調査員の業務

調査員は、孤児を捜す肉親関係者に接触して、身元未判明孤児と肉親関係者の照合を行うとともに、元開拓団関係者等から、中国に残留していると思われる幼少者の情報を収集することによって、肉親関係者の掘り起こしを図る。

また、肉親捜しの訪日調査時においては、孤児の身元解明に関する情報の提供、資料の収集を行う。

3 調査員の選任

厚生労働省社会・援護局長が、都道府県民生主管部(局)長の推薦を受けて、 以下の要件を充たし、身元未判明孤児に深い関心と理解を持ち、調査員として ふさわしい者を任期1年で任命する。

調査員は、業務を行うに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関して 知り得た秘密を守らなければならない。

調査員には戦傷病者相談員謝金に準じた手当等を支給。

- (1) 元満州開拓団関係者等旧満州地区に在住していた者で中国残留孤児に ついて当時の事情に精通した者
- (2) 中国残留孤児に関する援護業務に精通している者

4 都道府県の業務

都道府県は、調査員の推薦及び解任に関する報告のほか、次に掲げる業務を 行う。

- (1) 調査検討会を設置、適宜開催し、結果について取りまとめ、中国残留邦人等支援室長に報告すること。
- (2) 調査員に対し必要な助言、指導を行うこと。
- (3) 調査員から提出された報告書を四半期ごとに、中国残留邦人等支援室長に送付すること。
- (4) 調査検討会の結果を踏まえ、必要に応じブロック会議を開催すること。
- (5) 調査員に対する手当等の支給を行うこと。
 - (注)本事業は平成2年度から実施している。

15 未帰還者及び未帰還者とみなす者

1 未帰還者の定義

- (1) 未帰還者留守家族等援護法
 - 第2条 この法律において「未帰還者」とは、次の各号に掲げる者であって、日本の 国籍を有するものをいう。
 - もとの陸海軍に属していた者(もとの陸海軍から俸給、給料またはこれに相当する給与を受けていなかった者を除く。)であって、まだ復員していないもの(以下「未復員者」という。)
 - 二 未復員者以外の者であって、昭和二十年八月九日以後ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、まだ帰還していないもの(自己の意思により帰還しないと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、自己の意思により本邦に在った者を除く。)
 - 2 日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により拘禁されている者及び同条に 掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁されていた者であって、その拘禁 を解かれまだ帰還していないものは、この法律の適用については、未帰還者とみ なす。但し、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。

(2) 未帰還者に関する特別措置法

- 第13条の二次に掲げるものであって未帰還者でないものは、この法律(前条を除く。)の適用については、未帰還者とみなす。ただし、日本の国籍を有しない者は、この限りでない。
 - 一 中国本土、フィリピン諸島その他の政令で定める地域内においてそれぞれ当該地域ごとに政令で定める日以後生存していたと認められる資料があるが、諸般の事情からみてすでに死亡していると推測される者(昭和二十年九月二日以後自己の意思により帰還しなかったと認められる者及び同日以後において自己の意思により本邦に在った者を除く。)
 - 二 未帰還者留守家族等援護法第二条第一項第二号に規定する地域(中国本土の地域を除く。)又は前号の政令で定める地域内においてそれぞれ昭和二十年八月九日又は同号の政令で定める日前に生存していたと認められる資料があるが、それぞれこれらの日以後生存していたと認められる資料がない者で、諸般の事情からみて同日以後に死亡したと推測されるもの

(政令で定める地域及び政令で定める日)

地	域	日
1 南鳥島、もとの日本の あった南洋諸島及び新門 2 中国本土 3~16 略		昭和16年12月8日
17~18 略		略
19 台湾 20 北緯38度以南の朝無	ŧ	昭和20年8月15日

(3) 昭和53年援発第883号厚生省援護局長通知の別添「未帰還者等に関する調査及び 処理実施要領」

第2調查

- 2 把握
- (1) 未帰還者とみなす者の把握の範囲

次の者については、未帰還者とみなす者として把握し、次の状況を調査するものとする。

ア 次の表の左欄に掲げる地域内においてそれぞれ右欄に掲げる日以後生存していたと認められる資料がある者のうち未帰還者でない者。ただし、昭和20年9月2日以後自己の意思により帰還しなかったと認められる者及び同日以後において自己の意思により本邦にあったものを除く。

地域	日
樺太	昭和20年8月1日
千島、満州、関東州、北緯38度以北の朝鮮、 北緯38度以南の朝鮮	昭和20年1月1日
台湾	昭和20年8月1日
特別措置法施行令第1条の表に定める地域のう ち台湾及び北緯38度以南の朝鮮を除いた地域	昭和16年1月1日

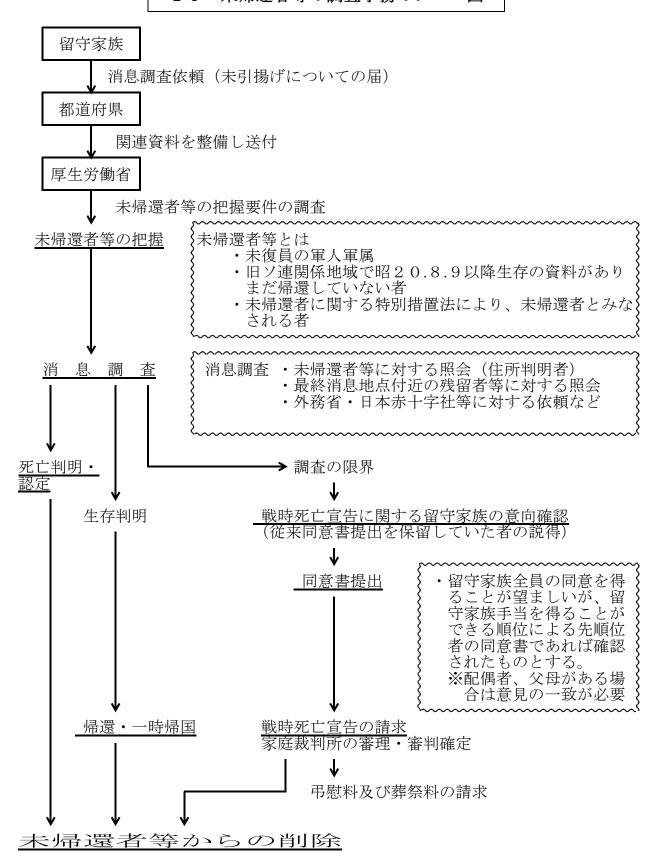
イ アの表に掲げる日前に生存していたと認められる資料はあるが、それぞれこれらの日以後生存していたと認められる資料がないもののうち、最終の消息資料のある時期、年齢、健康状態、生活環境等を総合してアの者に相当すると認められる者

2 国と都道府県の業務区分

- (1) 未帰還者留守家族等援護法(昭28年) 第29条「国は、未帰還者の状況について調査究明をするとともに、その帰還の促進に 努めなければならない。」
- (2) 地方自治法附則改正(昭27年法律第306号) 第10条「都道府県は、軍人軍属であった者の身上の取扱に関する事務及び未引揚邦人 の調査に関する事務を処理しなければならない。」
- (3) 未帰還者等に関する調査及び処理実施要領(昭53年10月6日援発第883号厚生省 援護局長通知)

第1総則 1内容「この要領は、未帰還者等の状況の調査究明及び処理について、援護局及び都道府県が行う事務の実施要領を定めたものである。」

16 未帰還者等の調査事務のフロー図



1 7 未帰還者等集計表(地域別·資料年次別)

平成31年3月31日現在

EV.	Į į	片 帰 還	者等	
区分	最 終	消息の	時期	⇒ I.
地域	昭和30年以前	昭和31年~平成23年	平成24年以降	計
樺 太	8	2 8		3 6
旧ソ連本土	0	3		3
中国	1 5 9	4 8	1	※ 208
北朝鮮	1	3 2	2	3 5
小 計(北方地域)	168	1 1 1	3	282
ミャンマー (ビルマ)	1			1
マリアナ諸島	1			1
韓国	4			4
小計(南方地域)	6			6
合 計	174	1 1 1	3	288

(単位:人)

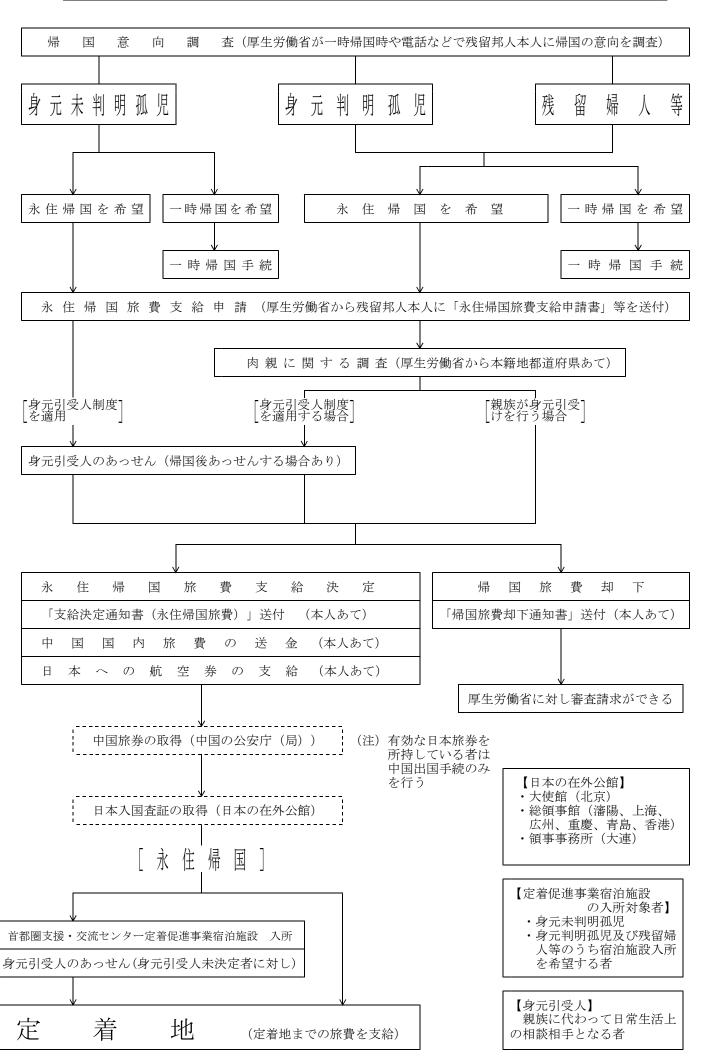
※ 208人のうち中国における一般邦人の未帰還者は200人である。

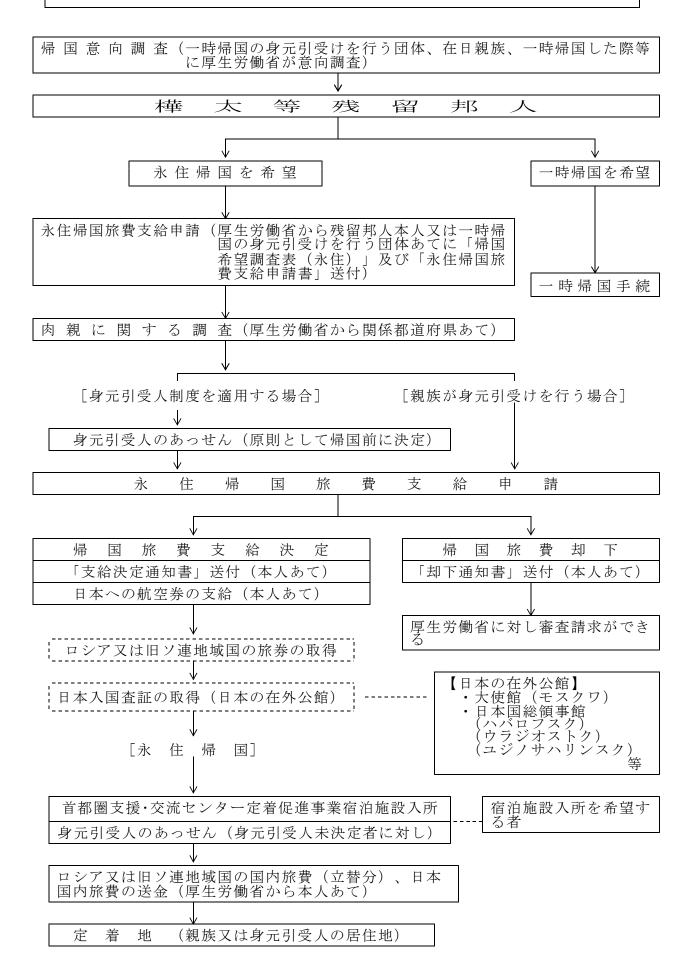
18 都道府県別中国における一般邦人の未帰還者数

平成31年3月31日現在

					1 /5	<u> </u>	+3月31日現在
都	道府	県	未帰還者数(人)	都	道府	県	未帰還者数(人)
北	海	道	27	滋	賀	県	1
青	森	県	1	京	都	府	4
岩	手	県	1	大	阪	府	13
宮	城	県	5	兵	庫	県	0
秋	田	県	0	奈	良	県	1
山	形	県	7	和	歌山	県	1
福	島	県	7	鳥	取	県	0
茨	城	県	2	島	根	県	2
栃	木	県	3	岡	山	県	1
群	馬	県	2	広	島	県	2
埼	玉	県	5	日	П	県	7
千	葉	県	1	徳	島	県	2
東	京	都	30	香	Ш	県	2
神	奈 川	県	5	愛	媛	県	1
新	潟	県	0	高	知	県	7
富	山	県	1	福	畄	県	6
石	JII	県	0	佐	賀	県	5
福	井	県	2	長	崎	県	0
山	梨	県	4	熊	本	県	4
長	野	県	25	大	分	県	2
岐	阜	県	3	宮	崎	県	0
静	岡	県	0	鹿	児島	県	0
愛	知	県	0	沖	縄	県	8
Ξ	重	県	0		計		200

(帰国受入対策)





21 永住帰国を希望している中国残留邦人の肉親に関する調査等の実施 について

○永住帰国を希望している中国残留邦人の肉親に関する調査等の実施について

(平成七年二月一日)

(社援対第四八号)

(各都道府県民生主管部(局)長あて厚生省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長通知)標記については、平成五年一二月一五日社援発第六〇〇号厚生省社会・援護局長通知「身元判明孤児等に対する特別身元引受人制度の実施について」の別添「特別身元引受人制度実施要領」の第五の1、平成五年一二月一五日社援対第六六二号厚生省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長通知「「特別身元引受人制度実施要領」の取扱いについて」の1及び平成六年一月二八日社援対第五三号厚生省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長通知「帰国を希望している身元判明孤児等の肉親に関する調査等の実施について」により行ってきたところであるが、今後は本通知の別添の実施要領により行うこととしたので、御了知の上、事務取扱いに遺漏のないよう御配意願いたい。

なお、平成六年一月二八日社援対第五三号厚生省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長通知「帰国を希望している身元判明孤児等の肉親に関する調査等の実施について」は廃止する。

〔別添〕

永住帰国希望者の肉親に関する調査等実施要領

第一 目的

本邦への永住帰国を希望する中国残留邦人(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三〇号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する中国残留邦人等のうち、本邦に帰国する前の居住地が中国の地域である者をいう。)であって、法第二条第三項に規定する永住帰国を希望する旨の意向を表明した者(以下「永住帰国者」という。)について、その肉親(三親等内の在日親族をいう。以下同じ。)の消息に関する調査及び当該永住帰国希望者の身元引受けに係る当該肉親の意向の確認(以下「肉親に関する調査等」という。)を行い、もって永住帰国希望者の円滑な帰国の促進を図ることを目的とする。

第二 調査等の対象者

肉親に関する調査等の対象者は、永住帰国希望者のうち、身元未判明孤児(厚生省が実施した 訪日肉親調査等(身体等に障害を有する孤児に対する訪日調査を含む。)に参加した者であって 身元が判明していないものをいう。)以外のもの(以下「調査等対象者」という。)とする。

第三 調査等の実施及び結果報告

1 調査等対象者の本籍地を管轄する都道府県(以下「本籍地都道府県」という。)の民生主管部(局)長は、厚生省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長(以下「対策室長」という。)が当該調査等対象者に係る肉親に関する調査等を行うよう依頼したときは、速やかにこれを実施しその結果を「肉親に関する調査等報告書」(別紙様式)により報告するものとする。

なお、肉親から、身元引受けの可否について一定期間検討したい旨の申し出があったときは、 肉親に関する調査等の開始後遅くとも二か月以内に結論を出し、その結果を報告するものとす る。

2 本籍地都道府県の民生主管部(局)長は、1による報告の際に、当該報告に係る調査等対象 者の戸籍又は除籍の抄本三通(戸籍及び除籍を有しない場合は、その経緯を明らかにする書面 一通)を対策室長に提出するものとする。

第四 その他

- 1 都道府県の民生主管部(局)長は、中国残留邦人又はその関係者から当該中国残留邦人が本 邦への永住帰国を希望している旨の連絡があったときは、速やかにその内容を対策室長に報告 するものとする。
- 2 この実施要領は、平成七年二月一日から施行する。

肉親に関する調査等報告書(永住)

都道府県

		氏		名	(日本名)		(中国名)					
調査等対象者		生	年月	日			性別	اِ	男	•	女	
		本	籍	地								
		中国	国の居住	主地								
1 肉親が身元引受けを行う。												
		氏		名			続 柄					
調		現	住	所								
	2 肉親全員が死亡または所在不明											
査 3 肉親が身元引受けを拒否している。または、肉親以外の者が身元引けを行う ことがやむを得ないと判断される。(肉親の意向確認開始後2か月以上経過した 場合を含む。)												
結		意向確認した肉親の状況(氏名、続柄、居住地都道府県名及びその意向)										
果												
4 肉親以外の身元引受け希望者												
※厚生労働省記入欄			調査表受	付年月	日	左	Ë.	月	日			

親族等に関する調査報告書(一時帰国)

都道府県

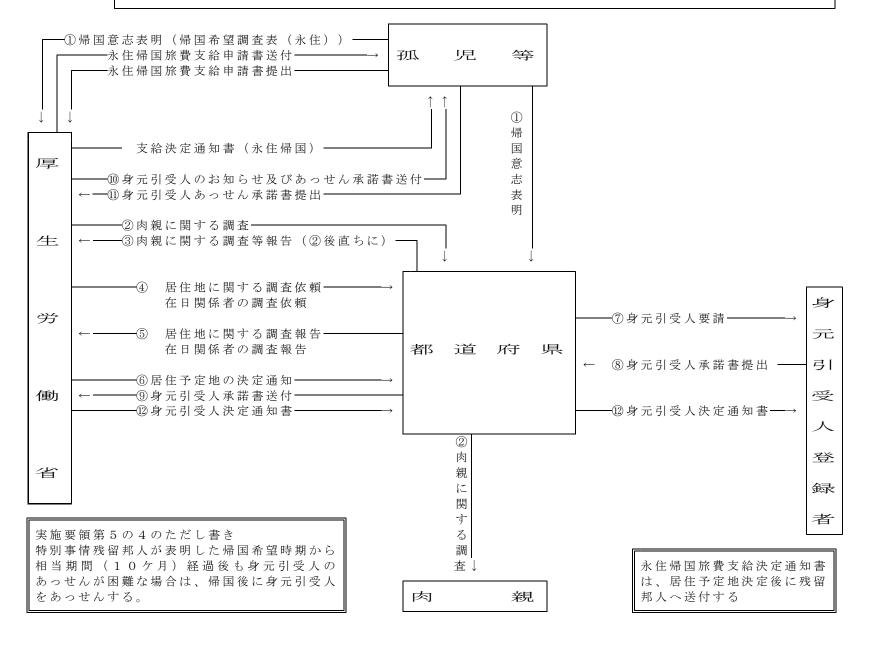
	氏 名	(日本名)			(中国名)		
一時帰国	生年月日		年	月 日	性別		
希望 者	本籍						
	中国の居住地						
	同行予定者						
	身 元 引 受 団 体 等						
	一時帰国時期	年	月	日~	年	月 日	(日間)
	訪問希望期間	年	月	目~	年	月 日	(日間)
訪問希望	氏 名				続柄		
親族等	住所						
調査結果	(該当する番号は	C○印を付し [`]	て、該当	当事項を記入 🗎	してくださ	さい。)	
1 親族が	一時帰国時に訪	問を受け入れ	る。				
親族の	氏名			ŕ	売 柄		
現 住	所			ą.	電 話	()
<u>受</u> 入可	能期間	年	月	日 ~	,	月	日
2 親族が	一時帰国時に訪	間を受け入れ	ない。				
3 親族が	死亡又は所在不	明					
※厚生労働省	旨記入欄						
				報告書受付	寸年月日	年	月 日

2 2 中国残留邦人等の日本入国に係る手続

区分	国 籍	の状況	旅券の状況	必要な手続き	主 な 必 要 書 類	備考
			日本旅券あり	なし	・帰国旅費支給決定通知書	・一時帰国の場合は、 中国への再入国手続 が必要
中国	日本国籍	あり	日本旅券		・帰国旅費支給決定通知書 ・戸籍謄(抄)本	・一時帰国の場合は、 中国への再入国手続 が必要
残			なし		・帰国旅費支給決定通知書 ・戸籍謄(抄)本	・手続は必要書類を揃えて在外公館で行う
留		中国国籍 あり	中国旅券あり	申請	・帰国旅費支給決定通知書 ・戸籍抄(謄)本	・手続は必要書類を揃 えて在外公館で行う
邦			(中国旅券でえ	(国する場合) 	1 1 1	同行帰国者については、大記書籍の他に
人	- 1	中国国籍	中国旅券 あり	日本入国査証 申請	・帰国旅費支給決定通知書 ・除籍抄(謄)本	は、左記書類の他に 「個別認定協議書」 が必要となる場合も
本	日本国籍	あり		(由国旅券	 ・帰国旅費支給決定通知書	ある
人	なし	α) 9	中国旅券なし		・除籍抄 (謄)本	
		中国国籍 な (無国籍)	旅 券 な し		・帰国旅費支給決定通知書 ・除籍抄 (謄)本	
同	日本国籍	中国国籍	中国旅券あり	日本入国査証 申請	・帰国旅費支給決定通知書 ・戸(除)籍抄(謄)本 (同行の残留邦人がの) ・親族関係公証書	
行者	なし	あり	中国旅券なし	取得後) 日本入国査証	・帰国旅費支給決定通知書 ・戸(除)籍抄(謄)本 (同行の残留邦人のもの) ・親族関係公証書	
			T		1	
援					・招聘保証書(外務省に 様式あり)	・援護対象外であるた め本邦における身元
			中国旅券		・残留邦人の戸(除)籍抄	保証人が必要とな
護			あり	申請	¦ (謄)本 ¦・身元保証人に係る書類	る ・査証を申請する場合
対	日本国籍	中国国籍			又は在留資格認定証明書	は必要書類を揃えて
象				(中国旅券		最寄りの在外公館で 手続きする
外	なし	あり	 中国旅券	取得後) 日本入国査証	様式あり) ・残留邦人の戸(除)籍抄	・査証が許可された後 に入国可能となる
者			なし	申請		1-11-11-15-15

- * 「日本入国査証」申請にかかる詳細な事項については外務省領事局外国人課へ、「在留資格認定証明書」申請
- については<u>最寄りの地方入国管理局</u>へ照会すること。 「中国旅券の申請」に当たっては、帰国者本人から、①出国申請書、②戸口簿(又は戸口証明書)、③所属単位 * の意見書、④出国事由に照応する証明書(帰国旅費支給決定通知書、身元保証書等々)、⑤健康診断書の提出が 必要とされているが、地域によっては取扱いが異なることもある。

23 身元引受人あっせん手続に係るフローチャート



24 中国残留邦人等に対する身元引受人制度及び身元引受人実施要領について

○中国残留邦人等に対する身元引受人制度の実施について

(平成7年2月1日 社援発第74号)

(各都道府県知事宛 厚生省社会・援護局長通知)

[改正経過]

第一次改正(平成7年3月31日社援発第201号)

第二次改正(平成11年3月31日社援第886号)

第三次改正 (平成 28 年 4 月 2 8 日社援発 0428 第 5 号)

標記については、昭和60年3月29日接発第207号厚生省接護局長通知「本邦に 永住帰国する身元未判明の中国残留日本人孤児に対する身元引受人制度の実施につい て」、昭和60年11月1日接発第621号厚生省接護局長通知「中国残留日本人孤児 の身元引受人制度の法人への適用について」、平成2年10月31日接発第645号厚 生省援護局長通知「中国残留日本人孤児の身元引受人制度の任意団体への適用について」 及び平成5年12月15日社接発第600号厚生省社会・援護局長通知「身元判明孤児 等に対する特別身元引受人制度の実施について」により行ってきたところであるが、「中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者 の自立の支援に関する法律」(平成6年法律第30号)が施行されたこと等に伴い、こ れらの通知を廃止し今後は本通知の別添の実施要領により行うこととしたので、御了知 の上、関係者に周知方よろしくお取り計らい願いたい。

[別添]

身元引受人制度実施要領

第1目的

この制度は、本邦に永住帰国する中国残留邦人等(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)のうち、在日親族がいない者(所在が不明の者を含む。)又は在日親族による身元引受けが行われない者等に対し、在日親族に代わって帰国後の日常生活面での相談・助言等を行う身元引受人(団体を含む。以下同じ。)をあっせんし、もって中国残留邦人等の帰国の促進及び日本社会への早期定着自立を図ることを目的とする。

第2 対象者

この制度の対象者は、次に掲げる者(以下「特別事情残留邦人」という。)とする。

- 1 中国残留邦人等のうち、本邦に帰国する前の居住地が中国の地域である者で、厚生労働省が実施した訪日肉親調査等に参加した者であって、身元が判明していない もの
- 2 中国残留邦人等のうち、1 に掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当す るもの
 - (1) 3親等以内の在日親族(以下「肉親」という。)が死亡している者
 - (2) 肉親の所在が不明である者
 - (3) 肉親に身元引受けを拒否されている者
 - (4) その他、肉親が家庭の事情等により中国残留邦人等の身元引受けを行うことができないなど、肉親以外の者が身元引受けを行うことがやむを得ないと判断される者

第3 身元引受人の役割と資格

1 身元引受人の役割

身元引受人は、特別事情残留邦人及びその世帯員(以下「特別事情残留邦人世帯構成員」という。)の身元を肉親に代わって引き受け、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1)特別事情残留邦人世帯構成員の日常生活上の諸問題の相談、援助
- (2) 特別事情残留邦人世帯構成員の定着自立に必要な助言、指導
- 2 身元引受人の資格

身元引受人は特別事情残留邦人世帯構成員及び特別事情残留邦人の肉親の置かれている立場に理解を有し、かつ、社会的信望が厚く、特別事情残留邦人世帯構成員の日本社会への早期定着自立のための指導に熱意をもって当たることができる者でなければならない。

なお、身元引受人は、その業務を行うに当たっては、特別事情残留邦人世帯構成員及び特別事情残留邦人の肉親の事情を尊重し、その身上に関して業務上知り得た秘密を守らなければならない。

第4 身元引受人の申請及び登録

- 1 身元引受人となることを申請しようとする者(以下「登録申請者」という。)は、 居住地の都道府県知事に次の身元引受人申請書を提出するものとする。
 - (1)中国残留邦人等のうち、本邦に帰国する前の居住地が中国の地域である者の 身元引受人となることを申請しようとする者は、別紙様式1 (個人用)又は 別紙様式1-2 (団体用)
 - (2)中国残留邦人等のうち、本邦に帰国する前の居住地が樺太等の地域である者の身元引受人となることを申請しようとする者は、別紙様式1-3 (樺太等-個人用)又は別紙様式1-4 (樺太等-団体用)

- 2 都道府県知事は、登録申請者から身元引受人申請書を受けたときは、当該登録申請者について審査の上、適格者と認めた者を身元引受人申請書に副申書を添えて、 厚生労働省社会・援護局長に推薦するものとする。
- 3 厚生労働省社会・援護局長は、登録申請者に係る推薦があったときは、これらの者を身元引受人登録者として登録簿に登録し、その旨を居住地の都道府県知事を通じ当該登録申請者に通知する。ただし、明らかに適格者に該当しないと認められる者については、この限りでない。
- 4 当該身元引受人登録者は、身元引受人登録者の登録内容に変更が生じたときは、 身元引受人登録内容変更届(別紙様式2)を居住地の都道府県知事を経由して厚生 省労働社会・援護局長に提出するものとする。

第5 身元引受人のあっせん

特別事情残留邦人に係る身元引受人のあっせんは次の方法によるものとする。

- 1 居住予定地の決定
 - (1)厚生労働省社会・援護局長は、次に掲げる基準により特別事情残留邦人の居住予定地を速やかに決定し、その旨を当該居住予定地の都道府県に通知するものとする。
 - ア 第2の2に該当する者が本籍地都道府県への居住を希望する場合又は特に 希望する都道府県がない場合においては、本籍地都道府県。
 - イ 特別事情残留邦人が在日関係者の居住する特定の都道府県への居住を希望 し、かつ、当該都道府県への居住が特別事情残留邦人世帯構成員の自立に資 すると認められる場合においては、その都道府県。
 - ウ ア又はイに該当する場合であっても、当該都道府県の受入条件が整っていない等、当該都道府県への居住に支障があると認められる場合においては、特別事情残留邦人の意向を踏まえて、厚生労働省社会・援護局長が推薦するその他の都道府県。
 - エ 特別事情残留邦人の居住希望の状況が、ア又はイに該当する場合以外の場合 においては、特別事情残留邦人の意向、各都道府県における受入状況等を踏 まえて、厚生労働省社会・援護局長が推薦する都道府県。
 - (2)厚生労働省社会・援護局長は、特別事情残留邦人の居住地に関する意向の把握に努めるものとする。
 - (3) 厚生労働省社会・援護局長は、(1) のイ、ウ又はエの場合において居住予定地の都道府県を決定するに当たっては、あらかじめ関係都道府県の知事と協議するものとする。
- 2 身元引受人の選定
 - (1)1の(1)により決定された都道府県(以下「業務担当都道府県」という。) の知事は、当該決定に係る特別事情残留邦人について、当該都道府県内に居

住している身元引受人登録者のうち、適当と認められる者を選定し、その者 に対して身元引受人となることを要請する。

- (2)業務担当都道府県の知事は、身元引受人登録者が特別事情残留邦人の身元引 受人となることを承諾したときは、当該身元引受人登録者から身元引受人承 諾書(別紙様式3)の提出を求めるものとする。
- (3)業務担当都道府県の知事は、(2)により提出された身元引受人承諾書を厚生労働省社会・援護局長あて進達するものとする。ただし、厚生労働省社会・援護局長が適当でないと認める者については、この限りでない。

3 身元引受人の決定

- (1) 厚生労働省社会・援護局長は、2の(3) の身元引受人承諾書の進達をうけたときは、当該身元引受人の氏名、住所等を当該特別事情残留邦人に通知した上、当該特別事情残留邦人から身元引受人あっせん承諾書(別紙様式4) の提出を求めるものとする。
- (2) 厚生労働省社会・援護局長は、特別事情残留邦人から身元引受人あっせん承 諾書を受けたときは、当該承諾書に係る身元引受人登録者を当該特別事情残留 邦人世帯構成員の身元引受人として決定する。
- (3) 厚生労働省社会・援護局長は、身元引受人の決定を行ったときは、その旨を 業務担当都道府県の知事を通じ当該身元引受人に通知するとともに、必要と認 める場合には当該特別事情残留邦人に通知する。

4 身元引受人のあっせん時期

身元引受人のあっせんは、原則として特別事情残留邦人の帰国前に行うものとする。ただし、特別事情残留邦人のうち、当該特別事情残留邦人が表明した帰国希望時期から相当期間を経ても身元引受人のあっせんが困難なもの又は厚生労働省社会・援護局長が特に必要と認めるものについては、それらの特別事情残留邦人の帰国後に行うことができるものとする。

第6 身元引受人の決定又は登録の取消し

厚生労働省社会・援護局長は、身元引受人が業務の遂行が不能になった場合、身元引受人としてふさわしくない行為があった場合又は身元引受人若しくは特別事情残留邦人にやむを得ない事情があると認めた場合は、身元引受人の決定又は登録を取り消すことができるものとする。

第7 身元引受人の再あっせん

厚生労働省社会・援護局長は、第6により身元引受人の決定又は登録を取り消した場合は、第5の1から3までにより身元引受人のあっせんを再び行うことができるものとする。

第8 身元引受期間

- 1 身元引受人の身元引受期間は、当該身元引受人が身元引受けを行う特別事情残留 邦人世帯構成員の帰国した日(首都圏中国帰国者支援・交流センター定着促進事業 宿泊施設入所者については、同宿泊施設を退所した日)から3年(以下「基本身元 引受期間」という。)とする。ただし、厚生労働省社会・援護局長が必要でないと 認める場合にあっては、この期間を短縮することができるものとする。
- 2 第7により身元引受人のあっせんを再び行った場合において、既に身元引受けが開始された特別事情残留邦人に係る新しい身元引受人の身元引受期間は、第5の3の(3)により身元引受人の決定を行った旨を当該身元引受人に通知した日から基本身元引受期間の終了する日までとする。ただし、厚生省社会・援護局長が必要でないと認める場合にあっては、この期間を短縮することができるものとする。

第9 身元引受手当等の支給

- 1 業務担当都道府県の知事は、特別事情残留邦人世帯構成員の身元引受けを行って いる身元引受人に対し身元引受手当を支給する。
- 2 身元引受手当の支給額は、特別事情残留邦人の世帯1世帯当たり別に定める額と し、その支給期間は、身元引受人が特別事情残留邦人世帯構成員の身元引受けを開 始した日の属する月からその身元引受けの終了した日の属する月までとする。
- 3 身元引受人として登録している団体で厚生労働省社会・援護局長が特に必要と認めるものについては、事務費の一部を支給することができるものとする。

第10 身元引受人の業務の実施状況報告

- 1 都道府県知事は、身元引受人から業務の実施状況について適宜報告させ、当該報告について各半期毎にとりまとめ、厚生労働省社会・援護局長に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、身元引受人からの報告に基づき、必要に応じて当該身元引受人 に対し必要な助言、指導を行うものとする。

第11 施行期日

本通知は、平成7年2月1日から施行する。

社援一調第170号 社援対第131号 平成7年3月31日

[改正経過]

第一次改正(平成9年7月9日社援一調第320号 社 援 対第249号) 第二次改正(令和元年5月8日社援援発0508第3号 社援支発0508第4号)

各都道府県民生主管部(局)長 殿

厚生省社会•援護局業務第一課長

厚生省社会·援護局援護企画課 中国孤児等対策室長

「身元引受人制度実施要領」の取扱いについて

標記については、平成7年3月31日付け社援発第201号厚生省社会・援護局長通知の別添「身元引受人制度実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき行うこととしたところであるが、その細部及び留意事項については下記のとおり取り扱うこととしたので御了知願いたい。

なお、平成7年2月1日社援対第51号中国孤児等対策室長通知「身元引受 人制度実施要領の取扱いについて」は、廃止する。

記

1 対象者について

実施要領第2の1中の「厚生省が実施した訪日肉親調査等」には、身体等に 障害を有する孤児に対する訪中調査を含むものとする。

2 特別事情残留邦人の居住地に関する意向把握の結果について

実施要領第5の1の(2)による意向把握の結果は、厚生省から適宜、本籍 地都道府県及びその他の関係都道府県の民生主管部(局)長に通知するものと する。 3 身元引受人の選定について

実施要領第5の2による身元引受人の選定は、特別事情残留邦人の居住予定 地の決定後、原則として2ヶ月以内に行うものとする。

4 身元引受人承諾書の進達時期の特例について

実施要領第5中、2の(3)による身元引受人承諾書の進達は、1の(1)のア又はイに該当する場合において、当該都道府県への定着に支障がないと認められるときは、1の(1)による通知を待たずに行って差し支えないものとする。この場合において、同中1の(1)による通知及び1の(3)による協議は行わないものとする。

5 身元引受人のあっせん時期について

実施要領第5の4ただし書中の「相当期間」とは、概ね10か月をいうものとし、「厚生省社会・援護局長が特に認めるもの」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- (1) 肉親が身元引き受けを行うこととなっていた中国残留邦人等であって、 永住帰国旅費の支給決定通知が行われた後において当該肉親の状況の変 更等の事情により特別事情残留邦人に該当する者となったもの
- (2) 実施要領第5の3の(2)による身元引受人の決定が行われた特別事情残留邦人であって、永住帰国旅費の支給決定通知が行われた後において当該身元引受人の状況の変更等の事情により当該身元引受人による身元引受けが行われなくなったもの
- (3) その他、厚生省社会・援護局長が特に必要と認めるもの
- 6 身元引受人の業務の実施状況報告について

実施要領第10の1による身元引受人の業務の実施状況報告は、毎年3月末日及び9月末日現在の状況をとりまとめるものとし、厚生省社会・援護局長への報告は、別紙様式1及び2により行うものとする。

なお、別紙様式1については都道府県が記入し、別紙様式2については身元 引受人が記入することとする。

また、別紙様式1及び2の「中国名」欄は中国地域以外の残留邦人については、現地名を記入することとする。

7 施行期日について

本通知は、平成7年4月1日から施行する。

別紙様式1

身元引受人業務実施状況報告書

 都道府県名(
 月

 自令和
 年
 月

 至令和
 年
 月

身 元 引	受 人	現在身元引	受けを行	っている特	序別事情列	美 留邦人	身元引受け	相談・助言 等を行った	備	考
氏 名	登録番号	氏	名	居	住	地	開始年月日	毎を17つた 数	7/用	与
		日本名								
		中国名								
		日本名								
		中国名								
		日本名								
		中国名								
		日本名								
		中国名								
		日本名								
		中国名								
		日本名								
		中国名								
		日本名								
		中国名								

身元引受人業務実施状況調

令和 年 月 日

身 元 引 受 人 氏 名		登録番号 —
日本名現在身元引受け 中国名		身元引受け月数 年 月
を行っている特中国名別事情残留邦人居住地	(〒)	
特別事情残留邦人の居住地への所要時間、距離	約 分(約	km)
特別事情残留邦人世帯への訪問回数	月平均回	
自 立 指 導 員 と の 打 合 せ 回 数	月平均回	
特別事情残留邦人世帯との関係	1 うまくいっている 2 普通 3 うまくいっていない 理由:	
	71H .	
身 元 引 受 人 と な り 特 別事 情 残 留 邦 人 世 帯 に 対	センタ	一 入 所 中
事情残留邦人世帯に対して行った業務等(具体的に記載してください)		
	センタ	一退所後

特別事情残留邦人世帯 から受けた相談事項及 び時期(引受け前、後	相談事項
び 時 期 (引 受 け 前 、 後 〇 月 目 と 記 入 し て く だ さ い) と そ の 対 応 状 況	
	対 応 状 況
特別事情残留邦人世帯との間に起こったトラ	トラブル事項
ブル及び時期(引受け 後〇月目と記入してく ださい)とその対応状	
況	対 応 状 況
定着自立に向けて行った上記以外の助言、指導等	
定着自立支援を行う上で困ったこと	
引受けた特別事情残留邦人世帯に対する意見等	

(記入上のお願い)

- 1 身元引受人制度の充実を図るため、各項目について記入の上、都道府県援護担当課に提出してください。
- 2 「身元引受人となり特別事情残留邦人世帯に対して行った業務等」の欄の「センター入所中」については、当該世帯を引受け後、第1回目の提出の際に記載してください。2回目以降の提出に当たっては記載する必要はありません。
- 3 「身元引受人となり特別事情残留邦人世帯に対して行った業務等」の欄の「センター退所後」以降の全ての記載欄については、2回目以降提出する際には、前回提出以降のことについて記載してください。

25 帰国直後の研修内容

【生活指導の内容】

- ・買い物、交通機関の利用、市役所・病院等公共機関の利用等日常生活での知識
- ・異文化(日本の生活)への対応、職業、生活習慣・社会常識、保健衛生等

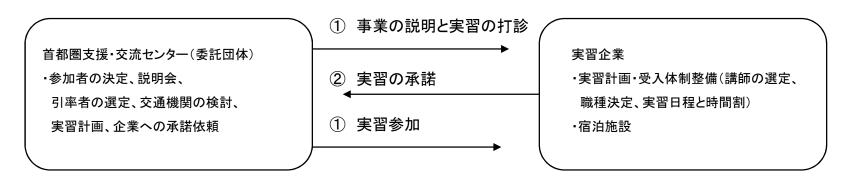
【日本語指導の内容】

- ・日常場面・職場・日常生活の話題に関する表現
- ・発音、ひらがな、カタカナ、漢字、基礎文法等(小中学生対象に算数、理科、社会、国語等)

【授業時間】

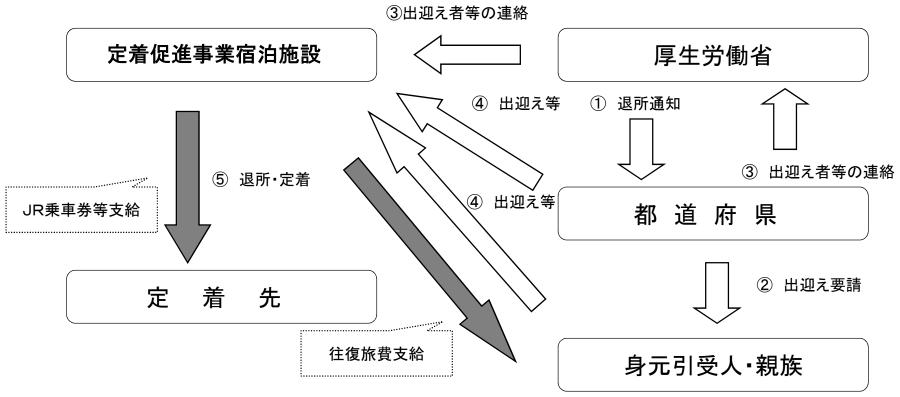
・1日5時限(1時限50分授業 休憩時間10分)

【地域体験実習事業】



※実習にあたっては、都道府県・市町村の協力をいただいている。

26 定着促進事業宿泊施設退所時の出迎えに係るフローチャート



(注)

- 1 帰国世帯の定着先までの乗車券等を退所時に宿泊施設において支給する。
- 2 身元引受人又は身元引受親族の帰国者との事前面談と出迎えに要する往復旅費(国家公務員等の旅費に関する法律による相当額)を宿泊施設において支給する。
 - ただし、都道府県・市区町村職員、自立指導員等が出迎えに同行しても支給対象とはならない。
- 3 旅費の支給対象者以外の出迎え者等から、乗車券類の購入依頼があった場合は、首都圏支援・交流センターにおいて手配を行い、出迎え時に精算を行う。

社援発第667号 平成6年9月30日

[改正経過]

第一次改正(令和元年5月8日 社援発0508第4号)

各都道府県知事 殿

厚生省社会·援護局長

永住帰国した中国残留邦人等であることの証明について

標記については、昭和28年2月19日援引第97号引揚援護庁援護局長通知「引揚証明書発給要領について」に基づく「引揚証明書」により行ってきたところであるが、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号。以下「省令」という。)が本年10月1日から施行されることとなったことに伴い、今後は、法第2条第1項に規定する中国残留邦人等であって、昭和20年9月2日以後初めて永住帰国したもの(以下「中国残留邦人等永住帰国者」という。)であることの証明が必要な場合は、左記により行うこととしたので、御了知の上関係者に周知方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、前記通知、昭和49年11月28日援発第1737号厚生省援護局長通知「中国からの一時帰国者又は再一時帰国者が永住帰国に意志を変更した場合の取り扱いについて」、昭和62年5月29日庶務対第93号厚生省援護局庶務課長通知「引揚者に対する自立支度金について」及び平成3年7月2日庶務対第

274号・業一調第283号厚生省援護局庶務課長・業務第一課長連名通知「中国からの帰国者が帰国旅費の国庫負担を受けずに帰国した場合の取扱いについて」は、廃止する。

記

- 1 中国残留邦人等永住帰国者であることの証明を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、永住帰国者証明書交付申請書(別紙様式第1)に省令第一三条第二項に規定する書類又は書面を添え、居住地の都道府県知事を経由して厚生省社会・援護局長あて提出して申請するものとする。
- 2 1の申請は、申請者の親族(本邦に居住しているものに限る。)を代理人としてすることができるものとする。この場合においては、当該代理人は、永住帰国者証明書交付申請書に住所及び申請者との続柄を記載するとともに、署名押印するものとする。
- 3 厚生省社会・援護局長は、申請者を中国残留邦人等永住帰国者であると認めたときは、当該申請者に対して永住帰国者証明書(別紙様式第2)を交付するものとする。

なお、永住帰国者証明書の「親族等」の欄には、法第6条第1項に規定する 当該親族等を記載するものとする。

- 4 省令第13条第4項において準用する第8条により自立支度金を支給する 旨の決定を受けた者に係る永住帰国者であることの証明は、1から3までの規 定にかかわらず当該決定について通知する書面によることができるものとする。
- 5 この通知は、平成6年10月1日から施行する。

(別紙様式第1)

永住帰国者証明書交付申請書

	丘 夕	日本	: 名					셜	上年月	月日			年	月		日
申	氏名	現地	名					性	Ė	別		男	•		女	
請	本	籍	地													
百月	現在	の居住	主地													
者	帰国	前の居	住地													
	本邦は	こ上陸し	た日		年	月		日								
	氏		名	生	年	月	日		続	柄	配偶有	男者の・ 無	,	備	才	<u> </u>
親					年	月		日			有	· 無				
					年	月		日			有	• 無				
族					年	月		日			有	• 無				
					年	月		日			有	• 無				
等					年	月		日			有	• 無				
					年	月		日			有	· 無				

上記の記載事項に相違ありませんので、平成6年9月30日社援発第667号 厚生省社会・援護局長通知による中国残留邦人等永住帰国者であることの証明書の 交付を申請します。

申請者署名	
中明日有有	

厚生労働省社会・援護局長 殿

(別添様式第2)

永住帰国者証明書

証 第 号

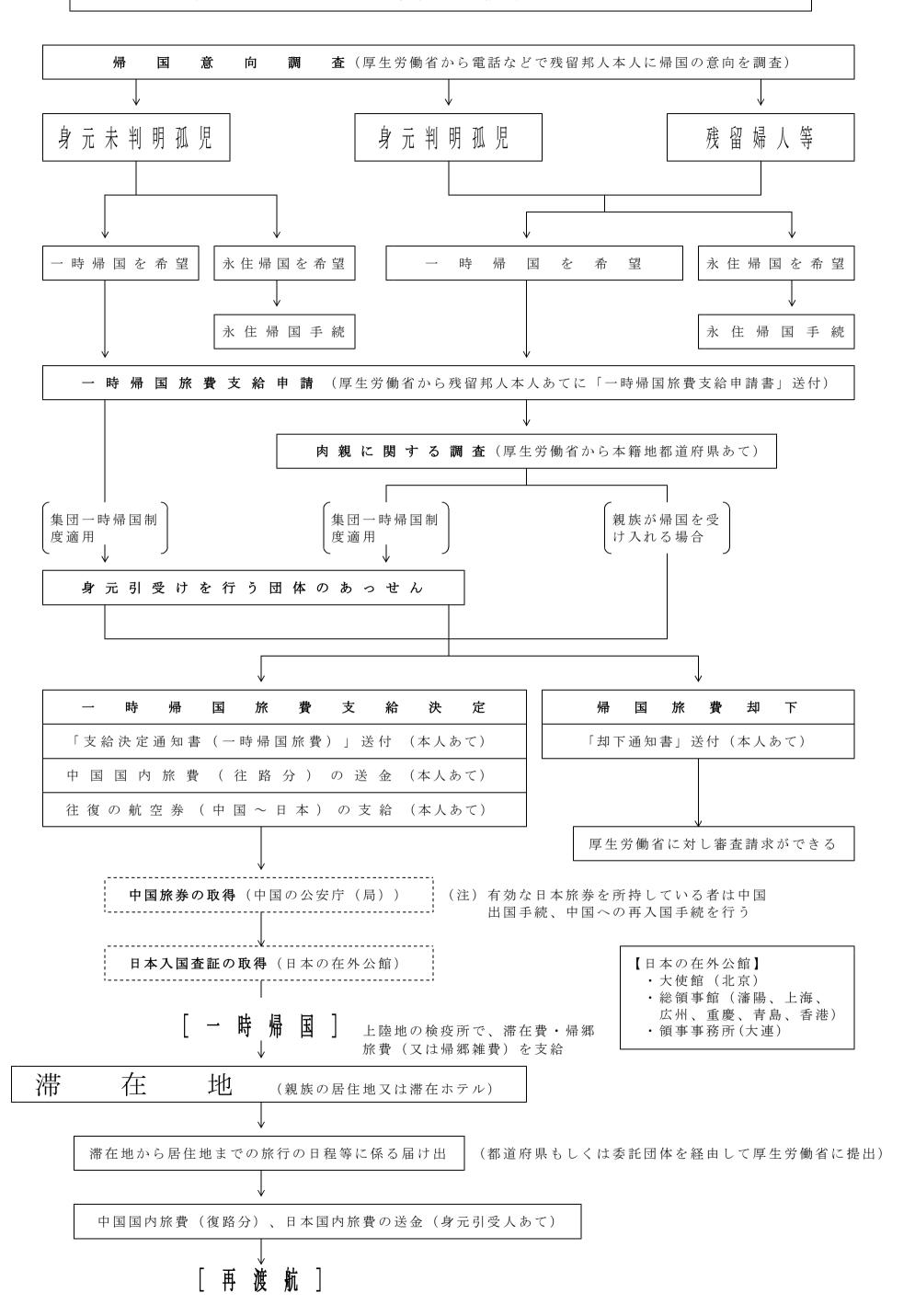
下記の者は、平成6年9月30日社援発第667号厚生省社会・援護局長通知による中国残留邦人等永住帰国者であることを証明します。

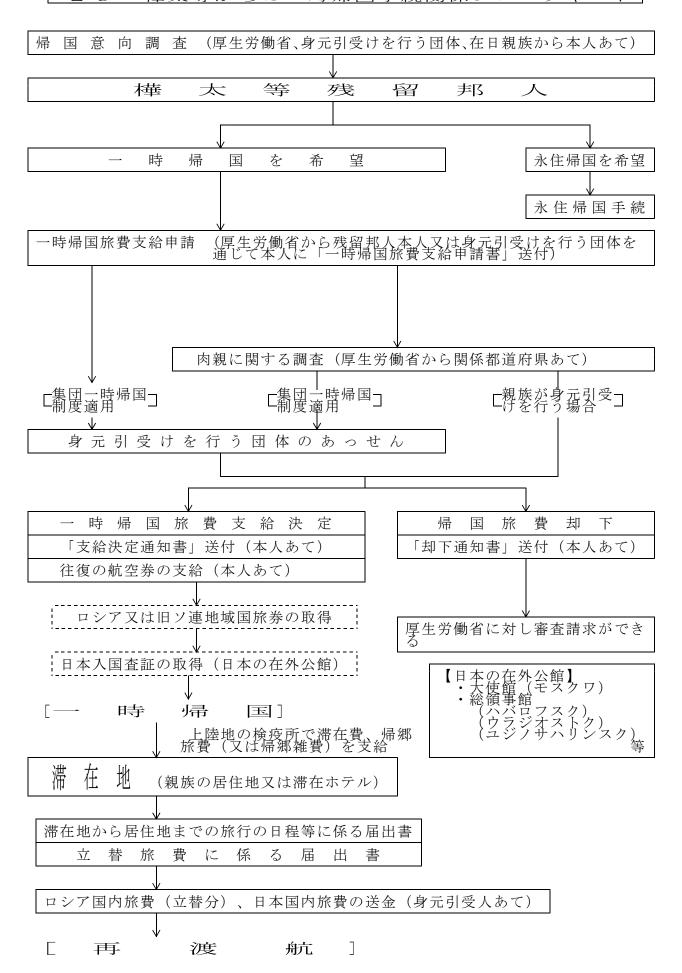
令和 年 月日

厚生労働省社会・援護局長

記

由	工 夕	日	本	名				15	生年	月日	昭和	年	月	日
申	氏名	現	地	名				1	生	別	男	•	女	
≑主	本	籍		地										
請	現在	の鳥	号 住	地										
者	帰国	前の	居住	三地										
自	本邦は	こ上陸	達した	2日	昭	和	年	J.		日				
親 -	氏			名	生	年	月	日	続	柄	備		孝	ž.
和														
族														
等														
守														





(生 活 支 援)

3 0 国民年金にかかる特例措置対象者該当申出のために 必要な永住帰国した中国残留邦人等であることの証明 について

社援発第214号平成8年3月26日

(第1次改正:平成11年3月31日社援発第886号) (第2次改正:平成24年7月5日社援発0705第 2号) (第3次改正:平成26年9月9日社援発0909第11号)

(第4次改正:令和元年5月8日社援発0508第4号)

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

国民年金に係る特例措置対象者該当申出のために必要な 永住帰国した中国残留邦人等であることの証明について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号。以下「省令」という。)第14条第2項第2号から第4号に規定する書類とするための標記証明が必要な場合の取扱いは、下記によることとしたので、御了知の上帰国者及び関係ボランティア等に周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本証明書は、省令第14条第2号から第6号に規定する書類として扱われるよう、年金局・社会保険庁との間で調整済みである。

また、中国帰国者担当部局においては、国民年金担当部局と密接に連絡調整を図り、今般の国民年金の特例措置の実施にあたり遺漏なきよう配意されたい。

記

1 証明書交付申請

国民年金に係る特例措置対象者該当申出のために必要な永住帰国した中国残留邦人等であることの証明を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書交付申請書(別添様式1)に次に掲げる書類または書面を添え、居住地の都道府県知事を経由して厚生労働省社会・援護局長あて提出して申請するものとする。

(1) 戸籍抄本または個人事項証明書

なお、次表の左欄に掲げる者にあっては、現戸籍の抄本等に加えて右欄に掲げる戸籍に係る抄本等(除籍抄本、除かれた戸籍の個人事項証明書)も提出すること。 さらに、日本国籍を喪失した者(その後帰化した者も含む)については、さらに、 日本国籍を喪失した旨の記載のある戸籍も提出するとともに、次表の①または② の左欄において「現戸籍」を「日本国籍を喪失した旨の記載のある戸籍」と読み 換えた場合に①または②の左欄に該当することとなる者にあっては、①または② の右欄に掲げる戸籍も併せて提出すること。

① 中国の地域より永住帰国 昭和47年9月29日前に編製された戸籍のうち した者で、現戸籍が、昭和 最も新しいもの及びその後に転籍、婚姻等により編 47年9月29日以後に編 製された全ての戸籍 ただし、帰化または就籍により戸籍が編製された 製されたもの 者については、当該帰化または就籍により編製され た戸籍及びその後転籍、婚姻等により戸籍が編製さ れている場合にあっては、当該転籍、婚姻等により 編製された全ての戸籍 ② 中国以外の地域より永住 昭和36年4月1日前に編製された戸籍のうち最 帰国した者で、現戸籍が昭 も新しいもの及びその後に転籍、婚姻等により編製 和36年4月1日以後に編 された全ての戸籍 ただし、帰化または就籍により戸籍が編製された 製されたもの 者については、当該帰化または就籍により編製され た戸籍及びその後転籍、婚姻等により戸籍が編製さ れている場合にあっては、当該転籍、婚姻等により 編製された全ての戸籍

- (2) 戸籍の訂正手続き中等(日本国籍の有無についての照会中及び就籍に係る手続中の場合を含む)のため、前記(1)による戸籍抄本等または除籍抄本等を添えることができない場合については、その旨及びその理由を記した書面(別添様式2)
- (3) 日本国籍を喪失している期間についての申立書(別添様式3)
- (4) 永住帰国後引き続き1年以上本邦に住所を有していることの確認できる住民票 等

なお、平成8年4月1日において、既に永住帰国後引き続き1年以上本邦に住所を有している場合にあっては、直近の一年間(平成7年4月1日から平成8年3月31日までの期間)に引き続き1年以上本邦に住所を有していた事実が確認できる住民票等でもよい。

- (5)永住帰国旅費の支給を受けず永住帰国し、かつ、厚生労働省より「引揚証明書」、 「自立支度金支給決定通知書」または「永住帰国者証明書」のいずれの交付も受けたことのない者については、省令第13条第2項第3号に規定する書類
- 2 証明書再交付申請

前記1の(2)に該当する場合で、既に「永住帰国した中国残留邦人等であること

の証明書(国民年金に係る中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出用)」(以下「証明書」という。)の交付を受けた者が、前記1の(2)にかかる手続等の完了により、日本国籍を有する期間が存在する事実が新たに確認された場合(ただし、昭和36年4月1日以降昭和56年12月31日までの期間で20歳以上60歳未満の期間に限る。)には、再度、証明書の交付申請ができるものとする。

なお、その場合には、永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書交付申請書(別添様式1)に新たに確認された事実に係る前記1の(1)及び(3)の書類並びに再申請である旨及び再申請の理由を記した書面を添え、居住地の都道府県知事を経由して厚生労働省社会・援護局長あて提出して申請するものとする。

3 証明書の交付

厚生労働省社会・援護局長は、申請者を永住帰国した中国残留邦人等であると認めたときは、当該申請者に対して証明書(別添様式4)を交付するものとする。

あわせて、申請を経由した都道府県知事に対し証明書の写しを送付するものとする。

4 施行期日

この通知は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、1については、平成8年3月26日より適用する。

31 満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金申請書類

特定中国残留邦人等に対する一時金申請書

申請	者の氏名等		_										
		フリカ゛ナ											
(1)	氏名	日本名											
		中国名又はロシア名											
(2)	生年月日		年	月		日	(3)	性別		ļ	男	· þ	;
(4)	日本に初め	て永住帰国し	ンた年月日					年	Ē	月		日	
(5)	現住所	〒 −				電話看	番号		()		
申請	者の基礎年	金番号・年金	テ コード										
	年金番号(1						4	F金コー (年金					
振込		と同一名義の)もの)	l l									
	融機関名		3 . ,		服 行 郵便局							支 出引	
口座	普通当座	口座番号 (右詰め)											
*	申請者に	支払われる拠	L 见出保険料	相当の一	一時金が	ぶある	場合	に使用	しま	す。			
同	加入記録の 封の年金加 追加・訂正 {	入記録(被保ない()) · · · 另归		全加入 訂			紙」に	こ追加]・言	了正事	事項を	記入
を る 湯	ど齢基礎年金 域額がない清	繰上げ受給し を65歳前 荷額支給が受 して下さい。 お知らせを	に繰上げ受 けられる事 。	給して	いる方	で、一	定の	調整を	行っ				
是出年	月日) 年	月 日											
		/ 1											

厚生労働大臣 殿

年金加入記録回答用紙

							訂	已入日	年	月	日
基礎年金番号							生年	三月日			
(フリカ [*] ナ) 氏名					男女	IE	1姓				
現住所	₸.	,						L			
電話番号				自	宅以	外					

◎ 年金加入記録(被保険者記録照会回答票)の「資格<u>喪失</u>年月日」とその直後の「資格<u>取得</u>年月日」との間に空白期間がある場合は、下記にその期間に当てはまる状況(職業)を右の欄から選び該当する記号に○を付けて下さい。

		その期間			その時の 状況(職業)	備考(会社名 等が分かる時 はその名称)
	年	月	日	から	アイウェ	
	年	月	日	まで	アイウェ	
	年	月	·日	から	アイウエ	
1	年	月	日	まで) 1	
	年	月	日	から	アイウェ	
	年	月	日	まで	, / イ リ.エ 	
	年	月 、	日	から	アイウェ	
	年	月	日	まで	アイウェ	

記号	その時の
	状況 (職業)
ア.	自営業
	無職
イ.	会社員
1.	公務員
	会社員・公務
ウ.	員に扶養され
	る配偶者
工.	海外に居住

◎ 上記の他、年金加入記録(被保険者記録照会回答票)について訂正が必要な場合は、項目ごと にその内容を記入して下さい。

訂正が必要な 項目の番号	加入制度	勤め先の名称	勤め先住所又は その当時の住所	勤務期間又は 国民年金加入期間

戸籍抄本または戸籍の個人事項証明書を添えることができない理由書

1	戸籍訂正の手続き中のため(失踪宣告等の取消の手続き中を含む)
2	日本国籍の有無についての照会中のため
3	就籍に係る手続き中のため
4	その他 (

 $1 \sim 4$ のいずれかに○を付けて下さい。

令和 年 月 日

上記理由により、	戸籍抄本または戸	籍の個人事項証明	を添えるこ	とができ	ません。

· 住所_	Ē		
_			

日本国籍を喪失している期間についての申立書

1	出生以降現在まで日本国籍を喪失した期間はありません。
2	戸籍の訂正手続き中等(日本国籍の有無についての照会中及び就籍に係る手続き中 の場合を含む)のため、日本国籍を喪失した期間の確認はできません。
3	出生以降現在までに日本国籍を喪失した期間があります。

1~3のいずれかに○を付けて下さい。

出生以降現在までの日本国籍の有無について、上記のとおり申し立てます。

令和 年 月 日

〒 住所	
氏名	(FI)

中国に残留した経緯等がわかる詳細な申立書

氏名	日本名			
八石	中国名又はロシア名			
		生年月日	性別	男・女

	昭和20年8月9日(ソ連参戦の日)以後の ・避難状況と住所
	・家族構成(父、母、兄弟姉妹等の氏名・生年月日・職業等)と家族の生活状況
1	

	・あなたが中国に残留した経緯と日本に永住帰国するまでの経緯(どちらも出来るだけ詳しく)
2	
	・家族の中で亡くなった方がいる場合は、その方の氏名・死亡年月日・場所
3	
	・あなたが中国に残留した当時の状況を知っている日本人の方 (当時の氏名、現在の氏名・住所・電話番号、あなたとの関係)
4	

年 月 日 氏名_____

上記のとおり申し立てます。

32「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の 見直しについて (平成27年2月18日 都道府県あて送付)

各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者 様

「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて

中国残留邦人等に対する援護施策につきましては、平素から格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、昭和25年以降の出生者については、相当程度長期にわたり日本人としての生活を失った者(幼少時に肉親と離別した者など)について、一時金の支給対象としていたところですが、この度、認定方針を一部変更し、ソ連参戦以後の引揚困難事由(留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など)の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者について、一時金を支給することとしましたので、お知らせいたします。

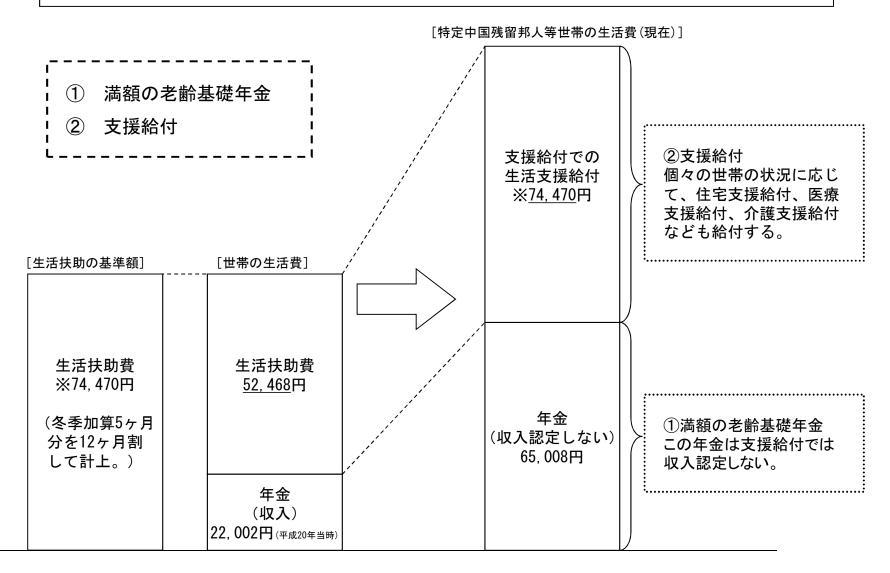
(※)

- 1. その他の一時金支給要件を満たした者に限ります。
- 2. ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたことを立証する資料(当時の手紙、日記など)の提出が必要です。

各自治体担当者の方におかれましては、昭和25年以降に生まれた者から一時金申請の問い合わせがあった場合は、厚生労働省へ照会するようご指導をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室

33 支援給付基準額の例(1級地-1)



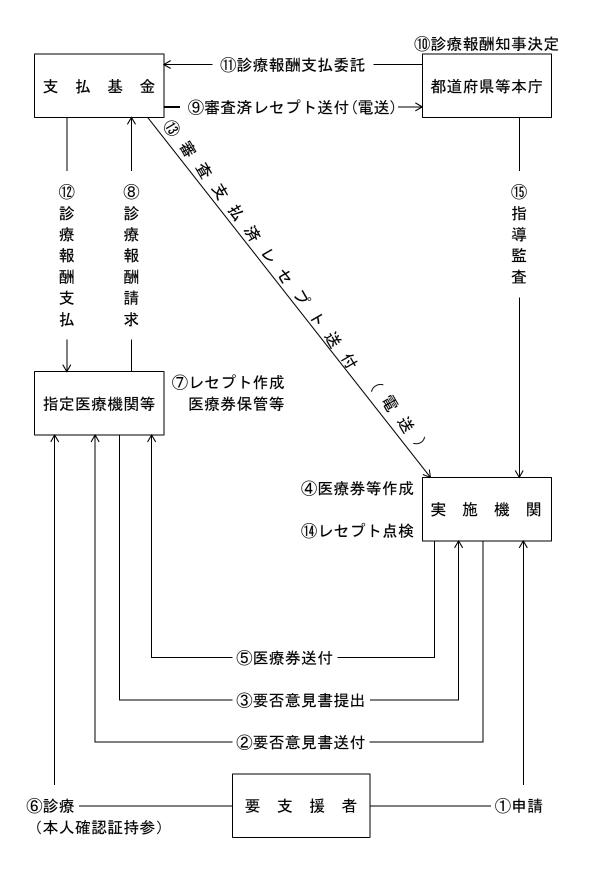
[生活保護]

[支援給付]

34 要支援世帯が2世等と同居している場合の取扱い

```
○4人同居世帯の例(1級地-1、特定中国残留邦人等70歳(本人)+2世夫婦37歳、35歳+3世10歳)
 ・本人の収入(年金収入)
                         65.008円
 ・2世世帯の収入(給与年収) 6,100,000円
         税法上の所得
                      4, 340, 000円
         収入(6,100,000円) × 20% + 540,000円 = 控除額(1,760,000円)]
         控除後の所得月額 270,000円
         税法上の所得(4,340,000円) - 所得税等(1,100,000円)} ÷ 12月]
 [ { //
(①) 4人世帯の最低生活費
                         259.090円
     [生活支援給付(第1類、第2類(冬季加算含む)) +住宅支援給付+加算(児童養育加算)により算出]
(②) 本人の最低生活費
                         128.170円 (住宅支援については本人 (単身) 分のみ)
(③) 2世世帯の最低生活費
                         130.920円
    [4人世帯の最低生活費(259,090円)-本人の最低生活費(128,170円)]
(4) 支援給付において収入認定する額 40.656円
    [((2世世帯の控除後の所得月額(270,000円)× 0.7) - (2世世帯の最低生活費(130,920円))) × 0.7]
(⑤) 支援給付の額
                         87.514円
    「(本人の最低生活費(128,170円) - 支援給付において収入認定する額(40,656円)]
                    4人世帯の最低生活費 259,090円 (1)
      本人の最低生活費 128,170円(②)
                                  2世世帯の最低生活費 130,920円(③)
                  支援給付において
  支援給付の額87.514円(⑤)
                  収入認定する額
                   40,656円(4)
  【本事例に基づく本人の月額収入例】
    老齢基礎年金(65,008円)
                      +
                           支援給付の額(87,514円)
                                                 152,522円
```

35 医療支援給付事務手続きの流れ



36 生活保護制度と支援給付の対比表(相違点)

実施機関・実施責任 実施 収入 就労 収入認定の取扱い	版生活質 に機関 こ人の申告時期等	(福祉事務所等に事務を委任。) 就労可能と判断される者は、原則として毎月。 就労困難と判断される者は、少なくとも12ヶ月毎。 常用雇用等、収入の増減が少ない場合は3ヶ月毎。	(介護保険料加算は、普通徴収・特別徴収の区別なく認定。) 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長 (どのセクションが担うかは各自治体の判断。) 原則として年1回 6月。 (ただし、随時変更の例外規定あり。) 前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から1万5千円を控除した上で、残額の3割を	
収入就労収入認定の取扱い年金	- 加機関 - スの申告時期等 - 学収入	(福祉事務所等に事務を委任。) 就労可能と判断される者は、原則として毎月。 就労困難と判断される者は、少なくとも12ヶ月毎。 常用雇用等、収入の増減が少ない場合は3ヶ月毎。 毎月の収入額から、必要経費(社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額)	(どのセケションが担うかは各自治体の判断。) 原則として年1回 6月。 (ただし、随時変更の例外規定あり。) 前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から1万5千円を控除した上で、残額の3割を	
就労 収入認定の取扱い 年金	ス入の申告時期等	就労困難と判断される者は、少なくとも12ヶ月毎。 常用雇用等、収入の増減が少ない場合は3ヶ月毎。 毎月の収入額から、必要経費(社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額)	(ただし、随時変更の例外規定あり。) 前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から1万5千円を控除した上で、残額の3割を	
収入認定の取扱い年金	.ガ収入		前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から1万5千円を控除した上で、残額の3割を	
収入認定の取扱い			控除した額から必要経費(社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額)を控除 した額を収入認定。 (基礎控除などの適用は要さない。)	
仕送		実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認 定。	特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金の満額相当額(平成31年4月から65.008円)は、 収入認定除外。 これを超える年金額等は、その3割を収入から控除した上で収入認定。	
	送り収入、財産収入	実額を当該月の収入として認定。	前年1年間の収入を基に月額を算定し、その3割を控除した上で収入認定。	
その	の他収入	8千円を超える額を当該月の収入として認定。	前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除 した額を収入認定。	
	ストとして認定しないもの 取扱い	「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち 当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」等の規定あり。	<u>老齢基礎年金にかかる拠出済み保険料相当額(一時金)。</u> (その他の規定は生活保護制度に準ずる。)	
資産	達申告	少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関	不動産の保有状況については、開始申請時及び少なくとも固定資産税にかかる不動産評価額の評価替え(3年ごと)の際に併せて被支援者から書面により申告を行わせる。不動産以外の資産については、開始申請時に申告を行わせる。	
現金	是金、預貯金		老齢基礎年金が満額支給される際に手元に残る拠出保険料相当額の一時金と預貯金等とを合算して、老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当額の一時金の額まで保有容認。	
生命	命保険	危険対策を目的とした保険であって、解約返戻金が最低生活費の3ヶ月程度以下、保険料の額が最低生活費の1割程度以下のものは保有を容認。 貯蓄性の高い保険は認められない。	開始申請時に解約返戻金の額が預貯金等(老齢基礎年金が満額支給される際に手元に残る拠出保険料相当額の一時金を含む。)と合算して、老齢基礎年金の満額支給に必要な40年間分の保険料相当の一時金の額までは、解約を求めない。	
資産の取扱い 自動	動車	事業用、障害者及び深夜勤務等の業務に従事している者並びに公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住又は勤務先がある者の通勤用、やむを得ないと認められる保育所等の送迎のための通勤用、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者の求職活動用、障害者並びに公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者の通院用以外の自動車保有は認められない。(生活用品としての保有は認めない。)	一定の資産価値(<u>概ね支援給付の基準額の合計額の3ヶ月分程度以内</u>)であり、維持費が支援給付のやりくりや他施策の活用等で賄われる自動車については、保有を容認。	
土地		要保護世帯向け不動産担保型生活資金の活用が可能な者は活用を優先。 活用ができない者は、見込み処分価格が当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯 の生活扶助基準額+住宅扶助基準額の10年分程度の額(通常、2千万円~3千万円)を超え た場合はケース診断会議等に諮り処分を検討。それ以下なら保有を容認。		

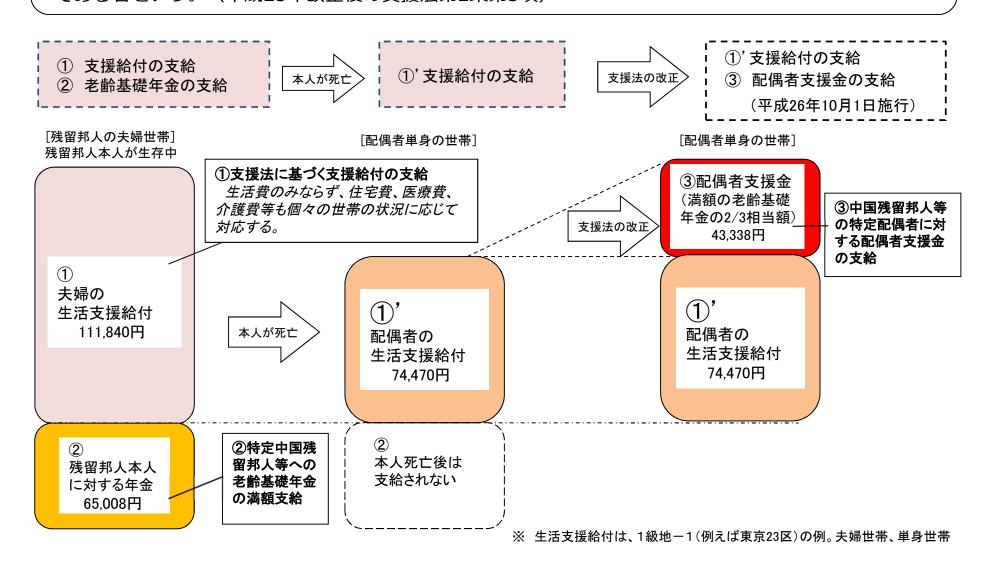
-133-

テーマ	内容	生活保護	支援給付		
扶養義務の取扱い	扶養能力調査	扶養能力調査対象者 ・「重点的扶養能力調査対象者」(夫婦、未成熟の子に対する親、親子関係のうち扶養の可能性が期待される者など) →管内に居住する場合は、原則として実地につき調査。 管外に居住する場合は書面で調査。 ・「重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者」 →原則として、書面で調査(電話等も可)	生計を別にする2世3世に対しては、原則として直接扶養照会は行わず、要支援者その他より 聴取する等の方法で行う。 その他の扶養義務者(日本人の兄弟等)についても、要支援者その他より聴取する等の方法 で行う。		
他法他施策の活用	他法他施策の活用	他法他施策優先の原則。(国民健康保険制度、後期高齢者医療制度等はその例外。)	他法他施策優先の原則。(国民健康保険制度、後期高齢者医療制度等はその例外。)なお、 生活保護と支援給付の関係は、支援給付が優先する。		
世帯認定	2世等と同居している場合 の取扱い		支援給付の額の決定に当たっては、次のとおり取り扱う。 (基準生活費) 支援給付の額の対象となる世帯のみの基準額で算出する。 (2世等同居している者の収入の取扱い) 1 2世等の収入認定月額は、 <u>前年の税法上の所得額から所得税、個人住民税、社会保</u> 料の支払額を控除した額を12で除した額の3割を控除する。(2世等の医療、教育費等に当する額として収入から3割分を控除する) 2 2世等の収入認定月額のうち、2世等の最低生活費を上回る額の3割を控除して収入に定する。		
	医療券等の取扱い	福祉事務所が本人からの申請を受けた後、医療券を本人に対して交付。 医療券を医療機関に持参し受診。	実施機関が本人からの申請を受けた後、 <u>医療券を医療機関に送付。</u>		
医療	受診医療機関の選択	受診医療機関は、指定医療機関の中から、本人の希望を参考にしつつ、福祉事務所が居宅 からの距離等を勘案し選定。	受診医療機関は、指定医療機関の中から、 <u>本人の希望により選定。</u>		
その他の事項	訪問調査	問調査を実施。 要保護者の生活状況等の把握や、自立指導のために、世帯の状況に応じて、定期的に実施。	支援給付の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問調査を実施。 被支援者の生活状況や必要なニーズを調査の上把握し、生活の安定に必要な支援を行うことを目的として実施。 (支援給付開始後の家庭訪問等(入院入所者の病院等への訪問を含む。)は少なくとも1年に1回以上。) 訪問調査は、支援・相談員が単独(あるいは実施機関の担当職員と同行)で行う。		
	就労指導	稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース等に対しては、就労指導。	就労指導は行わないこととしているが、特段の就労阻害要因もなく客観的にみて就労可能な 稼働年齢層の特定中国残留邦人等の配偶者は、当該配偶者(2世と同年齢程度の配偶者) 等の意向に配慮しつつ、必要な就労支援を行う。		
	海外渡航の取扱い	親族の冠婚葬祭等の場合、渡航期間が概ね2週間以内であれば渡航費用を収入認定しない。 また中国残留邦人等であって、地域生活支援プログラムを利用する場合は、親族の冠婚葬 祭等で中国等へ渡航する際に2ヶ月以内は渡航費用を収入認定されない。	目的が親族訪問等の場合は、渡航期間が2ヶ月程度であれば渡航費用を収入認定しない。		

37 配偶者支援金 (中国残留邦人等の配偶者に対する支援策)

特定中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者に対して支援給付に加えて、配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の3分2相当額)を支給する。(平成26年10月1日施行)

特定配偶者とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいう。(平成25年改正後の支援法第2条第3項)



38 支援給付世帯数

被支援世帯数及び被支援実人員

<u> </u>										
		被支援世帯数(世帯)			被支援実人員(人)					
		総数(世帯)	現に支援給付を 受けた世帯数	支援給付を停止 中の世帯数	総数(人)	現に支援給付を 受けた人員	支援給付を停止 中の人員			
平成20年	4月	4,108	4,105	3	6,512	6,508	4			
平成21年	3月	4,623	4,615	8	7,274	7,262	12			
平成22年	3月	4,740	4,727	13	7,404	7,383	21			
平成23年	3月	4,728	4,712	16	7,348	7,323	25			
平成24年	3月	4,709	4,692	17	7,279	7,255	24			
平成25年	3月	4,655	4,648	7	7,154	7,145	9			
平成26年	3月	4,556	4,548	8	6,952	6,941	11			
平成27年	3月	4,463	4,458	5	6,751	6,744	7			
平成28年	3月	4,357	4,348	9	6,546	6,535	11			
平成29年	3月	4,256	4,249	7	6,328	6,319	9			
平成30年	3月	4,169	4,160	9	6,135	6,125	10			
平成31年	1月	4,063	4,057	6	5,932	5,926	6			

注:平成30年3月分までは確定数

支援給付開始 · 停止状況

	支援給付開始		支援給	·付廃止			
	世帯数	人員	世帯数	人員			
平成20年度	4,797	7,570	193	259			
平成21年度	294	454	185	255			
平成22年度	189	294	191	242			
平成23年度	167	256	189	241			
平成24年度	147	213	208	253			
平成25年度	99	134	182	212			
平成26年度	89	118	169	196			
平成27年度	80	119	172	194			
平成28年度	62	83	163	189			
平成29年度	58	81	148	166			

資料:福祉行政報告例

支援給付の種類別受給人員

		发列文和人员			医療支	その他の支援	
		生活又拨箱刊	任七又拨柏刊	介護支援給付	入院	入院外	給付(注)
平成20年	4月	6,462	6,300	588	144	4,694	11
平成21年	3月	7,201	6,968	796	216	6,179	38
平成22年	3月	7,314	7,059	897	225	6,372	42
平成23年	3月	7,244	6,964	1,037	239	6,359	40
平成24年	3月	7,191	6,865	1,165	268	6,351	36
平成25年	3月	7,074	6,752	1,322	272	6,326	37
平成26年	3月	6,876	6,532	1,460	300	6,172	38
平成27年	3月	6,672	6,333	1,609	324	6,031	27
平成28年	3月	6,459	6,133	1,733	302	5,875	25
平成29年	3月	6,253	5,936	1,847	277	5,753	17
平成30年	3月	6,071	5,753	1,953	283	5,512	10
平成31年	1月	5,876	5,560	2,054	254	5,356	10

注:1)平成30年3月分までは確定数

注:2)「その他の支援給付」は、「出産支援給付」「生業支援給付」「葬祭支援給付」の合計である。

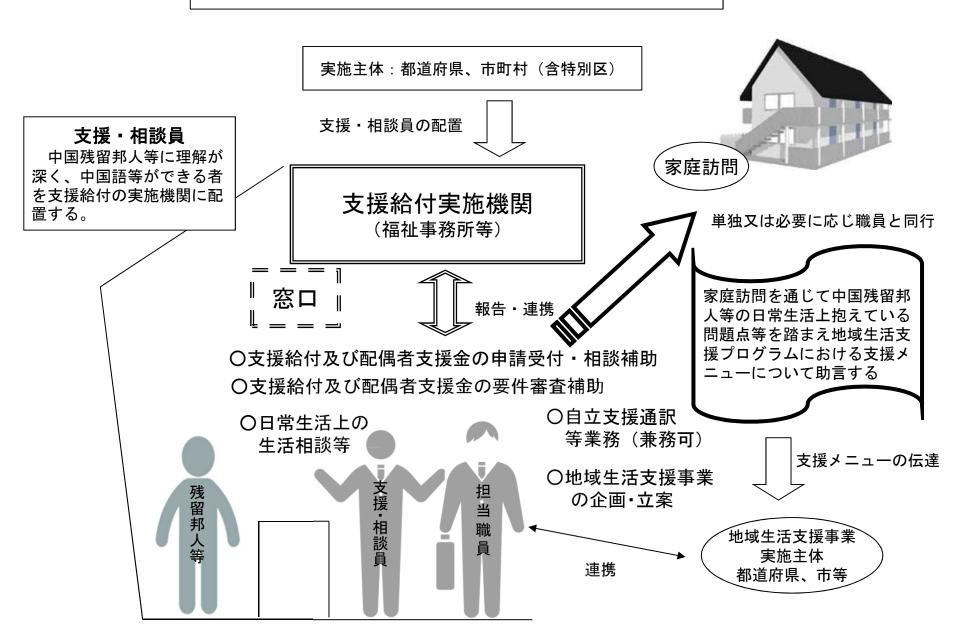
資料:福祉行政報告例

配偶者支援金の支給決定状況

HO 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	支給決定件数
平成31年1月	432

資料:福祉行政報告例

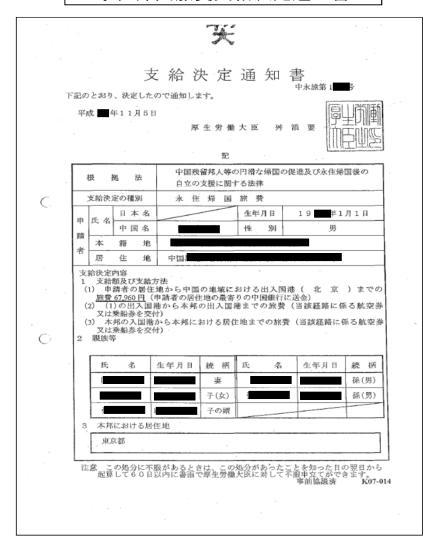
39 支援・相談員について



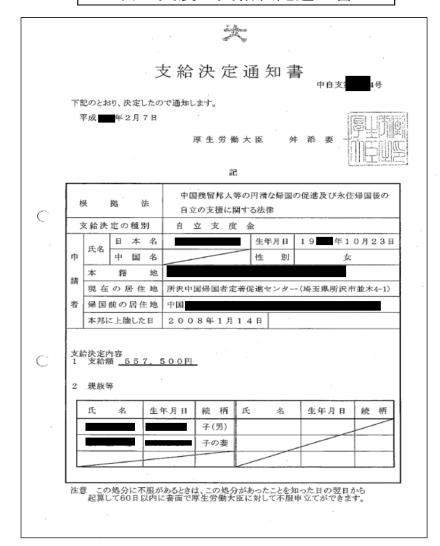
40 地域生活支援事業対象者 (=永住帰国援護の対象者) を把握する際に確認する証明書等の様式①

- ※ 各証明書等の記載事項について(平成30年4月現在、以下の①②について変更されているため留意してください。)
- ① 根拠法令名 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平成25年法律 第106号による改正)。
- ② 不服申立て 行政不服審査法(平成26年法律第68号)の改正により、「不服申し立て」は「審査請求」に一元化され、審査請求期間は「60日」から「3ヶ月」に 延長された。

永住帰国旅費支給決定通知書

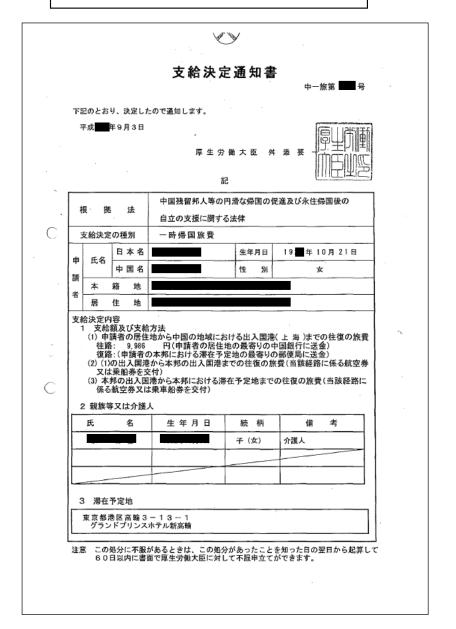


自立支度金支給決定通知書

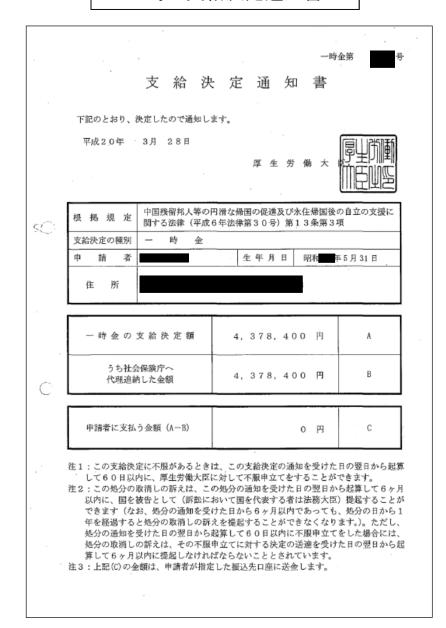


地域生活支援事業対象者(=永住帰国援護の対象者)を把握する際に確認する証明書等の様式②

一時帰国旅費支給決定通知書



一時金支給決定通知書

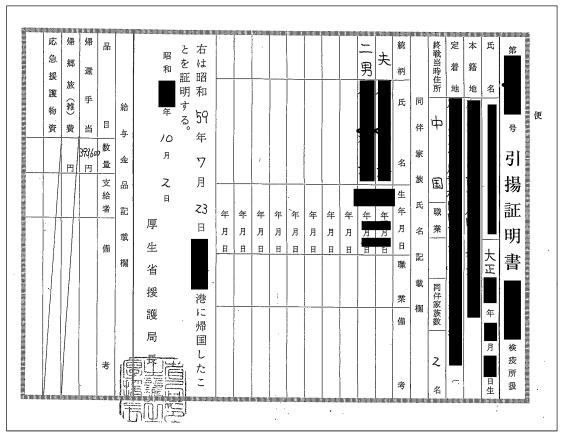


地域生活支援事業対象者(=永住帰国援護の対象者)を把握する際に確認する証明書等の様式③

永住帰国者証明書

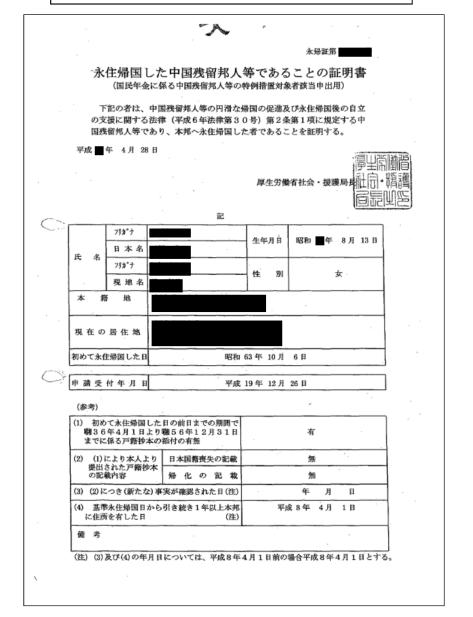
X 永住帰国者証明書 下記の者は、平成6年9月30日社援発第667号厚生省社会・援護局長通知による 中国残留邦人等永住帰国者であることを証明します。 平成 年9月27日 厚生労働省社会・援護局長 中 村 氏名 (女) 現地名 現在の居住地 帰国前の居住地 本邦に上陸した日 考 続 柄 19 年2月18日

引揚証明書



地域生活支援事業対象者(=永住帰国援護の対象者)を把握する際に確認する証明書等の様式④

永住帰国した中国残留邦人等 であることの証明書



社援支発0425第1号 平成30年4月25日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局 援護企画課中国残留邦人等支援室長 (公 印 省 略)

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」の実施に係る協力依頼について

中国残留邦人等への支援については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記事業は、高齢化により、中国残留邦人等の介護サービスの利用が増加している中で、介護サービスの利用時に自身の要望を伝えられないことがあるなど、言葉の問題や生活習慣の違いなどから介護サービスの利用に不安や負担を感じる中国残留邦人等が多いことに鑑み、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用することができる環境を整備することを目的として、平成29年度より全国7カ所の中国帰国者支援・交流センター(以下「支援・交流センター」という。)への委託事業として実施しています。

初年度は、主に支援・交流センター設置自治体において事業を実施しましたが、平成30年度以降順次、実施地域を拡大することから、本事業の円滑な実施のため各自治体の御協力をお願いします。事業の概要及び具体的な依頼事項は下記のとおりですので、各自治体におかれては、本事業の趣旨、目的を御理解の上、御協力いただきますようお願いします。また、各都道府県におかれては、管内市区町村(指定都市及び中核市を除く。)に周知いただくよう、お願いします。

なお、本件については、当省老健局振興課と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

1 事業の概要

中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用することができるよう、支援・交流 センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介 護支援コーディネーター」を配置し、介護支援コーディネーターによる調整のもと、「中 国残留邦人等語りかけボランティア」(以下「語りかけボランティア」という。)が介 護事業所や居宅(以下「介護事業所等」という。)を訪問し、中国語又はロシア語による語りかけ支援を行うもの。

2 依頼事項

(1) 事業の周知等

事業の円滑な実施のため、支援・相談員や自立支援通訳等を対象とした研修会の機会を利用するなどして管内の支援関係者等に対して本事業を周知した上で、中国 残留邦人等や関係団体等に対し、次のとおり事業の周知を図るよう御配慮願います。 なお、事業の周知に際しては、支援・交流センターが作成した周知用チラシを活

用するなど、当該地域を所管する支援・交流センターと調整願います。

① 中国残留邦人等への周知

管内に在住する中国残留邦人等とその配偶者に対して、職員又は支援・相談員が行う家庭訪問、中国残留邦人等地域生活支援事業の各種事業又は自立支援通訳等の派遣の機会等を活用して、本事業を懇切丁寧に周知願います。

② 関係団体への周知等

中国残留邦人等地域生活支援事業等で関係のある団体への周知や中国残留邦人 等が利用する介護事業所との情報共有等、管内の関係団体等に事業について理解 が得られるよう説明願います。

(2) 支援・交流センターへの情報提供

中国残留邦人等から語りかけボランティアの利用希望があった場合又は語りかけボランティアへの登録を希望する者から照会があった場合は、支援・交流センターを案内するか、又は支援・交流センターに情報提供するよう、お願いします。

① 中国残留邦人等から語りかけボランティアの利用希望があった場合の支援・交流センターへの情報提供

前記(1)①により、中国残留邦人等から語りかけボランティアの利用希望があった場合は、職員又は支援・相談員から、当該地域を所管する支援・交流センターの連絡先を案内するか、或いは、当該地域を所管する支援・交流センターに対してその旨情報提供するよう、お願いします。

② 語りかけボランティアの登録希望等があった場合の支援・交流センターへの情報提供

前記(1)②により、語りかけボランティアへの登録を希望する者から照会があった場合は、当該地域を所管する支援・交流センターを案内願います。

なお、支援・相談員や自立支援通訳等から語りかけボランティアへの登録の希望があった場合は、自治体の雇用規定等に抵触しない範囲で当該ボランティア活動について認めていただくよう、御配慮願います。

③ 中国残留邦人等の介護サービス利用状況等の支援・交流センターへの情報提供 語りかけボランティアの実施に当たり、支援・交流センターから中国残留邦人 等の介護サービス利用状況等について照会があった場合は、情報提供等の協力を お願いします。

(3) 各自治体介護保険部局等との連携等

本事業は、関係団体や介護事業所等の関係機関と連携、協力することにより事業の円滑な実施と一層の効果が期待でき、高齢化した中国残留邦人等やその配偶者に配慮したきめ細やかな支援が実現できると考えられます。また、介護保険制度においてケアマネジャーは、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成の際は介護保険以外の公的支援やインフォーマルサービスの利用に努めなければならないとされていることから、インフォーマルサービスである語りかけボランティアを周知することは、利用者の日常生活全般を総合的に支援する観点に立ったケアプランの作成を促進することができると考えられます。つきましては、本事業の利用に当たって、自治体内の介護保険部局、地域包括支援センター、ケアマネジャー等から照会等があった場合は、本事業の説明、支援・交流センターの案内、又は語りかけボランティアを利用する中国残留邦人等の情報の共有など連携願います。

3 留意事項等

(1) 語りかけ支援の対象者

語りかけ支援の対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護給付、 予防給付及び介護予防・日常生活支援総合事業(第一号事業に限る。)を利用している方です。

(2) 語りかけボランティアと自立支援通訳等との役割の違い

本事業は介護事業所等において介護サービスを利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳を行うものではないため、ケアプランの作成や調整、介護サービスを開始する場合等の通訳については、支援・相談員や自立支援通訳等を活用願います。

(3) 本事業の周知等に必要な経費

本事業の周知等に必要な経費(印刷製本費、通信運搬費等)については、生活困 窮者就労準備支援事業費等補助金の中国残留邦人等地域生活支援事業において計上 を可能としています。

4 参考資料等

- (1) 中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」
- (2) 中国帰国者支援・交流センター連絡先

照会先

厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室 生活支援班地域支援係

電話:03-5253-1111 (内線3463)

FAX : 03-3503-0116

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」について

1 目的

高齢化により、中国残留邦人等の介護サービスの利用が増えている中で、介護サービスの利用時に自身の要望を伝えられないことがあるなど、言葉の問題や生活習慣の違いなどから介護サービスの利用に不安や負担を感じる中国残留邦人等が多い。

このため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

2 実施主体

各中国帰国者支援・交流センター(厚生労働省の委託事業)

3 事業内容

- (1) 全国7ヵ所の中国帰国者支援・交流センター(以下「センター」という。)に、中 国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識をもつ「介護支援コーディネ ーター」を配置する。
- (2) センターで「中国残留邦人等語りかけボランティア」を募集・研修し、語りかけボランティアが介護事業所等を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを行う。

4 語りかけボランティア訪問の利用者

介護サービスを利用している中国残留邦人等又はその配偶者であって、日本語が不自 由などの理由により、介護サービスの利用に困難のある者

5 語りかけボランティアの要件等

- (1) 語りかけボランティアは、中国語等による会話ができること、中国残留邦人等の歴史的背景や帰国後の取り巻く状況を理解していること等の要件を具備する者であって、センターが適当と認めたものとする。
- (2) 語りかけボランティアに対しては、交通費(実費相当額)を支給する。

中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」

(中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

高齢化により、中国残留邦人等の介護サービスの利用が増えている中で、介護サービスの利用時に自身の要望を伝えられないことがあるなど、言葉の問題や生活習慣の違いなどから介護サービスの利用に不安や負担を感じる中国残留邦人等が多い。このため、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられる環境を整備する。

- 1 全国7ヵ所の中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識をもつ「介護支援コーディネーター」を配置する。
- 2 同センターで「中国残留邦人等語りかけボランティア」を募集・研修し、語りかけボランティアが介護事業所等を訪問し、中国 残留邦人等に対して中国語等による語りかけを行う。

中国帰国者支援・交流センター(全国7ヵ所)

介護支援 コーディネーター

- ◎ 語りかけボランティアの募集・研修
- ◎ 中国残留邦人等のニーズとボランティアの希望を調整し訪問先・日時等を調整
- ◎ 支援・相談員等への情報提供・助言、支援・相談員等からの相談対応

登 録

中国残留邦人等語りかけボランティア

<u>介護支援コーディネーターが調整</u> (訪問先、日時等)

訪問

介護サービス利用に不安などのある 中国残留邦人等

参考2

中国帰国者支援・交流センターの連絡先

「北海道」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階

電話 011-252-3411

対象となる地域 北海道全域

URL http://www.hokkaido-sien-center.jp/

「東北」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目7番4号 宮城県社会福祉会館内

電話 022-263-0948

対象となる地域 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

「首都圏」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目2番13号

カーニープレイス新御徒町6階

電話 03-5807-3171

対象となる地域 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野 URL https://www.sien-center.or.jp/

「東海・北陸」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒461-0014 愛知県名古屋市東区橦木町1丁目19番地

日本棋院中部会館6階

電話 052-954-4070

対象となる地域富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知

URL http://www.ai-kou.or.jp/kouryu_center/2012022615402344.html

「近畿」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11番12号

電話 06-6361-6114

対象となる地域 三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

「中国・四国」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12番2号

広島県社会福祉会館内

電話 082-250-0210

対象となる地域 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

「九州」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7

福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内

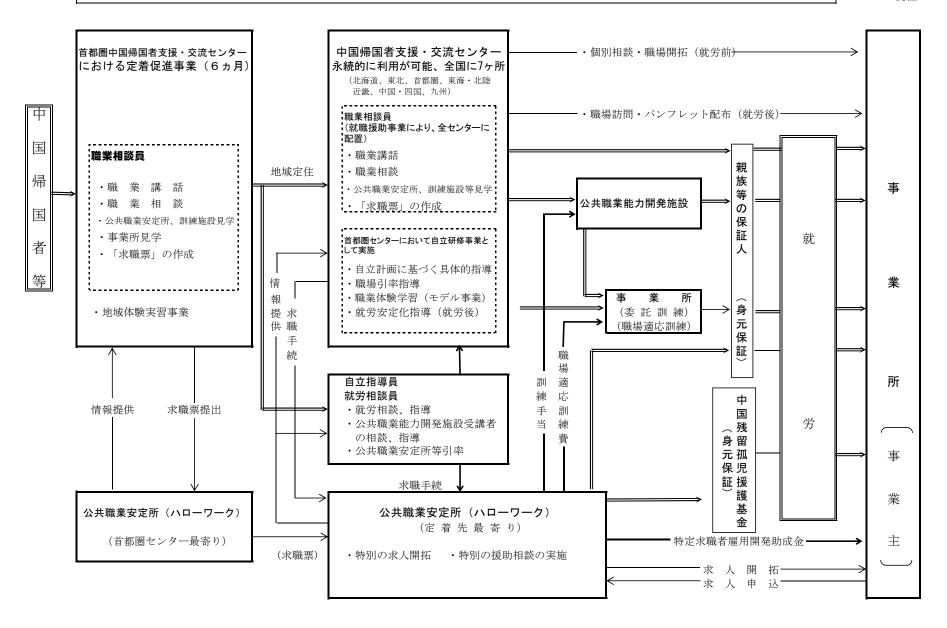
電話 092-589-6667

対象となる地域を福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※「首都圏」中国帰国者支援・ 交流センターのホームページで全センターの情報を提供しています。 http://www.sien-center.or.jp _______________で 検索

42 中国帰国者等就労対策フローチャート

H31.4.1現在



※セーフティネット支援対策等事業費補助金は、平成27年度から生活 困窮者就労準備支援事業費等補助金に移行(中国残留邦人等地域生 活支援事業は、同補助金による補助事業として継続。)。 ※資料、参考は省略。

(2) 中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)

社援支発 1201 第 1 号 平成 26 年 12 月 1 日

都道府県 各 政令都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局 援護企画課中国残留邦人等支援室長 (公 印 省 略)

中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)

中国残留邦人等に対する援護施策につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中国残留邦人等の二世、三世の就労については、日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであることに加え、最近の景気低迷の影響等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られます。また、中国残留邦人等から、二世、三世の就労支援の充実等に関する要望が提出されています。

このような状況を踏まえ、平成 27 年度以降、下記の事項にご留意の上、別添の就労支援 事業を参考に、就労支援事業に積極的に取り組んでいただくようお願いします。また、今 回お示しした就労支援事業以外にも自治体で取り組んでいる就労支援事業の好事例があれ ば情報提供願います。

おって、都道府県におかれましては、管内市区町村への周知をお願いいたします。

記

1. セーフティネット支援対策等事業費補助金の活用による就労支援の充実

(1) セーフティネット支援対策等事業費補助金の中国残留邦人等地域生活支援事業の活用による平成25年度、平成26年度の各自治体の就労支援事業の取組は、就労相談員の派遣による支援、就労に役立つ日本語資格取得支援が主たる内容となっている。また、実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ独自に実施する事業として、地域住民との交流や中国残留邦人等や二世、三世のニーズを踏まえた就労・生活訓練事業に取り組んでいる自治体もある。

(2) 今後、就労支援事業をさらに推進するための方策として、これまで自治体で実施している中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援事業の状況を踏まえ、群馬県の取組事例を参考に厚生労働省で作成した就労相談員派遣事業(資料1)、福岡県の取組事例を参考に厚生労働省で作成した就労・生活訓練支援事業(資料2)をお示しするので、同事業等を参考にして各自治体で就労支援事業に積極的に取り組んでいただきたい。また、事業の実施状況の把握、支援効果の検証、課題の整理等を行っていただく予定である。

さらに、厚生労働省より、就労支援事業を推進するための課題の整理等を目的に必要な調査への協力などの情報提供をお願いする予定であるので、特段のご配慮をお願いしたい。

- (3) 就労支援事業の実施に必要な経費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金の中国残留邦人等地域生活支援事業経費として全額国庫負担予定である。 また、平成27年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金の中国残留邦人等地域生活支援事業の交付に際しては、より効果的な就労支援事業の取組について優先的に採択し、補助金を交付する予定であり、詳細については、別途お知らせする。
- (4) また、上記の事業に加えて、従来からセーフティネット支援対策等事業費補助金(中国残留邦人等地域生活支援事業)の中で就労に役立つ日本語等の資格取得支援(**参考**1) に必要な経費を補助しているので活用いただきたい。

2. 中国帰国者支援・交流センターとの連携強化

自治体が行う「地域生活支援事業」に対する支援促進のため、平成21年度より中国帰国者支援・交流センターの事業内容として、就労支援を含めた地域生活支援事業に対する支援機能を追加しているほか、中国帰国者支援・交流センターにおいて就労支援事業に取り組んでいるので、中国帰国者支援・交流センターとの連携を強化し、中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援事業を促進していただきたい。

なお、中国帰国者支援・交流センターでの二世、三世に対する就労支援の取組事例は**参考2**のとおりである。

3. 各種就労支援事業の活用と各自治体の労働担当部局、公共職業安定所等と の連携強化

中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援事業として、参考3の取組が実施されているので、公共職業安定所等と連携強化の上、活用していただきたい。

43 首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリング事業実施要領について

社援発0428第6号 平成28年4月28日

各都道府県知事殿

厚生労働省社会·援護局長

首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリング事業実施要領について

日本語学習支援事業「遠隔学習課程」については、平成20年度から中国帰国者定着促進センターにおいて実施してきたところであるが、平成28年3月末で中国帰国者定着促進センターが閉所され、今年度より首都圏中国帰国者支援・交流センターで実施することとしたことに伴い、「中国帰国者定着促進センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリング事業実施要領について」(平成20年6月9日付け社援発第0609001号厚生労働省社会・援護局長通知)を廃止し、標記事業の取り組みについて今後は別紙の実施要領により取り扱うこととされたい。

首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業 「遠隔学習課程」におけるスクーリング事業実施要領

第1 目 的

本事業は、首都圏中国帰国者支援・交流センター(以下「首都圏センター」という。)が行う日本語学習支援事業「遠隔学習課程」の補完授業として対面の方式による日本語学習の機会(以下「スクーリング」という。)を実施し、通信教育だけでは習得が困難な実用会話の習得を促進することを目的とする。

第2 実施主体

本事業は、北海道においては北海道中国帰国者支援・交流センター、宮城県においては東北中国帰国者支援・交流センター、東京都においては首都圏センター、愛知県においては東海・北陸中国帰国者支援・交流センター、大阪府においては近畿中国帰国者支援・交流センター、広島県においては中国・四国中国帰国者支援・交流センター、福岡県においては九州中国帰国者支援・交流センター(以下「支援・交流センター」という。)を実施主体とし、その他の府県(以下「府県」という。)においては、国が府県に委託して行う。

なお、委託を受けた府県は、必要に応じ民間団体等に再委託することができる。

第3 対象者

本事業の対象者は、首都圏センターが行う日本語学習支援事業「遠隔学習課程」 を受講している者で、スクーリングによる学習を希望するもの(以下「受講者」と いう。)とする。

第4 スクーリング講師の選任

府県及び支援・交流センターは、別に定める基準により、日本語学習支援を行う のに適当である者をスクーリング講師として選任するものとする。

第5 実施場所

支援・交流センターが設置されている都道府県にあっては、原則として、支援・ 交流センターにおいて行うものとする。

支援・交流センターが設置されていない府県にあっては、本事業を実施するため に適当な場所を確保するものとする。

第6 実施方法

- 1 首都圏センターは、本事業の対象者の名簿を受講者の居住する府県及び支援・交 流センターに提供するものとする。
- 2 府県及び支援・交流センターは、スクーリング開催日時、場所等を受講者に通知 するとともに、その旨を首都圏センターに報告するものとする。
- 3 府県及び支援・交流センターは、遠隔学習課程で使用されている教材・プログラムを活用し、受講者個々人の学習速度に合わせた方式や少人数指導方式等によるスクーリングを行う。

第7 スクーリング講師に対する謝金及び旅費 府県は、スクーリング講師に対し、謝金及び旅費を支給することとする。

第8 事業実施後の措置

- 1 府県知事及び支援・交流センター長は、スクーリング事業に関する業務の実施状況について、別に定めるところにより、翌年度の4月30日までに厚生労働省社会・援護局長あて報告するものとする。
- 2 府県知事及び支援・交流センター長は、厚生労働省社会・援護局長から本事業に 関する資料の要求があったときは、速やかにこれを提出するものとする。

第9 経理区分

本事業に関する経理は、他の事業に関する経理と区分し、これを明らかにする帳簿を備えておかなければならない。

4 4 首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」 におけるスクーリング事業実施要領の取扱いについて

社援支発0428第5号 平成28年4月28日

[改正経過]

第一次改正(令和元年5月8日社援支発0508第2号)

各都道府県民生主管部(局)長 殿 各中国帰国者支援・交流センター所長 殿

> 厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室長 (公印省略)

首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」 におけるスクーリング事業実施要領の取扱いについて

今般、「首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリング事業実施要領について」(平成28年4月28日付け社援発0428第6号厚生労働省社会・援護局長通知)において、当該実施要領の取扱いを別紙のとおり定めたので指針とされたい。

なお、本通知施行に伴い、「中国帰国者定着促進センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」におけるスクーリング事業実施要領の取扱いについて」(平成23年5月17日付け社援対発0517第3号厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室長通知)は廃止する。

首都圏中国帰国者支援・交流センターの日本語学習支援事業「遠隔学習課程」 におけるスクーリング事業実施要領の取扱いについて

- 1 実施要領の第2について、再委託できる民間団体等とは、日本語教室を行う団体とする。
- 2 実施要領の第3について、事業の対象者は、居住地府県においてスクーリングを受講することを原則とするが、勤務先等の関係で北海道、東北、首都圏、東海・北陸、近畿、中国・四国及び九州の中国帰国者支援・交流センター(以下「支援・交流センター」という。)において受講することを希望する場合には、当該支援・交流センターにおいて受講できるものとする。
- 3 実施要領の第4について、別に定める基準とは、別添1のとおりとする。府県は、スクーリング講師を新たに選任した場合には、その都度首都圏中国帰国者支援・交流センターに通知するものとする。
- 4 実施要領の第5について、本事業を実施するための適当な場所とは、受講者の状況に 応じて、地域の民間団体が行う日本語教室や公民館等を利用して実施するものとする。
- 5 実施要領の第6について、スクーリング事業は、別添2「首都圏中国帰国者支援・交流センター遠隔学習課程「スクーリング」実施方針について」に基づき実施するものとする。
- 6 実施要領の第7について、スクーリング講師に対する謝金の金額については、支援・ 交流センターにおける日本語講師謝金との均衡を図って、決定するものとする。
- 7 実施要領の第8の1について、厚生労働省社会・援護局長に対しては、別紙に定める 様式により報告するものとする。
- 8 スクーリング事業に要する経費については、毎年概算払いにより示達することとする。

スクーリング担当講師の選任に当たり、府県が適当であると 認める場合の基準について

標記については、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 中国帰国者支援・交流センターの日本語講師又はその経験者
- 2 旧中国帰国者自立研修センター及び旧中国帰国者定着促進センターの日本語講 師経験者
- 3 主に日本語指導を行っている自立指導員又はその経験者
- 4 下記のいずれかの資格を有する者、又は府県がスクーリング実施に必要な要件 を有すると認めた者

記

- ア 大学 (短期大学を除く) において日本語教育に関する主専攻 (日本語教育科 目 4 5 単位以上) を修了し、卒業した者
- イ 大学(短期大学を除く)において日本語教育に関する科目を26単位以上修 得し、卒業した者
- ウ 日本語教育能力検定試験に合格した者
- エ 次のいずれかに該当する者で日本語教育に関し、専門的な知識、能力などを 有する者
 - (ア) 学士の称号を有する者
 - (イ) 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、2年以上、学校、専修学校、各種学校など(以下「学校」という。)において日本語に関する教育又は研究に関する業務に従事した者
 - (ウ) 専門学校の専門課程を修了した後、学校において日本語に関する教育又は 研究に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該教 育に従事した期間を通算して4年以上となる者
 - (エ) 高等学校において教諭の経験のある者
- オ 民間の行う日本語教育に関する研修(420時間以上)を受講した者
- カ 地方自治体や国際交流協会等の行う日本語講師養成講座を受講した者で、2 年以上の日本語に関する教育業務に従事した者

首都圏中国帰国者支援・交流センター「遠隔学習課程」 スクーリング実施方針について

1. スクーリングの形式

スクーリングは、個々の受講者の学習ペースに合わせ、原則としてマンツーマンや少人数による指導とする。

ただし、受講者の条件によっては、グループでの指導とすることもできること とする。

2. 対象期間

遠隔学習課程の受講開始から修了月または退学月までとするが、修了者についてはスクーリング対象期間を1ヶ月延長することができる。

遠隔学習課程は標準3ヶ月コース及び標準6ヶ月コースがあり、在籍期間は標準学習期間の2倍まで認める。

3. 計画と実施方法

(1)受講者に関する情報

首都圏中国帰国者支援・交流センター(以下「首都圏センター」という。)は毎月、下記①~②の資料を該当者のいる実施主体へ送付し、受講者に関する情報を通知する。

実施主体は、これらの情報を参考として、翌月以降の管内受講者のスクーリングを計画する。

- ①「遠隔学習課程受講者カード」(様式1) 当該月に新たに受講者となった者の情報を送付する。
- ②「遠隔学習課程修了・退学・除籍者カード」(様式2)

「遠隔学習課程受講者カード」により受講開始を通知した者で、当該月に「修了」「退学」したもの、また、翌月一日付けで「除籍」となる者の情報を送付する。

- ・「修了者」: 受講コースのプログラムをすべて終えた者
- ・「退学者」: 在籍途中でコースを退学した者
- ・「除籍者」: 最長学習期間内にプログラムを修了できなかった者

(2) 受講者の決定及び計画書の提出

- ① 実施主体は、遠隔課程受講者のスクーリング受講意思等を確認の上、受講者を決定し、計画を立てる。
- ② 実施主体は、実施計画の内容を「スクーリング実施計画書」(様式3)に

より首都圏センターに提出する。

③ 首都圏センターは、提出されたスクーリング実施計画書に基づき、スクーリン グ講師宛に必要となる担当コースの教材及び資料を送付する。

(3) 実施頻度及び講義時間

スクーリングは受講コースの標準学習期間毎に実施頻度の上限を設けることとし、標準学習期間3ヶ月(最長学習期間6ヶ月)コースについては6回、標準6ヶ月(最長12ヶ月)コースについては12回を上限とする。

また、1回当たりの講義時間(以下「コマ」という。)は概ね2時間を目安とする。

ただし、受講者や実施主体の事情によりコースの中間時や終了時に集中的な指導を行うこともできることとする。

(4) 実施単位 (クラス)

スクーリングを効率的、効果的に実施するために、以下のような場合、スクーリングの実施単位をとりまとめたクラスを設けることとする。

- ① 同一世帯内に複数の受講者がいる場合は、1クラス1コマにまとめて行う。 ただし、同一世帯の受講者が3人以上、または、受講コースが3コース以上と なる場合は、2コマまで分けての実施を可能とする。また、就労のために受講日 時があわない等の事情がある者がいる場合は、当該者について分離して実施する ことができる。
- ② 同一地域に居住する複数の受講者について、受講するコースが同じ場合は、1クラス1コマにまとめて実施する。

なお、概ね5名以上となる場合等で、1コマにまとめることが困難な場合は分離することができる。また、就労のために受講日時があわない等の事情がある者がいる場合は、当該者について分離して実施することができる。

(5) 実施場所

スクーリングの実施場所は、コースの数、受講者の人数及び居住地域等を 考慮して確保する。

例えば、受講者の数が少ない場合で、家庭訪問指導が適当な場合は、受講者宅での実施を可能とする。また、受講者の居住地域が都道府県内に点在する場合は、複数箇所に実施場所を確保することも可能とする。

(6) 実施コース

原則として、受講者が希望する全コースについてスクーリングを実施するように 努めることとするが、それが困難な場合には、実施可能なコースから順次実施する ことも可能とする。

(7)「スクーリング実施状況」の提出

スクーリング講師は、スクーリング実施後「スクーリング実施状況」(様式4)を四半期毎(6月末、9月末、12月末、3月末)に首都圏センターへ提出する。

なお、スクーリング講師から実施主体への報告については、様式、頻度、 実施主体の判断で任意で行うことを可能とする。

4. スクーリング講師の登録

都道府県がスクーリング講師を新たに選任した場合は、その都度「スクーリング講師届」(様式5)を首都圏センターに提出する。また、スクーリング講師が退任した場合、都道府県はその旨を速やかに首都圏センターに通知する。

5. スクーリングの延長・変更

スクーリング実施期間は、原則として遠隔学習受講者の修了・退学月までとするが、 修了者についてはスクーリング対象期間を1ヶ月延長することができる。

最長学習期間内に修了できず、同コースを継続受講し、スクーリング受講も 延長する場合は、再度「スクーリング実施計画書」を作成し、首都圏センター に提出する。

また、「スクーリング実施計画書」を提出後、計画期間中に計画内容に変更が 生じた場合も、再度「スクーリング実施計画書」を作成し、首都圏センターに 提出する。

6. スクーリング講師

スクーリング講師は、実施場所及び実施コースに応じて、必要な人数を確保 することとする。

講師の中国語の能力は、遠隔学習課程の教材が自学自習用として中国語の訳や解説が付いていることから、必ずしも必要としないが、受講コース、受講者の状況によって講師に必要な要件が異なるので、別添3の「スクーリング担当講師決定の際の留意点」を参照の上、それぞれに適した講師を選任する。

なお、中国語を母語とする者が講師となる場合、当該講師が中級レベル以上の日本 語を教えられる日本語の能力を持っていることを条件とする。

7. 首都圏センターによるスクーリング講師への支援

首都圏センターはスクーリング講師に対し、次に掲げる支援を実施することとする。

- 「スクーリングの手引」を送付する。
- ② 研修会を、年1回実施する。
- ③ 各コースの使用教材、実施プログラムの資料を貸与する
- ④ 「スクすく通信」を発行する。

⑤ 「スクーリング」に関する相談に随時応じる。

8. 個人情報の管理

スクーリング実施にあたっては、受講者に関する個人情報をスクーリング実施以外の目的で使用しないよう、その取扱いには慎重を期することとする。

※「遠隔学習過程」の募集要項については、中国帰国者支援・交流センターのホームページを参照。

http://www.sien-center.or.jp/

個人情報につき、取り扱い注意

遠隔学習課程受講者カード

年 月 日現在

受講者 氏 名		()	残留邦人 氏 名	
生年月日		年齢		性別	続柄
住 所	₸		電	話	
帰 年月日				帰 区 タ	
定着促進十	アンター入所有無		(センタ	一名)	
自立研修士	アンター入所有無		(センタ	一名)	
受 講科 目					
備考					
スクーリー グ参加に いての意	つ参加希望				

- ※「受講期限」は最長学習可能期間です。それ以前に修了、退学した場合は 別途お知らせします。
- ※氏名欄の()内は、通常使用していない中国名等。
- ★このカード記載の個人情報のスクーリング実施以外の目的での使用は禁じられています。

個人情報につき、取り扱い注意

遠隔学習課程修了・退学・除籍者カード

年 月 日現在

受講者	残留邦人
氏 名	() 氏名
生年月日	年齢性別続柄
住 所	電話
受 講科 目	
備考	規定最終学習年月 末まで

- ★修了・・・・・・規定学習期間内にすべての学習プログラムを修了した場合
 - 退学・・・・・規定学習期間内に自分の意思で学習コースを退学した場合
 - 除籍・・・・・規定学習期間内にすべての学習プログラムを修了できなかった 場合
- ※氏名欄の()内は、通常使用していない中国名等
- ※「修了」の場合は本人の希望があれば修了月の翌月までスクーリングを実施することができます。
- ★このカード記載の個人情報のスクーリング実施以外の目的での使用は禁じられています。

令和 年 月 日

スクーリング実施計画書(新規/継続/追加/変更)

都道府県/中国帰国者支援・交流センター

	受講予定者	実施コース	受講予定者	実施コース
受講予定者/ 受講コース				
実施場所				
講師予定者氏名				
原則的な実施 頻度/実施時間		回 / 一回曜日 / (
実施開始日時/ 実施終了予定	£	三月日		月 まで の場合は記入不要
主たる連絡先	住所: TEL:		e-mail:	
備考				

〈記入要領〉

- 1 同一講師が同一場所・同一時間帯で指導するスクーリングクラスは一枚の計画書に記入する。実施コースが複数あっても講師・実施場所・実施日時が同一である場合、計画書は一枚にする。
- 2 新たにスクーリングを計画する場合は「新規」、既にあるスクーリングが、受講者の学習期間の延長により引き続き行われる場合は「継続」、既にあるスクーリングに新たな受講者が加わる場合は「追加」、計画に変更が生じた場合は「変更」を選び、○を付けて提出のこと。
- 3 「追加」の場合には、既にスクーリングクラスに参加している受講者氏名とコース 名も、備考欄に付記する
- 4 「実施場所」が講師宅、受講者宅、公共施設の場合はその旨記載する。
- 5 「主たる連絡先」は、本計画書の記載事項についての問い合わせ先とする。
- 6 担当講師へ担当コースの教材セット送付が必要な場合は、備考欄に付記する
- 7 「変更」の場合は、変更点(場所、講師、頻度、時間等)を備考欄に付記すること。
- ※この計画書記載の個人情報は、スクーリング運営以外の目的には使用しません。

スクーリング実施状況(令和 年 月~ 月報告)

<u>都・道・府・県</u> 実施場所:			担当者:
受講者		コース	形態 個別 複式 一斉
実施日時	学習範囲(例:〇課〇~〇頁)		スクーリング内容(a~fにOをお願いします)
月日 (曜日) 時~時		с. f.	学習内容: a. 会話、音読練習 b. 返信課題の復習 未提出課題の指導 d. 達成度チェック e. ポイント解説 質問に答える 2. 学習相談: a. 既習範囲の確認 自学自習状況 c. 学習方法 d. 学習計画
月日 (曜日) 時~時		c . f .	学習内容: a. 会話、音読練習 b. 返信課題の復習 未提出課題の指導 d. 達成度チェック e. ポイント解説 質問に答える 2. 学習相談: a. 既習範囲の確認 自学自習状況 c. 学習方法 d. 学習計画
月日 (曜日) 時~時		c . f .	学習内容:a. 会話、音読練習 b. 返信課題の復習 未提出課題の指導 d. 達成度チェック e. ポイント解説 質問に答える 2. 学習相談 :a. 既習範囲の確認 自学自習状況 c. 学習方法 d. 学習計画
受講者の	学習状況、問題点等		

- ※四半期毎(6月末、9月末、12月末、3月末)に提出をお願いします。
- ※月2回指導される方は下段もご利用ください。
- ★この報告書記載の個人情報はスクーリング運営以外の目的には使用しません。

受講者		コース	形 個別 態 複式 一斉
実施日時	学習範囲(例∶○課○~○頁)		スクーリング内容(a~fにOをお願いします)
月日 (曜日) 時~ 時	C t	c. f.	学習内容:a. 会話、音読練習 b. 返信課題の復習 未提出課題の指導 d. 達成度チェック e. ポイント解説 質問に答える 2. 学習相談:a. 既習範囲の確認
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1. c. f.	自学自習状況 c. 学習方法 d. 学習計画 学習内容 : a. 会話、音読練習 b. 返信課題の復習 未提出課題の指導 d. 達成度チェック e. ポイント解説 質問に答える 2. 学習相談 : a. 既習範囲の確認
	- C	1. c. f.	自学自習状況 c. 学習方法 d. 学習計画 学習内容: a. 会話、音読練習 b. 返信課題の復習 未提出課題の指導 d. 達成度チェック e. ポイント解説 質問に答える 2. 学習相談: a. 既習範囲の確認 自学自習状況 c. 学習方法 d. 学習計画
受講者の	学習状況、問題点等		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

スクーリング講師届

渞	ī	<u>, </u>	Ļ	目
78.	п	`	Г	믔

フ リ カ゛ ナ		年	
氏 名		齢	男・女
連絡先住所 (自宅以外の場合は、連絡先 の名称も記入してください)	₸		
連絡先電話番号		Fax	
電子メール			
「スクーリング実施状況」 (様式4) の送付方法	メール · Fax · 郵送		
中国語力	・ 不可・挨拶程度・簡単	な日常会話程	英
	・ 複雑な会話も可 ・母語並み		
ロシア語力	・ 不可・挨拶程度・簡単	な日常会話程原	度
	・ 複雑な会話も可 ・母語並み		
専門知識の有無	※該当するところに○をつけてください		
	・自動車普通運転免許を所持してい	て指導可能	
	・中学数学について指導可能		
	・高校数学(数学Ⅰ)について指導	拿可能	
日本語指導経験	有 • 無		
道府県が適当である			
と認める場合の基準			
(別添1)該当番号			
1	1		

[★]この書式記載の個人情報はスクーリング運営以外の目的には使用しません。

スクーリング担当講師決定の際の留意点

スクーリング講師については、「スクーリング担当講師の選任に当たり、府県が適当であると認める場合の基準について」(別添1) に基づき選任を行うが、スクーリング計画時に以下のコースの担当を決定する際には、留意点を確認の上決定する。

コース	留意点
「読解の基礎」 「職業訓練校入校 高卒程度国語」 「続・入門日本語文法文型B」 「日本語能力試験 N2 受験準備」	他コースよりもより高い日本語の構造や語彙、文法的な専門知識と説明力が必要。「日本語能力試験 N2 受験準備」を指導する中国語が母語の講師は、日本語能力試験 N1 レベルの実力が必要
「おしゃべり話題」	日常生活の歓談場面に対応できる会話力を習得するコースである。講師には話題選びの日本事情知 識や発音上の指導力が求められるので、日本語が 母語の講師が適当
「職業訓練校入校 中卒程度数学」 「職業訓練校入校 高卒程度数学」	「中卒程度数学」は中学卒業程度の数学の知識、 「高卒程度数学」は高校数学 I (二次関数、三角関 数、確率)の基礎知識が必要
「運転免許学科試験対応」	自動車普通運転免許所持者で、中国語で交通規則 などを解説できる能力が必要
「中国語ピンイン学習」	中国語のピンインを学習した経験のある者(中国 語母語話者でもピンイン学習未経験者は不可)

[※]受講者の日本語力がほとんどない場合は、中国語力のある講師を担当にあてることが望ましい。

(別紙様式)

令和 年度スクーリング事業実施報告書

都道府県

1. スクーリング事業の実施状況

教 室 所 在 地										
連絡先	TEL: FAX:									
使用施設の名称										
実 施 主 体		再委託契約の有無								
学習コース名										
受講者数(年度計)	名		名	名		名				
実施回数(年度計)	□		口	回		口				
特記事項										

- ※1 実施場所が複数ある場合には、実施場所ごとに作成する。
 - 2 学習コースが4以上ある場合には、複数枚により作成する。
 - 3 受講者数には、実人数を記入することとし、1人が複数のコース を受講している場合には、それぞれのコースに計上する。

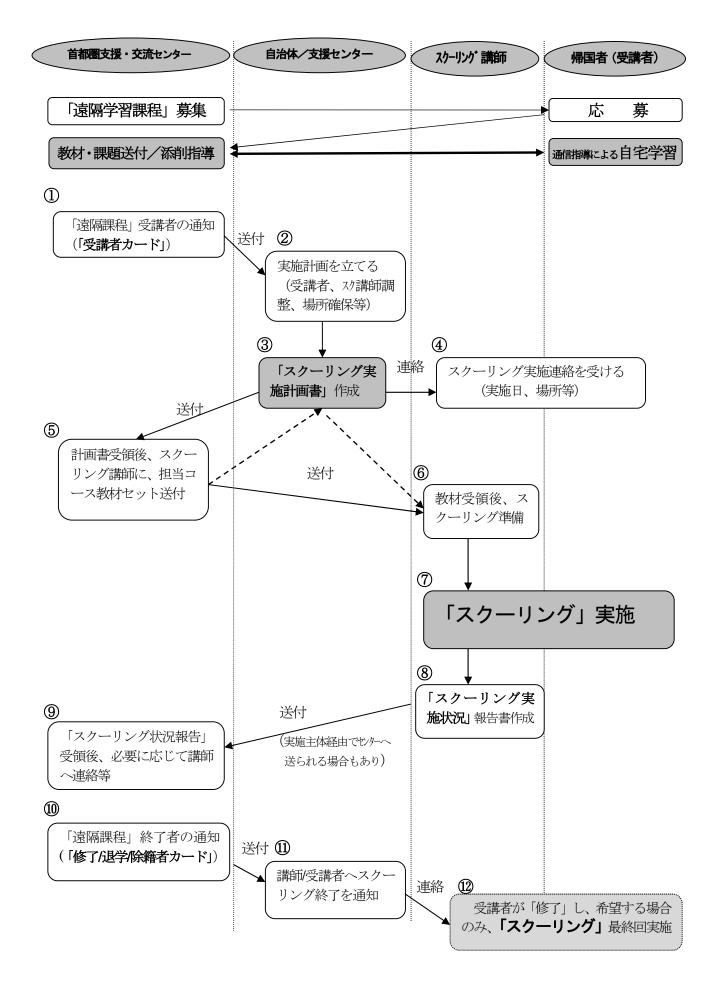
2. スクーリング講師の選任状況等

都道府県

氏名	道府県が適当であると 認める者の基準(別添1) 該当番号	勤務時間(年度計)	時給 ②	旅費 ③	支給額 (年度計) ①×②+③
				・時給に含まれている・支給していない・別途支給している(支給額(年度計):)	
				・時給に含まれている・支給していない・別途支給している(支給額(年度計):)	
				・時給に含まれている・支給していない・別途支給している(支給額(年度計):)	
				・時給に含まれている・支給していない・別途支給している(支給額(年度計):)	
				・時給に含まれている・支給していない・別途支給している(支給額(年度計):)	
				・時給に含まれている・支給していない・別途支給している(支給額(年度計):)	
				・時給に含まれている・支給していない・別途支給している(支給額(年度計):)	

[※] 時給について、謝金を時給ではなく1回単位で支給している場合は、1回の単価を記載し、時給に換算した金額も欄内に併記してください。

45 日本語学習支援事業「遠隔学習課程」と「スクーリング」のフローチャート



46 平成30年度 都道府県別スクーリング実施状況一覧

平成31年3月31日

				平成31年3月31日
実施主体 (支援センター)	遠隔課程 在籍者数 (延べ)	スクーリング 受講者数 (延べ)	スクーリング 受講率	スクーリング実施場所
北海道(北海道)	38	5	13%	支援・交流センター
青森	48	43		受講者宅/公民館
岩手	26	20		受講者宅/生涯教育センター
宮城(東北)	31	20		支援・交流センター
秋田	0	0	-	
山形	20	15	75%	交流プラザ/生涯学習センター/出羽庄内国際村
福島	24	5		講師宅/公民館
茨城	11	0	0%	
栃木	9	0	0%	
群馬	26	2		受講者宅
埼玉	117	51		県庁分室/公民館/所沢市ふらっと/受講者宅
千葉	134	62		千葉県中国帰国者自立研修センター
東京(首都圏)	467	86		支援・交流センター
神奈川	73	7		かながわ平和祈念館
新潟	73	3		公民館
富山	7	6		交流会館/受講者宅
石川	3	1		受講者宅
福井	12	11		受講者宅/公民館
山梨		0	0%	
長野	6 85	13		長野県日中友好協会
岐阜				
	41	23		受講者主/受講者勤務先(自営)
静岡	21	18		受講者宅/静岡県庁
愛知(東海·北陸)	69	10		支援・交流センター
三重	2	0	0%	
滋賀	15	1		受講者宅
京都	50	22		国際交流会館/京都文教マイタウン向島
大阪(近畿)	156	39	25%	支援・交流センター
兵庫	111	80	72%	受講者宅/受講者勤務先/コミュニティセンター/地域福祉センター/ユニティ
奈良	14	11	79%	受講者宅/講師宅
和歌山	45	43	96%	受講者宅/青少年研修センター
鳥取	0	0	ı	
島根	0	0	_	
岡山	49	27	55%	受講者宅/講師宅/公民館
広島(中国・四国)	59	32	54%	支援・交流センター/受講者宅/公民館/市民センター/生涯学習センター/芸術文化ホール
山口	3	0	0%	
徳島	2	0	0%	
香川	2	0	0%	
愛媛	8	1		県庁会議室
高知	8	0	0%	TIVE POR HANDE
福岡(九州)	57	8		支援・交流センター/受講者宅
佐賀	3	0	0%	7/A 7/11 = 7 / ART H B
長崎	19	11		受講者宅/公民館
熊本	11	11		受講者宅/国際交流会館
大分	2	0	0%	
宮崎	0	0	— U/U	
鹿児島	6	2		受講者宅
沖縄	4	3		受講者宅
合計				
口引	1901	692	36%	

[※]スクーリングの受講者数と受講率は、平成31年3月31日までに自治体等から提出された「スクーリング実施計画書」に基づいて出しています。(在籍者が0の場合は、受講率の欄に「-」を入力してあります。)

47 平成30年度 都道府県別「遠隔学習課程」受講者の状況(のべ人数)

平成31年3月31日

	1 17	,	12		/13 /I	·//// ×	42 F177 ,		ハコエ」	<u>~ш7</u>	н ••																		75001		
対象								•			•		中国り	帰国者	<u> </u>	•			•								サノ	ハリン帰国	国者		
都道府県	職訓中国	職訓中数	職訓高国	漢字	漢字 ゆっくり A·B	読解基礎	就職対応	運転免許	近隣交際	仮名簡単 日本語	入門 日本語	続入門 日本語A	続入門 日本語B	生活場面「消費」	生活場面 「医療」	生活場面「交通」	生活場面 「学校」	生活場面 「介護」	ピンイン 学習	作文1A· 1B·2A	おしゃべり 話題/文法	日能試N2	ヘルパー 講座	介護初任 者研修	発音	近隣交際	生活場面コース	漢字1~6	入門 日本語	続入門 日本語	合計
北海道	1	1		2		2	ı		2		7		1	2	3	1		2	2		17				2	2	6	1		1	38
青森				2		9			2	3	8	2	2	3	6	2		5			i ·	1 2			1						48
岩手						6				4		6	3					2			4				1						26
宮城						2	2		1	1	1		4		2			8	7	1	<u> </u>	3			1						31
秋田																															0
山形						1			2	3	1	3			1			2		2	2 1	3			1						20
福島						1 2	2		1	4		1		3	5			2	1	1		2	-		1						24 11
茨城						2	2			3	1					1					11	1		1	: <u>'</u>						11
栃木 群馬					-	3	,			3				1	4	-		6	1		3	2		<u>'</u>	1	1					26
埼玉				5		1 3	3 1	3	5	22	21	5	5	1	11		1	9	2	4	1 :	6	2	4	7	,					117
千葉				3	4	3	1 2		2	37			1	'	13		1	1		<u> </u>	4	10	3	3	4	ı		1			134
東京	5	2		16			5 6	14	14			31	17	15			15	23	20	6	19	1 20		11				1			467
神奈川				5	1		2 3	3 2	2 4		6	3	4	4			1	6	3	1	1	5		3	2						73
新潟		1				1	ı						1		2							1		1							7
富山						1				1	1						1	1	1		1				1						7
石川										2								1			i										3
福井						1				3					3	1		2		1	<u> </u>				1						12
山梨															1			1					2	2							6
長野				1	1:	3 4	1 3	3 2	2	14	10	3		3	13	1	_	4	1	ļ .		8		3	2	2					85
岐阜				3		2	2	-	1	0	/	3	1		3	1	5	1		3	3 2	2	1	3	1 2	,					41
静岡 愛知	1			7		2 /		-	2	3	/	4		1	15			1	2	-	2 1	,	2	2	2	1					21 69
三重	<u>'</u>			,		3 -	+			1		4		<u>'</u>	10			1	3		1:	'			4	•					09
滋賀						+ -	1 2	+	1	-	3	3	1		1					1	1	2	1			1					15
京都	1			3		- 3	3 1	1	1	2	2	5	3	4	. 8	2		3	1	<u> </u>	1	3		1	5	5					50
大阪	3	2	1	7	1-	4	7 1	4	9	2	5	9	12	6	20	3	8	10		5	3	10	1	5	9)					156
兵庫	3			9		8 8	3		2	4	9	6	9	1	5	3		17	4	4	1 6	9		1	3	3					111
奈良				1		3 2	2							2			3			1		2									14
和歌山									4	8	1	1		8	13	4		3	2						1						45
鳥取																															0
島根																					!										0
岡山	1			4		9		1	2	2	4	3	3	1	5		1	2	1		2	3		1	4	'					49
広島				6		2 2	2	1		2	2	6	5	1	1		1	2	2	1	5	11	1	4	4	1					59
山口						1						1	1	1							 		1		1						3
徳島 香川							1	1							1			1		1	 	-	1		1	1					2
<u> </u>		1				+	1	1	 	1	1			1	2			-		1	 	1	 	1	 	1					٥
高知							1		1	1	2			<u>'</u>	2					1	 	+ - '		1		1					8
福岡	2			2			3		<u> </u>	5	2				8		3	12	4	1	1'	1 8		1	4	ı					57
佐賀	-			_		†		1			_				1		Ť	12	<u> </u>	<u> </u>	1	1	l	<u> </u>	<u> </u>						3
長崎				1		3				1	3	1		1	4	1		4			1 :										19
熊本						3	3					2	3								1 :	2			1						11
大分						<u> </u>												1			<u> </u>	1									2
宮崎																					1										0
鹿児島										3						1		2			!				ļ						6
沖縄						2				1											<u> </u>				1						4
	17	7	1	77	16	0 68	3 21	31	56	184	165	98	76	60	231	35	40	136	55	35	56 5	5 117	18	50	92	2 0	6	3	0	1	1,901

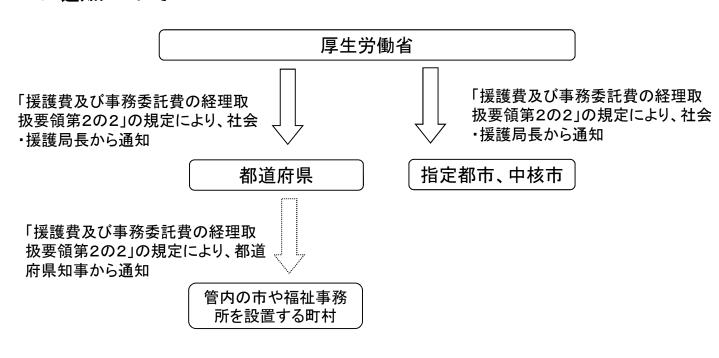
48 中国帰国者支援・交流センター一覧

名 称	40 中国帰国有又接・又派センター	<u>.</u> 	战31年4月1日現在
(事業の実施主体)	所 在 地	所長名 (委託団体の長)	開設年月日
北海道中国帰国者 支援・交流センター	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階	センター所長	平19.8.1
TEL: 011-252-3411 FAX: 011-252-3412	交通: JR札幌駅から徒歩約8分 地下鉄南北線さっぽろ駅から徒歩約8分 地下鉄南北線・東西線大通駅から徒歩約10分	富田彰	
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 TEL: 011-241-3976 FAX: 011-251-3971	〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階	北海道社会福祉協議会 会長 長瀬 清	
東北中国帰国者 支援・交流センター	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館	センター所長	平19. 8. 1
TEL: 022-263-0948 FAX: 022-217-9388	交通: 地下鉄南北線勾当台公園駅から徒歩約8分 市パス県庁市役所前下車徒歩約5分	米 谷 満	
社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 TEL: 022-225-8476 FAX: 022-715-8507	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館3F	宮城県社会福祉協議会会長	
首都圏中国帰国者 支援・交流センター	〒110-0015 東京都台東区東上野1-2-13 カーニープレイス新御徒町6階(教室)・7階(事務所)	センター所長	平13.11.1
TEL: 03-5807-3171 FAX: 03-5807-3174	交通: つくばエクスプレス、都営地下鉄大江戸線「新御徒町駅」A1出口より 徒歩1分 JR山手線「御徒町駅」北口より徒歩7分 東京メトロ日比谷線「仲御徒町駅」3出口より徒歩6分 東京メトロ銀座線「稲荷町駅」より徒歩6分	馬場尚子	
公益財団法人 中国残留孤児援護基金 TEL: 03-3501-1050 FAX: 03-3501-1026	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 5 番 8 号 オフィス虎ノ門 1 ビル	中国残留孤児援護基金 理事長 炭 谷 茂	
東海・北陸中国帰国者 支援・交流センター	〒461-0014 愛知県名古屋市東区橦木町 1 - 1 9 日本棋院中部会館 6 階	センター所長	平18. 9. 1
TEL: 052-954-4070 FAX: 052-954-4071	交通: 名古屋駅バスターミナル8番 幹名駅1系統 上飯田行きまたは大曽根行き利用東片端下車 徒歩3分 JR名古屋駅・名鉄名古屋駅から地下鉄桜通線利用 高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分 JR金山駅・名鉄金山駅から地下鉄名城線利用久屋大通駅 乗換え地下鉄桜通線高岳駅下車1番出口北へ徒歩10分	内藤 律夫	
社会福祉法人 愛知県厚生事業団 TEL: 052-325-7325 FAX: 052-325-7320	〒461-0032 愛知県名古屋市東区出来町2-8-21	愛知県厚生事業団理事長 樋口光男	
近畿中国帰国者 支援・交流センター	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11-12	センター所長	平13.11.1
TEL: 06-6361-6114 FAX: 06-6361-2997	交通:阪急梅田駅から東へ徒歩10分 阪神梅田駅から東へ徒歩10分 JR大阪駅から東へ徒歩10分 地下鉄堺筋線扇町駅A2番出口から西へ徒歩5分 地下鉄谷町線中崎町駅1番出口から南へ徒歩5分 JR環状線天満駅から西へ徒歩7分	山下 つねよ	
公益財団法人 大阪YWCA TEL:06-6361-0838 FAX:06-6361-2997	〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11—12	大阪YWCA 代表理事 鹿野幸枝	
中国・四国中国帰国者 支援・交流センター	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内	センター所長	平18.9.1
TEL: 082-250-0210 FAX: 082-254-2464	交通: 広島·広電バス「皆実町1丁目」(産業会館前)下車 徒歩1分 路面電車「比治山橋」電停下車 徒歩5分 広島・広電バス「大学病院入口」下車 徒歩10分	松野禎水	
社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 TEL: 082-254-3411 FAX: 082-252-2133	〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2	広島県社会福祉協議会 会長 山 本 一 隆	
九州中国帰国者 支援・交流センター	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(クローパープラザ内)	センター所長	平16.6.1
TEL: 092-589-6667 FAX: 092-589-6665	交通: JR鹿児島本線「春日駅」下車 徒歩1分 西鉄大牟田線「春日原駅」下車 徒歩9分 西鉄バス「JR春日駅」下車 徒歩1分	園田 眞通	
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 TEL: 092-584-3377 FAX: 092-584-3369	〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番7 福岡県総合福祉センター(クローバープラザ内)	福岡県社会福祉協議会会長 小川 弘毅	

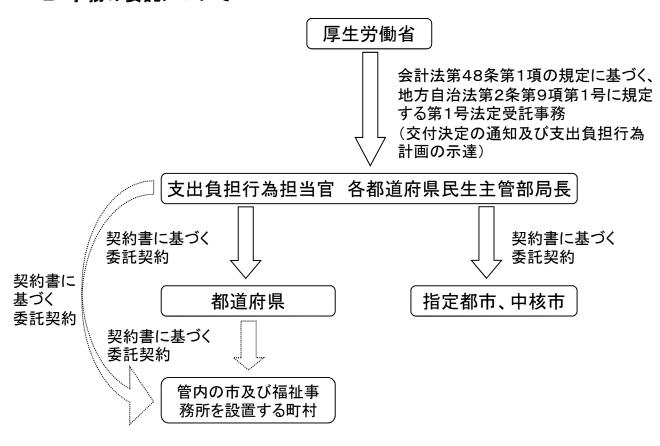
●支援・交流センターHP http://www.sien-center.or.jp/

49 遺族及留守家族等援護事務委託費(支援・相談員配置経費) の経理事務等の流れについて

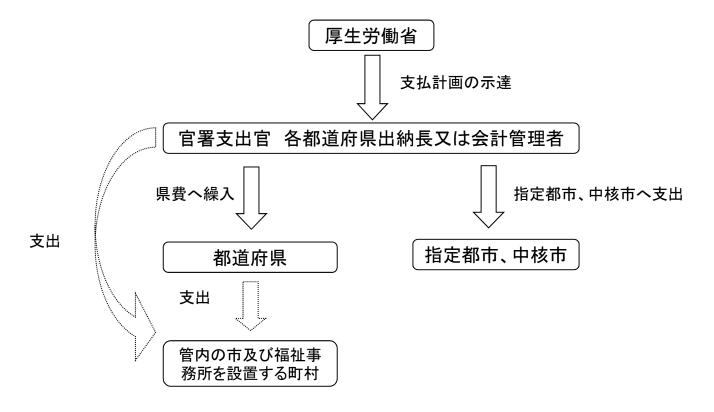
1 通知について



2 事務の委託について



3 委託費の支出について



4 流用協議、決算報告について

